



佐世保市 子どもまんなか計画

||||||| 令和7年度 → 令和11年度 |||||

子どもを安心して産み、楽しく育て、
子どもが健やかに成長できるまち

佐世保市

はじめに

宮島市長挨拶文掲載



目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と趣旨	2
(1) 計画策定の背景	2
(2) 計画の趣旨・目的	5
2. 計画の名称	6
3. 計画期間	6
4. 計画の対象	6
5. 計画の位置づけ	7
(1) 本計画の位置づけ	7
(2) SDGsの理念を踏まえた取組について	8
6. 計画の策定体制	9
(1) 佐世保市子ども・子育て会議	9
(2) 未就学児の保護者対象の子ども・子育てに関するアンケート調査	9
(3) こども基本法の趣旨（子ども等からの意見の反映）を踏まえた調査	9
(4) 長崎県が実施する関連調査	9
(5) パブリックコメント	9
7. 計画の推進と進捗管理	10
(1) 計画の推進にあたって	10
(2) 計画の進捗管理と点検・評価	10
第2章 現状と課題	11
1. 第2期新させばっ子未来プランの振り返り	12
(1) 政策の指標の実績	12
(2) KPIの達成状況	12
(3) 佐世保市におけるこれまでの主な取組	13
2. 佐世保市の子ども・若者、子育て当事者を取り巻く現状と課題	14
(1) 人口の推移	14
(2) 人口動態	16
(3) 出生の状況	17
(4) 人口推計	18
(5) 世帯の状況	20
(6) 就業の状況	21
(7) 在宅及び保育所・幼稚園・認定こども園の利用状況	22
(8) 長崎県子どもの生活に関する実態調査	23

3. 市民アンケート調査結果の概要	25
(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート実施概要	25
(2) 調査結果	25
4. 子ども・若者、子育て当事者等への意見聴取	33
(1) 小・中学生及び保護者を対象としたアンケート調査の概要	33
(2) 子ども・若者・子育て世代対象の定性調査	40
(3) 子どもと日常的な接点がある子育て支援団体等へのインタビュー	41
5. 佐世保市の課題	42

第3章 計画の基本方針 43

1. 佐世保市の子育てにおける将来像	44
(1) 佐世保市の将来のイメージ	44
(2) 各分野において目指す都市像	44
(3) 望まれる姿	45
(4) 政策の指標	45
2. 施策の推進	46
3. 子ども未来部の組織体制	47
4. 計画体系	48
5. 分野別「重要度」「満足度」調査に関する重点的取組	49
6. 本計画の構成と見方	50

第4章 具体的な取組 51

施策1 母子保健の推進	52
方向性1 妊娠・出産等に関する知識の普及	53
① 幼児期から思春期における「いのちの教育」の推進	53
② 食育による子育て支援	53
方向性2 母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減	54
① 安全で健やかな妊娠・出産への支援	54
② 乳幼児健康診査の適切な実施	55
③ 家庭訪問による支援	56
④ 子どもに関する相談支援	57
⑤ 児童虐待の未然防止	57
方向性3 子どもの療育と発達支援	58
① 子ども発達センターと地域での障がい児支援	58
② 児童発達支援センターすぎのこ園での障がい児支援	58

施策2 地域での子育て支援	59
方向性1 地域における子育て支援の充実	60
① 地域子育て支援機能の充実	60
② ファミリーサポートセンターの運営	60
③ 子育て支援サークルの自主的活動へのサポート	61
④ 子育てサポーターの養成	61
⑤ 子育て支援意識の高揚	61
⑥ 事業者の子育てに対する理解促進	61
方向性2 地域における子どもの健全育成	62
① 放課後児童対策パッケージに係る取組の推進	62
② 施設の利活用による地域での子どもの居場所づくり	62
施策3 幼児教育・保育の充実	63
方向性1 幼児教育・保育における量の確保と質の向上	64
① 幼児教育・保育環境の充実	64
② 幼児教育・保育の質の向上	64
方向性2 幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開	65
① 延長保育等の実施	65
② 病児保育の推進	66
③ その他の保育事業	66
施策4 経済的支援の推進	67
方向性1 経済的支援の推進	68
① 児童手当・児童扶養手当制度の適切な実施	68
② 福祉医療費制度の運用	68
③ ひとり親家庭等の自立促進（佐世保市ひとり親家庭等自立促進計画）	68
施策を支える包括的な取組	70
方向性1 子ども・若者の育成・支援	71
① ライフステージを通じた切れ目ない支援	71
② ライフステージ別の支援	73
③ 子育て当事者への支援	77
④ 子ども・若者の貧困対策	79
方向性2 親や子どもの居場所づくり	80
① 親と子どもを孤立させない居場所づくり	80
② 放課後の居場所づくり	80
③ 子ども・若者が誰でも気軽に利用できる居場所づくり	80

方向性3 共働き・共育での推進	81
① ワーク・ライフ・バランスに向けた気運の醸成	81
② 男性の家事・子育てへの主体的な参画推進・拡大	81
方向性4 子育て情報提供と相談体制の充実	82
① 子育て支援情報の発信	82
② 発信情報の検索性・利便性向上	82
③ 気軽に相談できる窓口の整備	82

第5章 子ども・子育て支援事業計画 83

1. 教育・保育提供区域の設定	84
2. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期	84
(1) 量の見込みの算出方法	84
(2) 前期計画の振り返り	84
(3) 量の見込みと確保方策	86
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期	88
(1) 前期計画の振り返り	88
(2) 地域子ども・子育て支援事業における新規事業	89
(3) 地域子ども・子育て支援事業における運用見直し	90
(4) 地域子ども・子育て支援事業と本計画の各施策との関連	90
(5) 量の見込みの算出方法	91
(6) 量の見込みと確保方策	91
① 利用者支援事業	91
② 妊婦等包括相談支援事業	92
③ 妊婦健康診査	93
④ 産後ケア事業	94
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業	95
⑥ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	96
⑦ 子育て世帯訪問支援事業	98
⑧ 子育て短期支援事業	99
⑨ 親子関係形成支援事業	100
⑩ 地域子育て支援拠点事業	101
⑪ ファミリーサポートセンター事業	102
⑫ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	103
⑬ 一時預かり事業	104

⑭ 延長保育事業	106
⑮ 病児保育事業	107
⑯ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	108
⑰ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	108
⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	109
⑲ 児童育成支援拠点事業	110
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	111
（1）認定こども園の普及に係る基本的考え方	111
（2）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策	111
（3）地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに保育所、幼稚園及び認定こども園と小学校等との連携の推進方策	111
資料編	112
1. 佐世保市子ども・子育て会議委員名簿	113
2. 佐世保市子ども育成条例	114
3. 佐世保市子ども・子育て会議条例	117
4. 佐世保市の子ども・子育てに関する計画の変遷	119
5. 佐世保市子ども・子育て会議審議経過	120
6. 子どもの権利	121
7. こども基本法	122
8. 用語解説	123

第1章

計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

● 我が国における子ども・若者・子育てを取り巻く諸問題

【少子化の進行】

我が国の出生数は、第1次ベビーブーム期(1947～1949年)には約270万人、第2次ベビーブーム期(1971～1974年)には約210万人でしたが、その後減少を続け、2023年の出生数は72万7277人(※)で、統計開始以来、最少の数字となり、合計特殊出生率は、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、第2次ベビーブーム期には約2.1まで低下、2023年には1.20(※)と過去最低となりました。

少子化の主な原因は女性人口の減少、未婚化と晩婚化(若い世代での未婚率の上昇や、初婚年齢の上昇)、有配偶出生率の低下で、我が国の婚姻件数を見ると、第2次ベビーブーム期には年間100万組を超えていましたが、2023年には47万4717組(※)と半分以下となっています。

(※:【出典】厚生労働省「令和5年(2023)人口動態統計月報年計(概数)の概況」)

【子ども・若者を取り巻く諸問題】

令和4年には、児童相談所が児童虐待相談として対応した件数が219,170件と過去最多(※1)となり、不登校児の割合も3.17%と過去最多(※2)となりました。また、小中高生の自殺者数についても全国で514人と過去最多(※3)になったことに加え、コロナ禍が追い打ちをかけるように地域のつながりの希薄化や集団活動や体験活動の減少が進行するなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。また、我が国の子ども・若者の幸福度は先進5か国での調査で最も低い状況(※4)にあり、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会(ウェルビーイングの向上)を目指していくことが求められています。

※1：【出典】令和6年版厚生労働白書

※2：【出典】文部科学省(2023)「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」

※3：【出典】警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

※4：【出典】こども家庭庁「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査」(令和5年度)

【子育て環境の変化】

子育ての環境については、働き方の変化に伴い、女性が第1子出産後も就業継続する割合は約7割(※1)と増加しており、男性の育児休業取得率は令和5年に30.1%に増加(※2)しているものの、男性と比較した女性の家事・育児関連時間(無償労働時間)はOECD諸外国平均の1.9倍と比較して、我が国は5.5倍(※3)と最も多い状況にあり、育児負担は女性に集中しています。

また、核家族化の進行(3世代世帯の割合が平成17年の21.2%から令和2年の9.4%に減少(※4))や地域における地縁的なつながりの希薄化(自治会・町内会の加入率が平成22年の78.0%から令和2年の71.7%に減少(※5))などを背景に、子どもにどのようにかわっていけばよいか分からず悩み、孤立感を募らせ、情緒が不安定になっている親が増えていると考えられます。

※1：【出典】国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2021年)

※2：【出典】資料:厚生労働省「雇用均等基本調査」/令和5年度

※3：【出典】内閣府「男女共同参画白書」(令和2年版)

※4：【出典】国勢調査

※5：【出典】総務省「自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケート調査」における600市区町村の平均

● 「こども基本法」の施行と「こども家庭庁」の創設

すべてのこどもが幸せな生活を送ることができる社会を目指して、こどもに関する取組を進めるために、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり「こども基本法」が作られ、令和5年4月に施行されました。また同月に「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、幼児期までのこどもの健やかな成長のための環境づくりや、家庭における子育て支援等に関する基本的な政策を企画立案・推進するために「こども家庭庁」が創設されました。

● 「こども大綱」・「こども未来戦略」の策定

令和5年12月、国において、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。また、同月に、若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、「こども未来戦略」が策定されました。

● こども未来戦略に掲げる「加速化プラン」

こども未来戦略に掲げる今後3年間の集中的な取組期間において実施する具体的な施策として、

- (1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組
- (2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
- (3) 共働き・共育ての推進
- (4) こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

の項目が盛り込まれました。

● 「市町村こども計画」の策定

こども基本法の第10条に基づき、国のこども大綱及び都道府県こども計画を勘案した「市町村こども計画」の策定に関する内容が努力義務として明記されたことを踏まえ、現計画である「第2期新さっぽろ子未来プラン」の計画期間が令和6年度までとなっていることから、令和7年度を始期とする次期計画の策定が求められました。

なお、こども家庭庁が作成した自治体こども計画策定ガイドラインでは、「市町村こども計画」は、国が策定するこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して定めることとされており、国のこども大綱は、こども基本法第9条第3項において、

- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項
- ・子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- ・少子化対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

を含むものでなければならないとされています。

したがって、こども大綱を勘案して策定する市町村こども計画にもこれらに相当する内容を盛り込むことが求められています。

● 法改正に伴う、地域子ども・子育て支援事業の拡充

【児童福祉法改正に伴う事業の拡充】

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、児童福祉法が令和4年6月に改正、令和6年4月1日に施行されました。

この改正では、訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業が新設され、これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施することとなりました。
(令和4年6月15日公布、令和6年4月1日施行)

【子ども・子育て支援法改正に伴う事業の拡充】

「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるため、子ども・子育て支援法等が令和6年9月に改正、令和7年4月1日に施行予定で、妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)、産後ケアに関する事業等が新設されます。

(令和6年9月30日公布、令和7年4月1日施行予定)



(2) 計画の趣旨・目的

- 佐世保市では、「子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち」づくりを進めるため、子ども・子育て分野のマスタープランである「第2期 新させばっ子未来プラン」を策定し、各種施策・事業を展開していますが、当該プランの終期が令和6年度であることから、令和7年度を始期とする次期計画の策定が必要となっています。
- 全国的な少子化が進行する中、子育て環境についても働き方の変化に伴い、女性の出産後の就業継続割合が高まる一方、核家族化や、地域における地縁的な繋がり希薄化が進むなど、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化している状況を踏まえ、子ども・子育ての分野において、佐世保市としてどのような方向性や考えをもって対応していくのかを明示する必要があります。
- 本計画に関しては、国のこども大綱が示す「すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福(※)な生活を送ることができる社会を実現する」ことを目的として、こども基本法に基づくこども大綱及び都道府県こども計画を勘案した市町村こども計画へと移行し、これまでの「第2期 新させばっ子未来プラン」を包含した新たな計画として、計画的に推進することを意図するものです。

(※「幸福」とは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいう。)

- 下記の表は、本計画と国の関係法令との関係性を示したものです。

	佐世保市子どもまんなか計画				
	法律名	計画名称	個別計画策定	法律等に基づく市町村こども計画としての必要事項	本計画に盛り込む内容
	こども基本法	市町村こども計画	努力義務	1.子ども・若者育成支援推進法(義務) 2.子どもの貧困対策の推進に関する法律(義務) 3.少子化対策基本法(義務) 4.その他各法令に基づく計画(努力義務)	下記の3つの法令に基づく計画を網羅
市町村こども計画	1.子ども・若者育成支援推進法	市町村こども・若者計画	努力義務	【子ども・若者育成支援推進大綱・基本的方針】 1.全ての子ども・若者の健やかな育成 2.困難を有する子ども・若者やその家族の支援 3.創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援 4.子ども・若者の成長のための社会環境の整備 5.子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援	●子どもの居場所づくり ●子育て支援 ●児童虐待、自殺、貧困等の対策等
	2.子どもの貧困対策の推進に関する法律	市町村計画	努力義務	【子どもの貧困対策に関する大綱・基本的方針】 1.教育の支援 2.生活の安定を資するための支援 3.保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援 4.経済的支援	●妊娠活動期から子育て期にわたる切れ目ない支援 ●ひとり親世帯への支援 ●経済的支援(児童扶養手当など)等
	3.少子化対策基本法	—	計画策定に関する規定なし	【少子化社会対策大綱・主な施策】 1.結婚支援 2.妊娠・出産への支援 3.仕事と子育ての両立 4.地域・社会による子育て支援 5.経済的支援	●妊娠・出産への支援(不妊治療など) ●仕事と子育ての両立 ●地域での子育て支援 ●経済的支援(児童手当など)等
市町村こども計画と一体的に策定する計画	法律名	計画名称	個別計画策定	法律等に基づく各計画としての必要事項	本計画に盛り込む内容
	次世代育成支援対策推進法	市町村行動計画	義務	1.施策の目標・KPI 2.施策毎具体的な取組内容及び実施時期	●目標値の設定(KPI) ●施策の具体的な取組内容
	子ども・子育て支援法	市町村子ども・子育て支援事業計画	義務	1.教育・保育提供区域の設定 2.教育・保育提供区域における各年度の教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保並びに実施時期 3.各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保並びにその実施時期 4.確保方策(体制)の内容	●教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保 ●地域子ども・子育て支援事業(19事業)の量の見込み及び提供体制の確保
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	ひとり親家庭等自立促進計画	努力義務	支援・取り組み内容 ・生活支援・経済的支援・就業支援・相談体制の充実 【参考:他都市の状況】 支援・取り組み内容(カテゴリー別) 1.相談体制及び情報発信の充実 2.就業支援 3.子育て・生活支援 4.経済的支援・養育費の確保 5.子どもへの支援	●生活支援 ●経済的支援 ●就業支援 ●相談体制の充実

2. 計画の名称

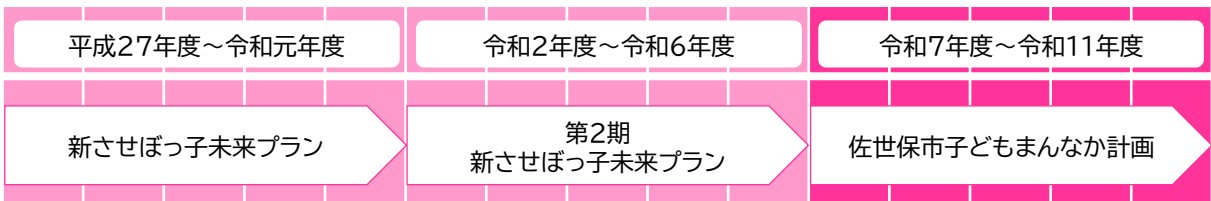
本計画は、名称を

「佐世保市子どもまんなか計画」

とします。

3. 計画期間

- 本計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5か年計画とします。
- なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化、法改正など国の動向等を踏まえ、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行います。



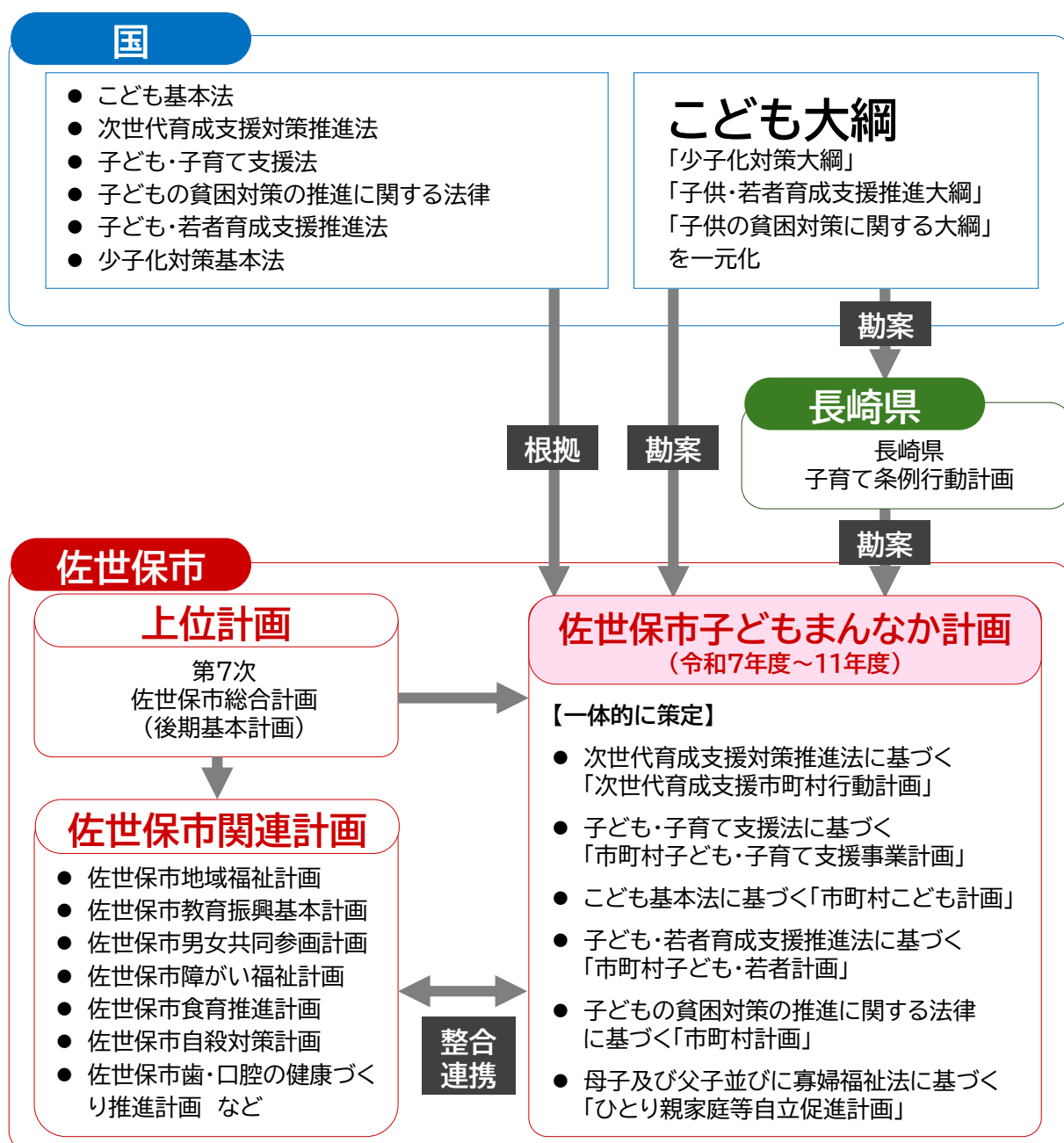
4. 計画の対象

- 本計画の対象は、国のこども大綱に準じて子ども・若者（おおむね0歳から30歳まで）及び子育て世帯とします。
- 本計画において、「子ども」はおおむね18歳未満を指すものとします。「若者」はおおむね思春期（15歳程度）から30歳未満までを指すものとしますが、施策によっては40歳未満までを対象とする場合があります。また、「子ども」と「若者」は、一部重複します。
- 「子ども」の表記について、国においては、こども基本法の基本理念を踏まえ、年齢で区切りを置かない概念として、ひらがな表記の「こども」を使用することが推奨されていますが、本市では佐世保市子ども育成条例に基づき、「子ども」を15歳未満と定義し、15歳以上18歳未満の子どもについても、支援の対象としていることから、子どもの「子」の部分の漢字にした表記とします。

5. 計画の位置づけ

(1) 本計画の位置づけ

- 本計画は、本市のまちづくりの指針である「佐世保市総合計画」を上位計画とし、「佐世保市地域福祉計画」などの関連する政策分野の計画と整合を図りながら、本市における子どもと子育てに関する施策を総合的に推進するための計画とします。
- また、本計画は次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画と、子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画及び、こども基本法に基づくこども大綱、都道府県こども計画を勘案した市町村こども計画を一体化した計画として位置づけます。



(2) SDGsの理念を踏まえた取組について

- SDGs(Sustainable Development Goals)は、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することを目指しています。
- 本市においても、このSDGsの理念を踏まえながら各取組を推進し、市民の皆様が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化を実現していくとともに、国際社会の一員として、SDGsの達成に貢献していくこととしています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- なお、本計画に掲げる施策と特に関連するSDGsの目標は次のとおりです。

	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ		すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する		ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する		

6. 計画の策定体制

(1) 佐世保市子ども・子育て会議

子どもと子育てに関連する各分野の専門家、学識経験者、公募市民等で構成する市の附帯機関である「佐世保市子ども・子育て会議」において、子どもと子育てに関する課題分析や計画内容について議論を行いました。さらに、全体会議の下に施策ごとに3分科会(※)を設置して、より専門的な内容について議論を行いました。

〈※〉(施策1)母子保健の推進・(施策4)経済的支援の推進、(施策2)地域での子育て支援、(施策3)幼児教育・保育の充実

(2) 未就学児の保護者対象の子ども・子育てに関するアンケート調査

子育て世代のニーズを十分に把握するために、市内在住の0歳から5歳の子どもの保護者(回答数1,257人)へのアンケートを実施しました。

(3) こども基本法の趣旨(子ども等からの意見の反映)を踏まえた調査

【小・中学生及び保護者を対象としたアンケート】

教育委員会の協力を得て、小・義務教育学校2・3年生(回答者数2,612人)、小・義務教育学校4・5・6年生(回答者数4,206人)、中学校1～3年生(義務教育学校の後期課程を含む)(回答者数3,211人)及び、小学生保護者(回答者数3,153人)、中学生保護者(回答者数1,310人)へのアンケートを実施しました。

(以降、義務教育学校の前期課程は「小学校」、後期課程は「中学校」に含みます)

【子ども・若者、子育て世代の市民を対象としたインタビュー】

市内の企業に勤務する市内在住の20代～30代の若者に対してグループインタビューを実施しました。また、市内在住の障がいのある子ども(高校生)に対してインタビューを実施しました。

【障がい児の保護者、子どもと日常的な接点がある子育て支援団体等へのインタビュー】

障がい児の保護者に対するインタビューと、子ども食堂及びファミリーサポートセンターの関係者に対するインタビューを実施しました。

(4) 長崎県が実施する関連調査

【子どもの生活に関する実態調査】

長崎県内在住の小学5年生・中学2年生(回答者数4,840人)、小学5年生・中学2年生の保護者(回答者数4,944人)へのアンケートを実施しました。

【長崎県子どもアンケート】

長崎県内在住の小学生(回答者数8,447人)、中学生(回答者数6,624人)、高校生(回答者数2,757人)、特別支援学校小学部(回答者数25人)、特別支援学校中学部(回答者数29人)、特別支援学校高等部(回答者数21人)、その他(回答者数20人)へのアンケートを実施しました。

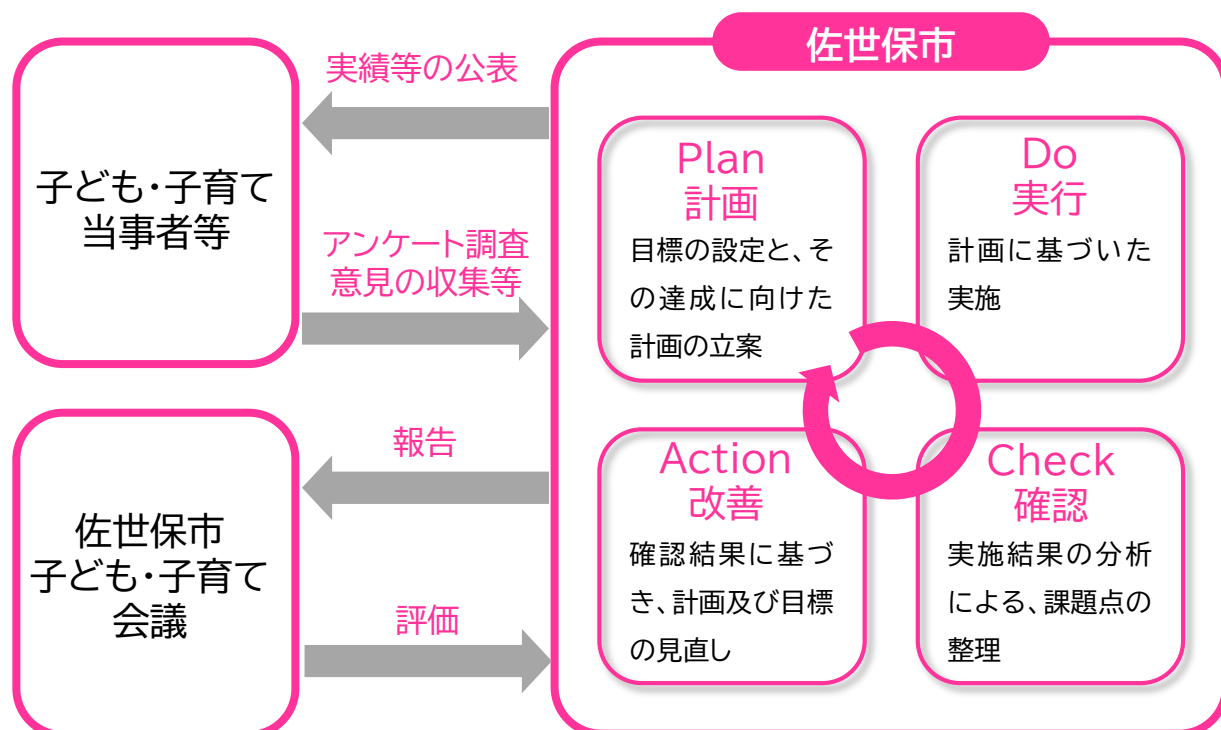
(5) パブリックコメント

広く市民からの意見を伺うため、計画(案)に対するパブリックコメントを実施し、5人から合計41件の意見が寄せられました。

7. 計画の推進と進捗管理

(1) 計画の推進にあたって

本計画の推進にあたっては、「佐世保市子ども・子育て会議」において各種施策の実施状況を審議するなど、継続的に点検・評価・見直し(PDCAサイクルの実践)を行い、より実効性のある施策展開を図ります。



(2) 計画の進捗管理と点検・評価

計画の進捗管理にあたっては、数値目標の達成状況等を確認しながら、「佐世保市子ども・子育て会議」において定期的に点検・評価を行います。

なお、評価結果については、市のホームページ等で適宜公表するとともに、必要に応じ計画内容の見直しを行います。

第2章

現状と課題

1. 第2期新させばっ子未来プランの振り返り

第2期新させばっ子未来プランにおいては、“量から質へ”を主な社会的背景として、「子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち」の実現のため、子ども・子育てを支える「人財」育成の観点を重視しながら、3つの施策、4つの包括的重点プロジェクトのもと、計画的な取組の展開を図りました。

(1) 政策の指標の実績

社会指標	計画策定当初 (平成30年度)	目指す方向	現状値
合計特殊出生率(※1)	1.71(※2)		1.68(※3)
子ども女性比(※4)	0.22470		0.20287

※1 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値

※2 平成20年～平成24年調査分

※3 平成30年～令和4年調査分

※4 0歳から4歳人口(男女計)を15歳から49歳女性人口で除した値(計画策定当初:平成31年1月1日・現状値:令和6年10月1日現在)

「合計特殊出生率」「子ども女性比」とも、国・長崎県の数値を上回っているものの、当初計画時の数値から減少傾向をたどっており、将来目指すべき希望出生率[国民1.80(2025年)／市民2.09(2030年)]と比較すると、大きな乖離が見られます。

これは、近年の出生数の減少傾向及び人口流出による人口減少等の影響があったものと推察されます。

(2) KPIの達成状況

施策	KPI (重要業績評価指標)	令和2年度 (当初計画)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)
施策1	乳幼児健康診査受診(%)	96.0	94.9	94.6	95.0	96.5
	乳幼児福祉医療費受給資格の認定率(%)	100.0	98.6	98.5	98.3	98.4
施策2	地域子ども・子育て支援事業の平均利用回数(回)	50.0	27.1	24.0	30.9	37.1
施策3	保育所待機児童数(人) (10/1現在)	0	0	0	0	0
	幼児教育・保育の量の確保率(%)	100.0	98.2	96.3	98.1	95.0

各施策において掲げたKPI数値については、概ね当初計画時の数値を達成しました。

これは、母子保健法や子ども・子育て支援法等の関連法令の趣旨を踏まえたうえで、適切かつ計画的な実施・運用を図っており、その効果の表れであると捉えています。

しかし、施策2「地域子ども・子育て支援事業の平均利用回数」については、令和2～4年度における、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、当初計画の数値を下回りました。

令和4年度以降、新型コロナウイルス感染症が感染症法の5類に移行したことにより、利用状況は回復傾向にありますが、当初計画には届いておりません。

(3) 佐世保市におけるこれまでの主な取組

令和2年以降の主な取組

令和2年3月	➤ 第2期新させぼっ子未来プランの策定
令和2年度	➤ 陣痛タクシー事業開始 ➤ 私立幼稚園の副食費の補助対象を「第2子以降の子ども」へ拡大 ➤ 地域版子育て支援アイデア募集・奨励金事業開始 ➤ 病児保育室1か所増設 ➤ 「赤ちゃんの駅」運用開始 ➤ 保育料のコンビニ収納サービス開始 ➤ 天神幼稚園閉園
令和3年度	➤ 子ども未来部機構改革 ➤ 医療的ケア児保育支援事業開始 ➤ 子育て応援アプリ「させぼっ子ナビ」の運用開始 ➤ 大黒保育所・中部子育て支援センターの民間委託開始 ➤ 西九州させぼ広域都市圏連携事業開始 ➤ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯・ひとり親世帯以外)事業開始(令和5年度まで)
令和4年度	➤ 中央公園屋内遊び場施設「Athletic Resort メリッタKid's SASEBO」供用開始 ➤ 保育所利用調整にAI導入 ➤ 小・中学生、ひとり親家庭等福祉医療費の現物給付開始(令和4年10月～) ➤ 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金実施事業開始(令和5年3月～)
令和5年度	➤ 産婦健康診査事業開始 ➤ 福祉医療の対象を小・中学生から高校生等まで拡大(償還払い方式) ➤ 大野小学校区に放課後児童クラブ新規開設 ➤ 保育所・放課後児童クラブが所有する送迎バスへの置き去り防止・安全装置導入支援 ➤ 保育士等への処遇改善対策実施 ➤ 保育所等における物価高騰対策(給食食材費価格高騰支援)実施
令和6年度	➤ 「すこやか子どもセンター」の設置 ➤ 第2子以降の1、2歳児の保育料無償化開始 ➤ 不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業開始 ➤ 産前・産後家事育児支援事業開始 ➤ 産後ケア事業利用者負担軽減開始 ➤ 中部子育て支援センター(大黒保育所)を民間移譲 ➤ 小中学生・ひとり親の福祉医療費に関する現物給付対象地域を北松地域へ拡大(松浦市・平戸市・佐々町・小値賀町) ➤ 大塔小学校区に放課後児童クラブ新規開設

2. 佐世保市の子ども・若者、子育て当事者を取り巻く現状と課題

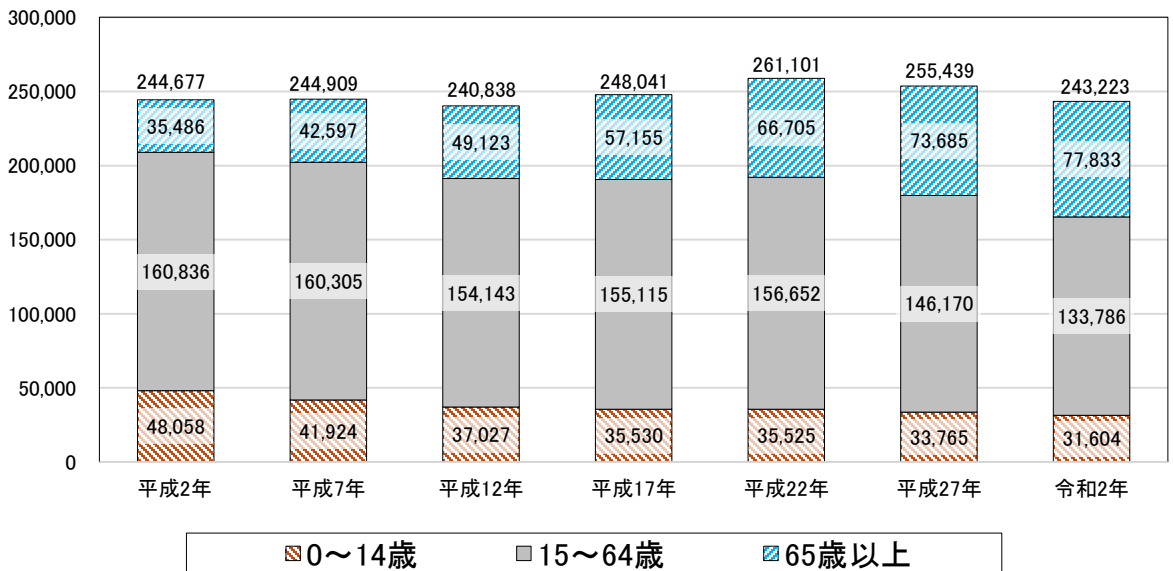
(1) 人口の推移

① 総人口及び年齢3区分別人口の推移

本市の人口は平成12年以降増加が続いていましたが平成27年には減少に転じ、国勢調査が行われた令和2年には243,223人となっています。これは全国の傾向と同じ人口減少社会であり、特に65歳以下の人口が減少していることがわかります。

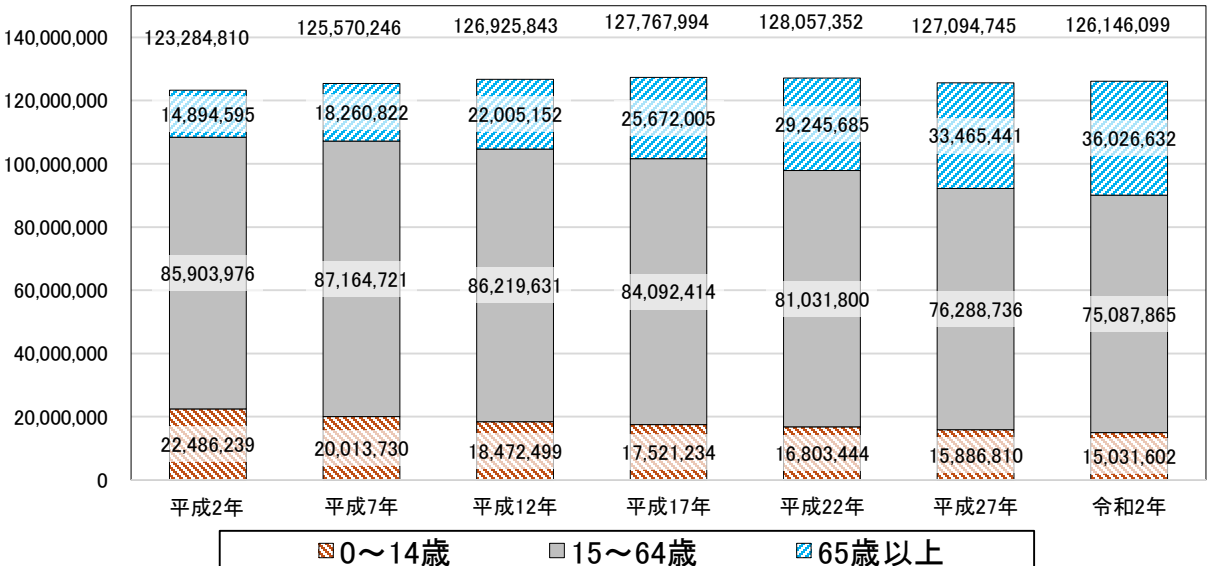
■ 佐世保市

(人)



■ 全国

(人)

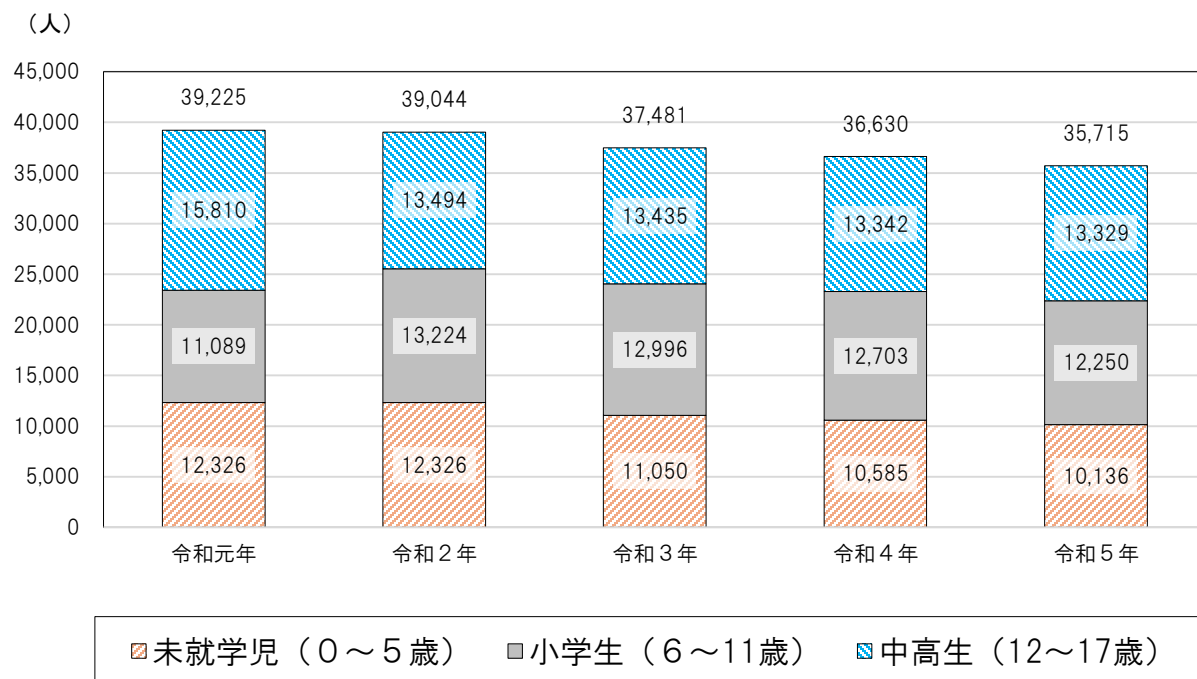


※グラフには「年齢不詳」の人数を記載していないため、グラフ上の数値の合計と総人口の数値は一致しません。

資料：国勢調査

② 18歳未満人口の推移

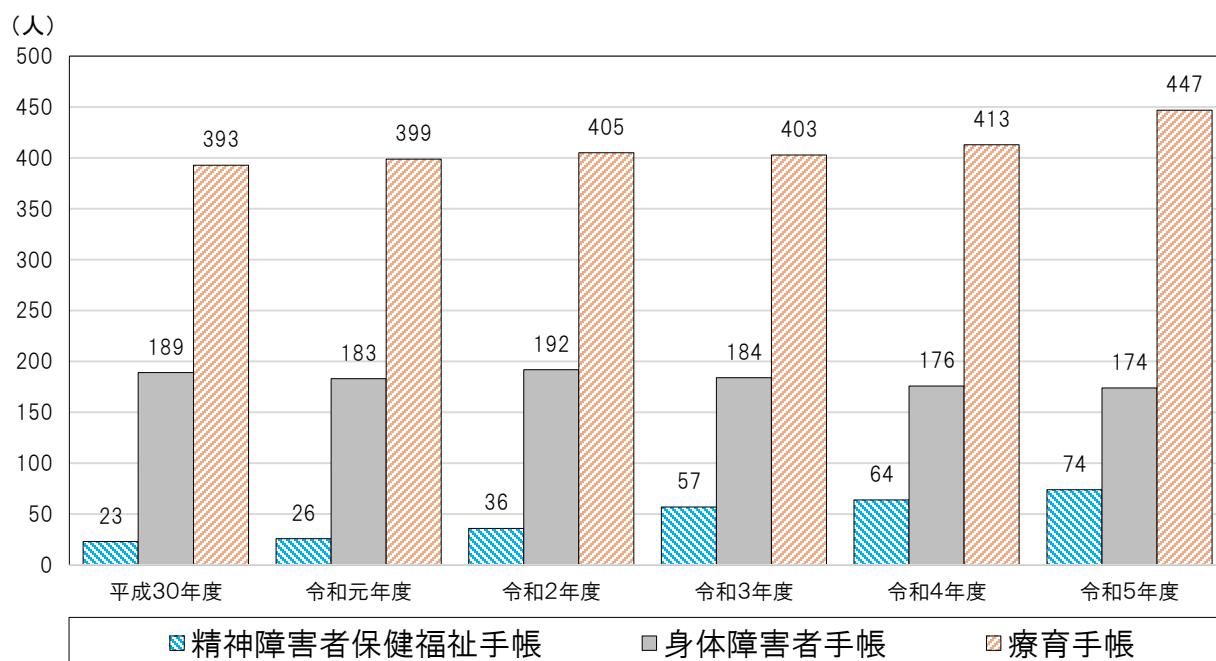
全国的に急速な少子化が進行しており、本市においても、18歳未満人口が令和元年から令和5年にかけて3,510人減少し、約8.9%の減少となっています。



資料：住民基本台帳

③ 18歳未満の障がい者手帳所持者数の推移

本市における身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にありますが、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加しています。

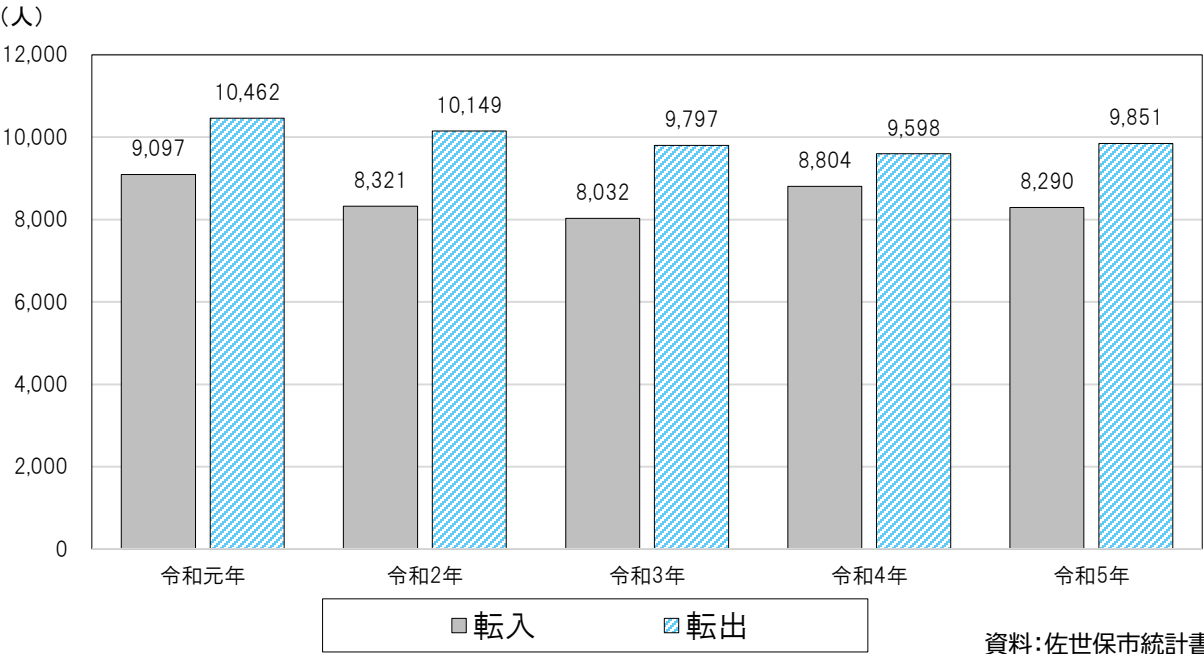


資料：障がい福祉課(各年度末現在)

(2) 人口動態

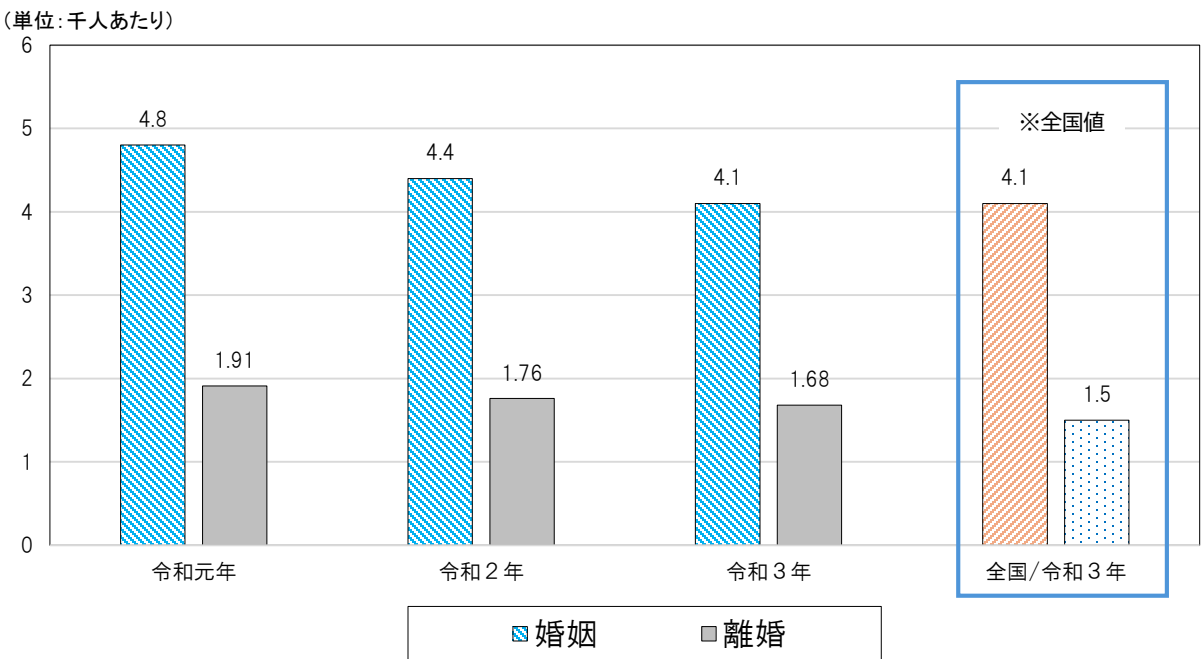
① 転入・転出者数の推移

毎年、転出者の数が転入者を上回っています。令和5年にはその差が1,561人となっており、佐世保市の人口減少の一因になっています。



② 婚姻・離婚件数の推移

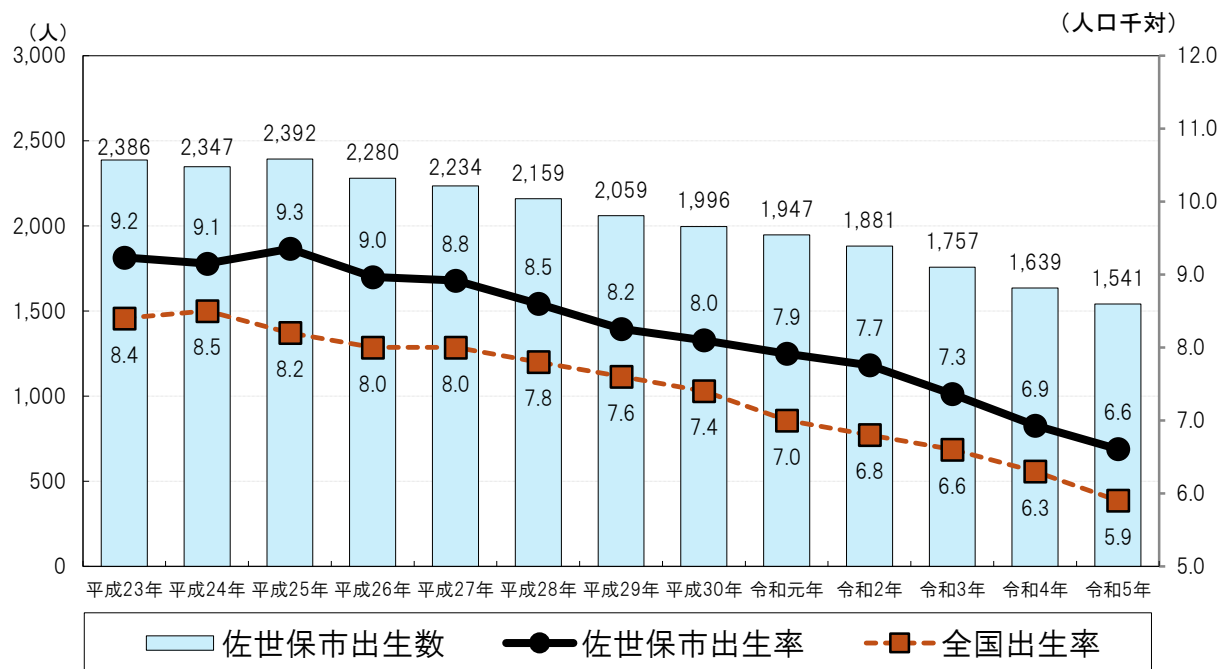
人口当たりの婚姻件数は徐々に低下しており、令和3年には全国平均と同じ4.1となりました。一方、離婚件数は依然として全国平均を上回っています。



(3) 出生の状況

① 出生数の推移

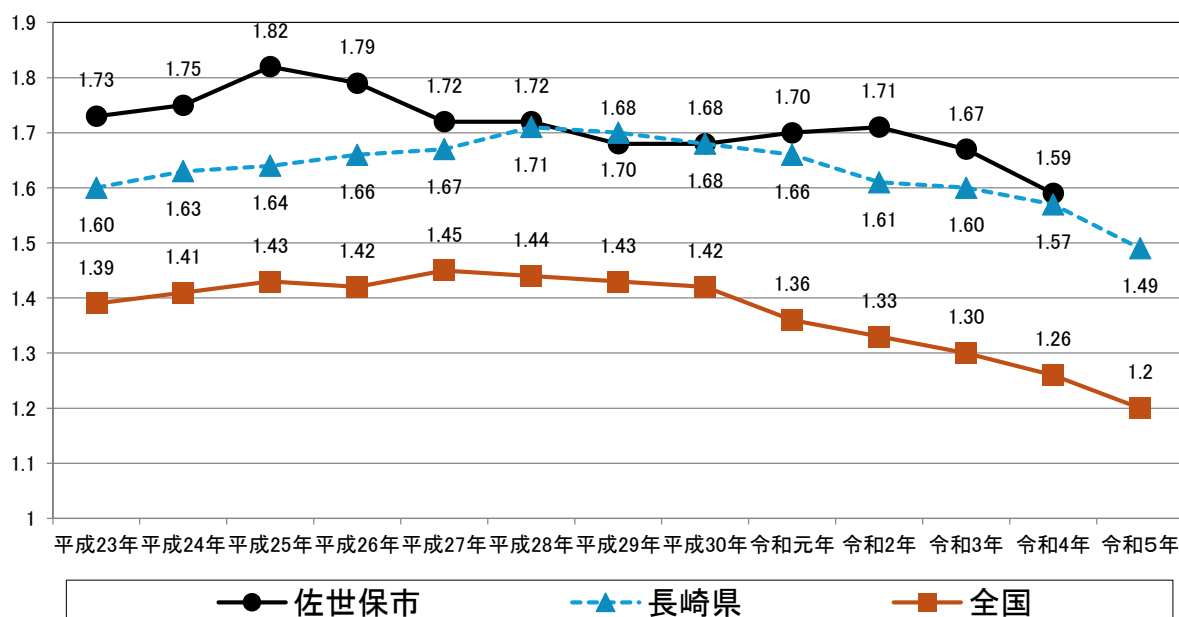
本市の出生数は減少を続けており、平成25年と令和5年を比較すると、851人(約35.6%)減少しています。



資料:e-Stat(政府統計ポータルサイト)・佐世保市統計書

② 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、全国・長崎県と比較して若干高いものの、減少傾向にあります。

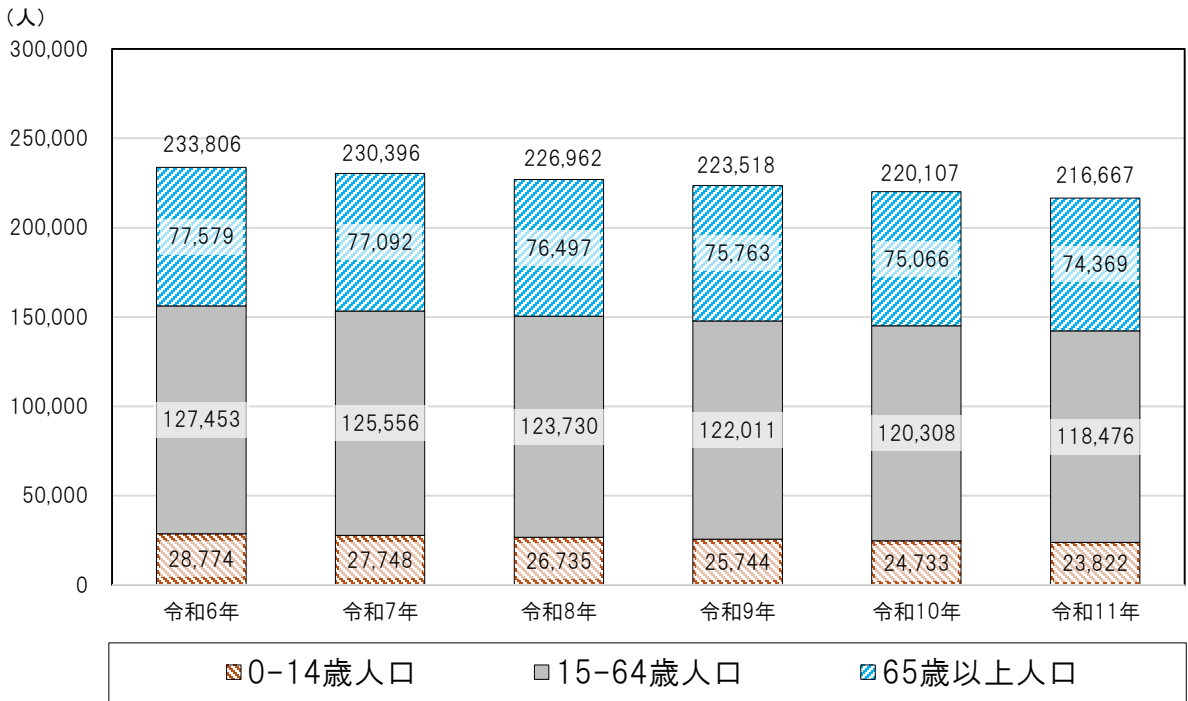


資料:e-Stat(政府統計ポータルサイト)・佐世保市は長崎県福祉保健課にて算出

(4) 人口推計

① 佐世保市の人口推計

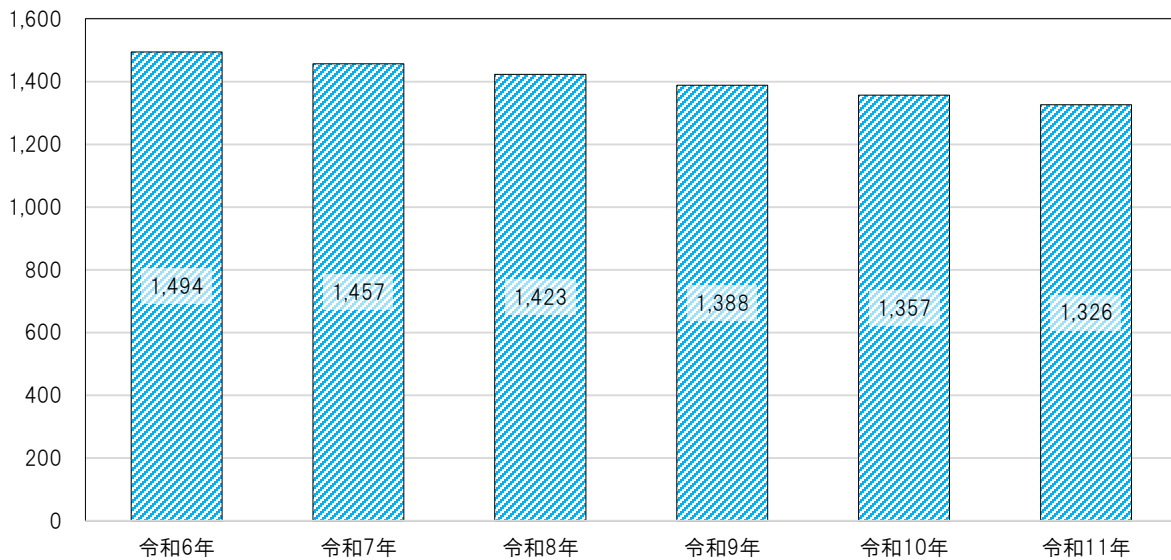
当市の人口は、令和6年から令和11年にかけて17,139人(約7.3%)減少し、特に14歳以下の人口は4,952人(約17.2%)減少すると推計されています。



資料：住民基本台帳を基準に推計

② 0歳人口の推計

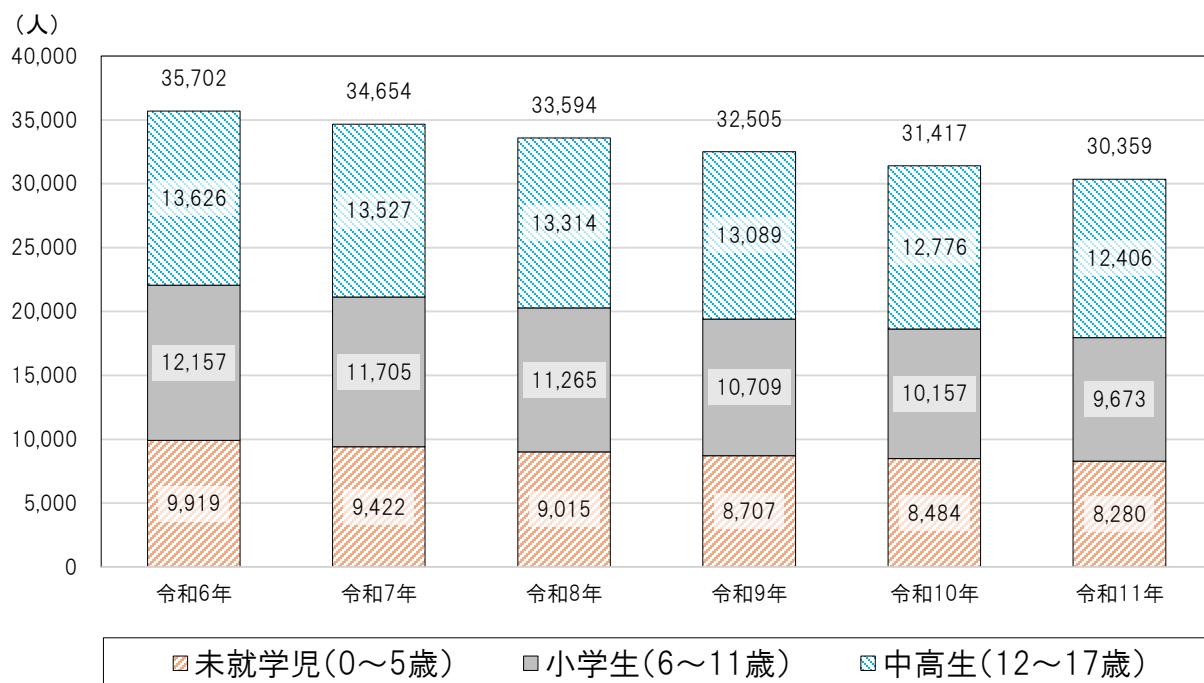
当市の0歳人口は、令和6年から令和11年にかけて168人(約11.2%)減少すると推計されています。



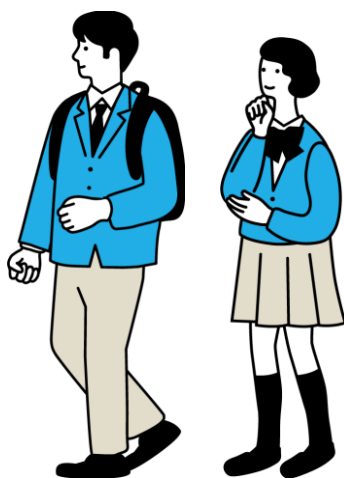
資料：住民基本台帳を基準に推計

③ 18歳未満人口の推計

当市は今後も急速な少子化の進行が続くことが予想され、18歳未満人口は令和6年から令和11年にかけて5,343人(約15.0%)減少し、令和11年には30,359人になることが推計されています。



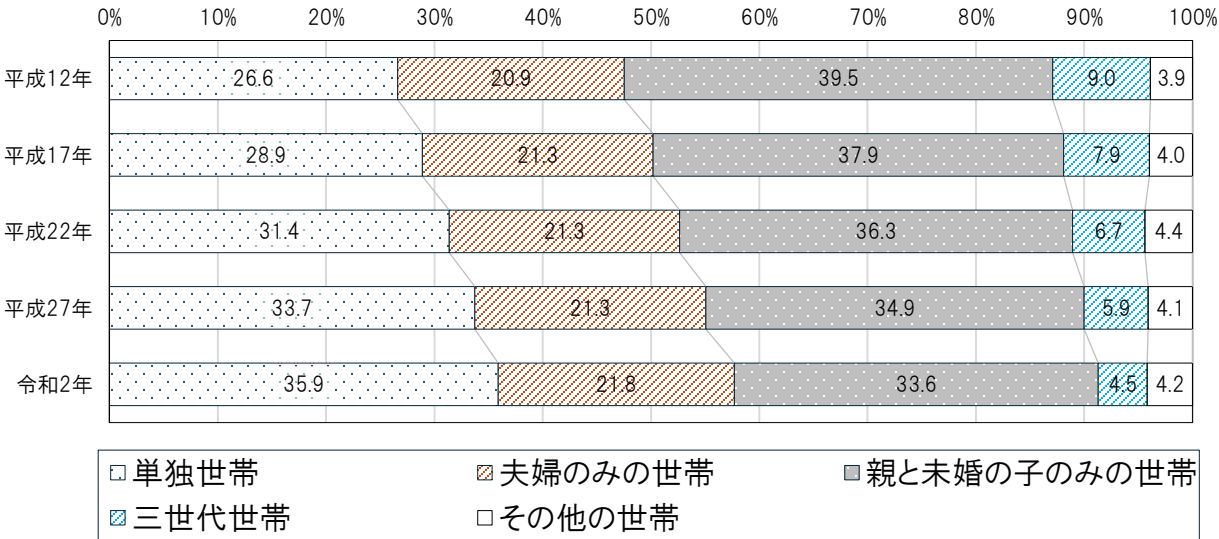
資料:住民基本台帳を基準に推計



(5) 世帯の状況

① 世帯構成割合の推移

本市の世帯構成割合は「単身世帯」が増加し、「三世代世帯」が減少しており、核家族化が進行しています。



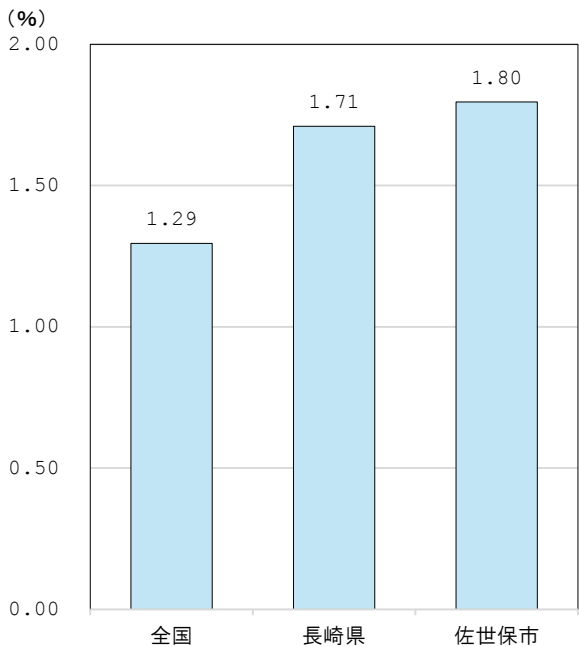
資料:国勢調査

② ひとり親世帯の割合

令和2年の国勢調査(左図)では、20歳未満の子どもがいる家庭のうち、母子家庭もしくは父子家庭の割合は、全国と比較して長崎県及び佐世保市が高くなっています。

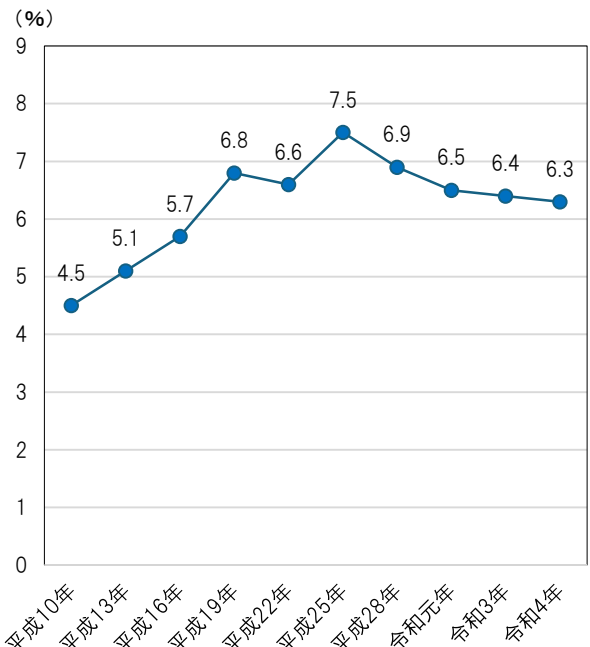
また、厚生労働省の国民生活基礎調査(右図)では、全国の18歳未満の未婚の子どもがいるひとり親世帯割合の推移は、平成25年からやや減少しているものの、平成10年との比較では増加しています。

総世帯のうち、20歳未満の子どもがいる母子世帯もしくは父子世帯の割合(令和2年国勢調査)



資料:国勢調査

18歳未満の未婚者のいる世帯のうち、ひとり親と未婚の子のみの世帯数割合(全国)

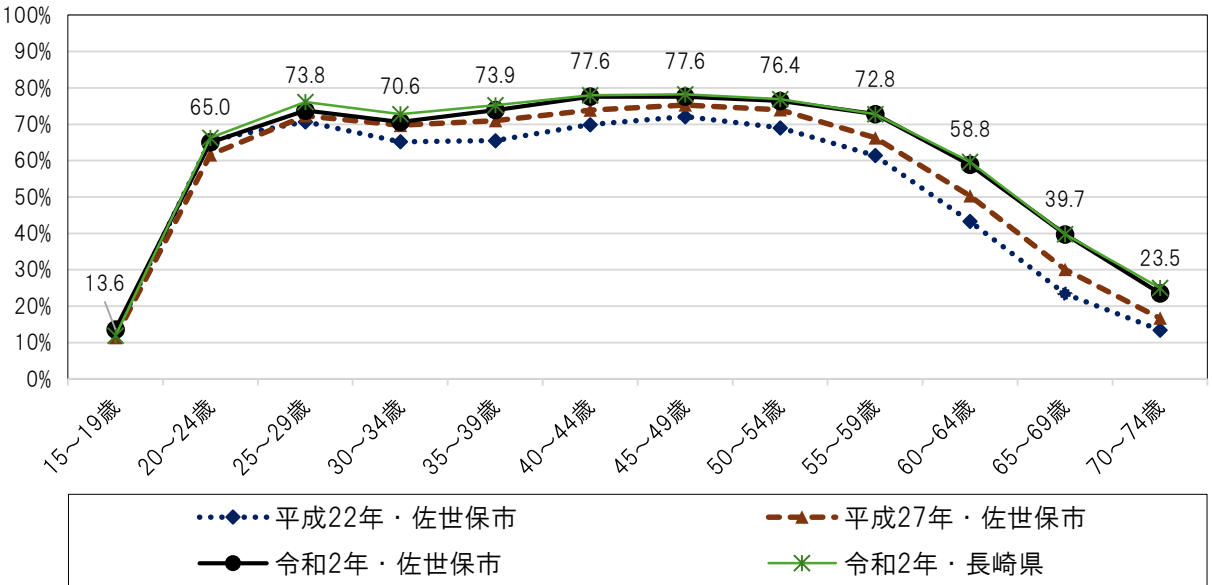


資料:厚生労働省 国民生活基礎調査の概況

(6) 就業の状況

① 女性の就業率の状況

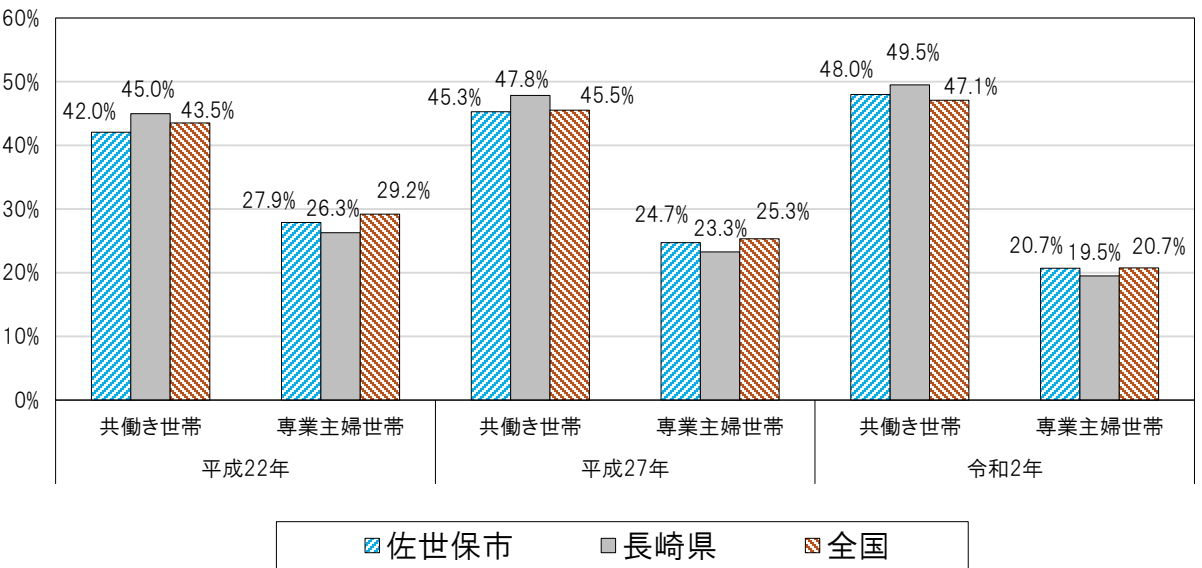
本市の女性の就業率は平成22年以降、各世代ともに上昇傾向にあります。



資料:国勢調査

② 共働き世帯の割合

本市の共働き世帯は、平成22年の42.0%から令和2年の48.0%へ6ポイント増加しています。一方、専業主婦世帯は、平成22年の27.9%から令和2年の20.7%へ7.2ポイントの減少となっています。



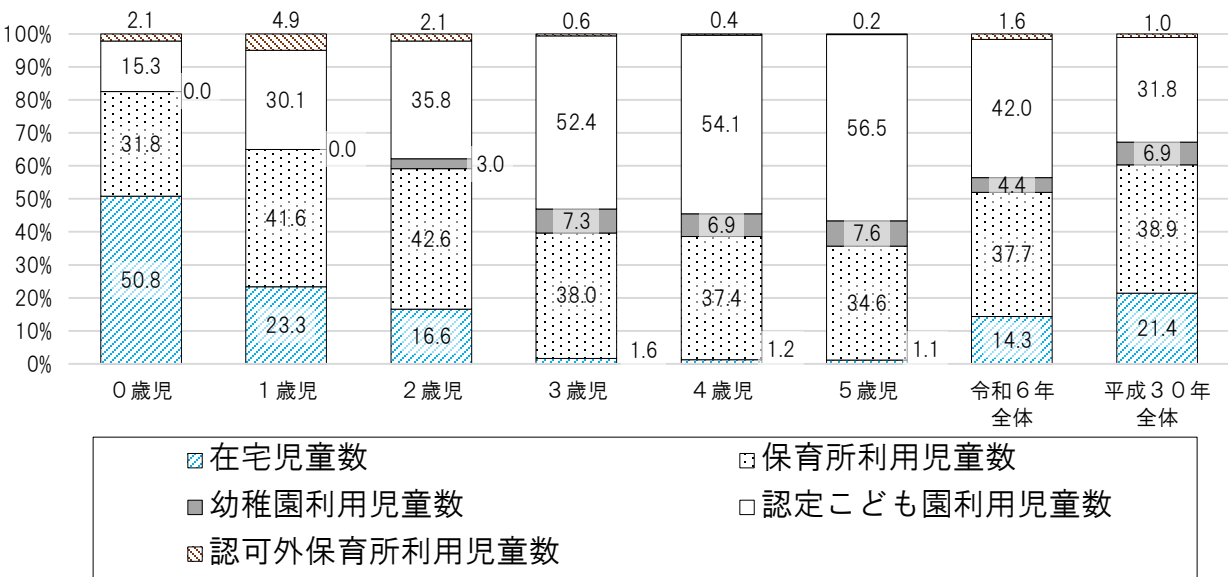
資料:国勢調査

（7）在宅及び保育所・幼稚園・認定こども園の利用状況

① 在宅及び保育所・幼稚園・認定こども園の利用割合

令和6年10月現在、在宅児童数割合は0歳児が50.8%と最も高く、3歳からはほとんどの子どもが通園しています。保育所利用児童数割合は全体で37.7%、認定こども園利用児童数割合は3～5歳児で約50～60%となり、保育所利用児童数割合を上回っています。一方で、幼稚園利用児童数割合については、認定こども園への移行等の影響もあり、3～5歳児にかけて7%前後の利用となっています。

平成30年と比較すると、在宅児童の割合が減少し、認定こども園の利用割合が約10ポイント増加しています。



年齢	未就学児童数	在宅児童数	保育所利用児童数	幼稚園利用児童数	認定こども園利用児童数	認可外保育所利用児童数
0歳児	1,453	738	462	0	222	31
1歳児	1,543	360	642	0	465	76
2歳児	1,641	272	699	49	587	34
3歳児	1,790	29	681	131	938	11
4歳児	1,785	21	668	123	966	7
5歳児	1,848	20	640	140	1,044	4
令和6年全体	10,053	1,440	3,792	443	4,222	163
平成30年全体	13,159	2,821	5,116	908	4,188	126

資料：佐世保市

② 待機児童数の推移

佐世保市における待機児童数は、10年以上連続して年度当初(4月1日)時点ではゼロとなっています。また、年度途中(10月1日)時点においても令和2年度以降の待機児童数はゼロとなっています。

	平成30年4月	平成30年10月	平成31年4月	令和1年10月	令和2年4月	令和2年10月	令和3年4月	令和3年10月	令和4年4月	令和4年10月	令和5年4月	令和5年10月
定員総数	6,861	6,961	7,039	7,039	7,161	7,161	7,265	7,390	7,390	7,390	7,400	7,404
待機児童数	0	5	0	41	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：佐世保市

(8) 長崎県子どもの生活に関する実態調査

長崎県では、県内の子どもの生活状況と現行の支援制度の課題等を把握し、より効果的に子どもの貧困対策等を推進するため、県内20市町で小学5年生及び中学2年生の子どもと保護者を対象に「長崎県子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。この調査における佐世保市の結果について、記載をしています。

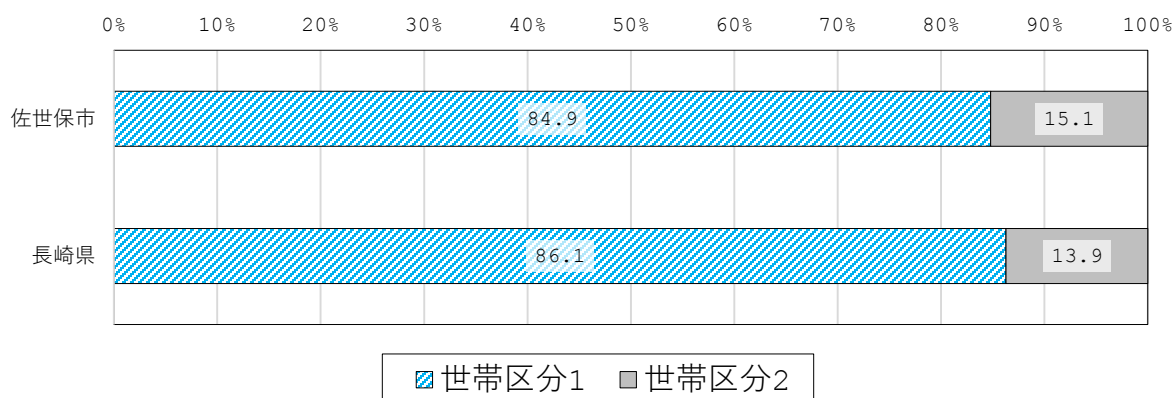
① 所得階層別世帯割合

今回(令和5年度)調査の結果、本市における相対的貧困率(世帯区分2の割合)は15.1%となっており、平成30年度調査時の10.2%よりも割合が4.9ポイント増加しています。

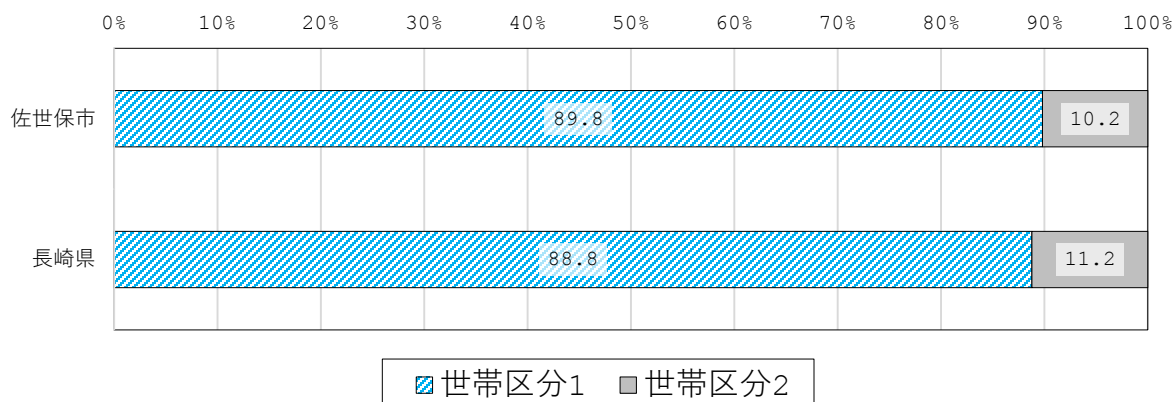
また、長崎県と比較すると、平成30年度調査時の相対的貧困率は長崎県の11.2%を下回っていたものの、今回の調査では、長崎県の13.9%を1.2ポイント上回る結果となっています。

※相対的貧困率は、一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいいます。

■ 令和5年度調査



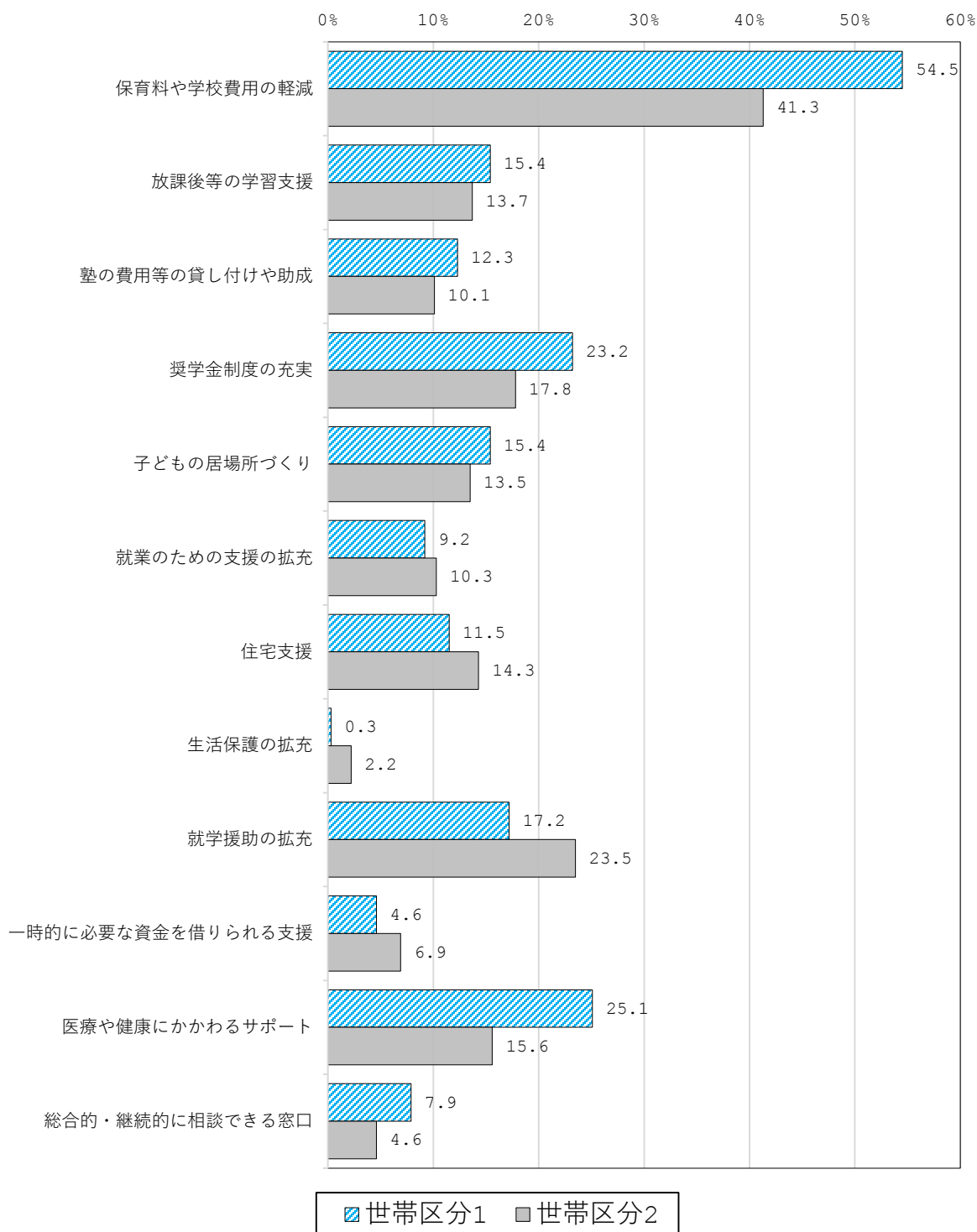
■ 平成30年度調査



資料：長崎県子どもの生活に関する実態調査

② 子どもを育てていく上で必要と思う支援

小・中学生の保護者の「世帯区分1」「世帯区分2」ともに、「保育料や学校費用の軽減」が最も高くなっており、次いで「世帯区分1」の回答では「医療や健康にかかわるサポート」が高いのに対し、「世帯区分2」の回答では「就学援助の拡充」が高くなっています。



資料：長崎県子どもの生活に関する実態調査

3. 市民アンケート調査結果の概要

(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート実施概要

- ・調査目的 : 現在子育て中の保護者に、本市の子育て支援サービスの利用状況・利用希望等をうかがい、計画に反映させることを目的にアンケートを実施しました。
- ・調査対象者 : 佐世保市在住の0～5歳児の保護者
- ・調査期間 : 令和6年3月～令和6年5月
- ・調査方法 : 郵送による配布・回収、WEB回収
- ・調査概要 : アンケート調査の主な結果については次のとおりです。
なお、各アンケート調査の結果については、市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.sasebo.lg.jp/kodomomirai/kodosei/kodomomannakakeikaku.html>



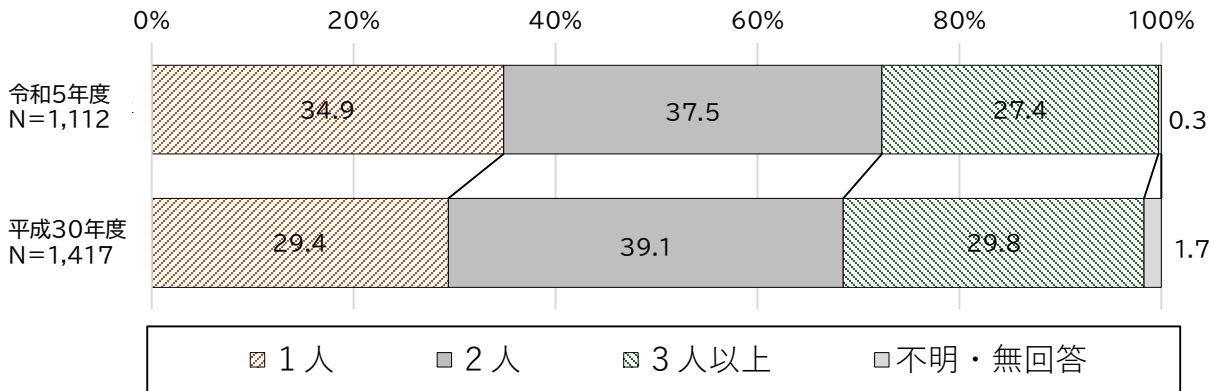
配布数	回収票数			有効回収票数	有効回収率
2,990	WEB回収数	返送回収数	合計回収数	1,256	42.0%
	758	499	1,257		

(2) 調査結果

(問)お子さんは何人いらっしゃいますか【単数回答】

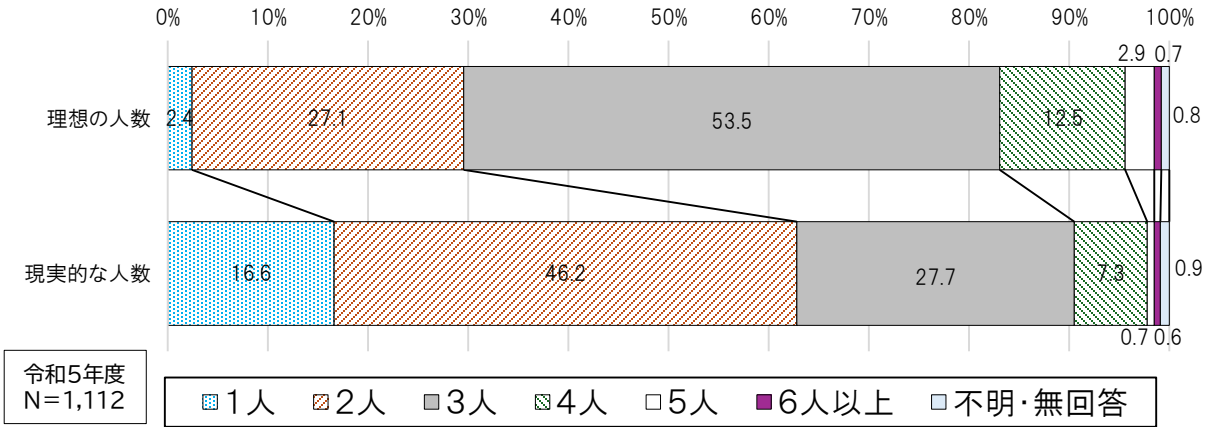
「2人」が37.5%で最も高くなっています。次いで「1人」が34.9%、「3人以上」が27.4%が続いています。

前回(平成30年調査)と比較して、「1人」の割合が増加し、「2人」及び「3人以上」の割合が減少しています。



(問)お子様の人数について「理想の人数」と「現実的な人数」について【単数回答】

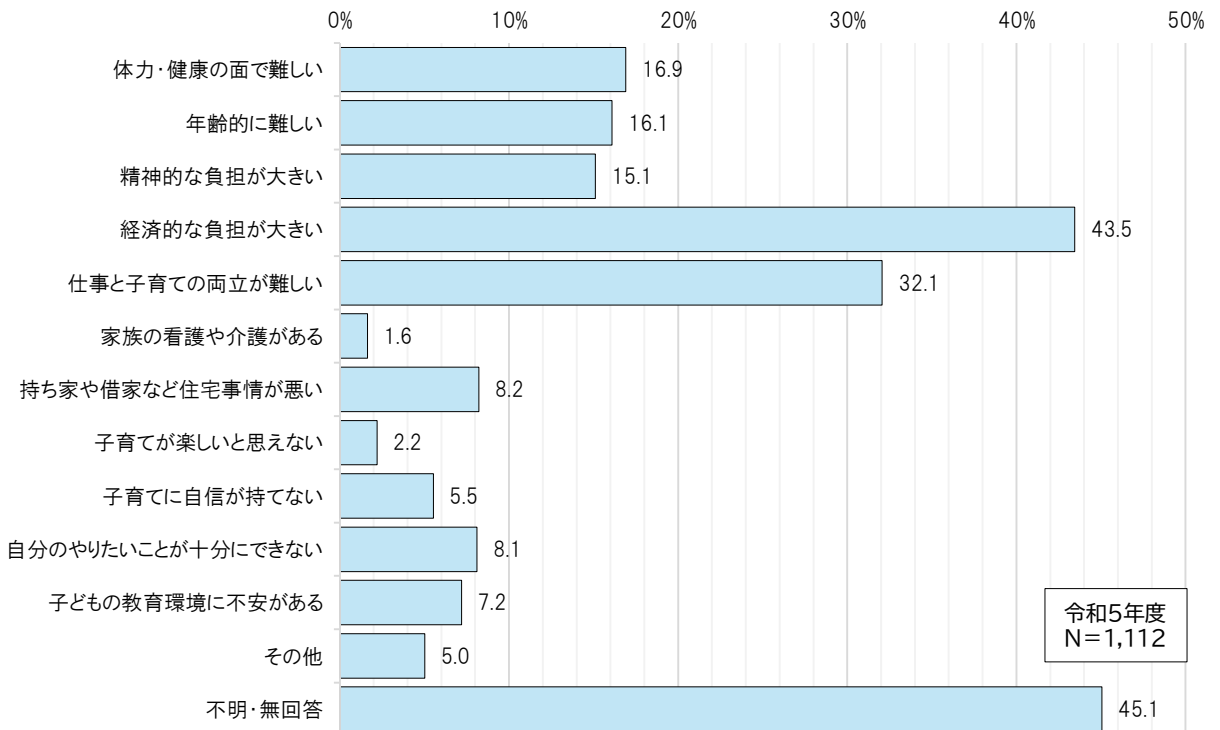
理想の人数では「3人」が53.5%を占めている一方、現実的な人数では「3人」が27.7%に留まるなど、現実的な子どもの人数は理想の人数に比べて少なく、子どもの人数の理想と現実には隔たりがあります。



(問)現実的なお子様の人数が、理想のお子様の人数よりも少ない理由【複数回答】

「経済的な負担が大きい」が43.5%と最も多く、続いて「仕事と子育ての両立が難しい」が32.1%となっています。

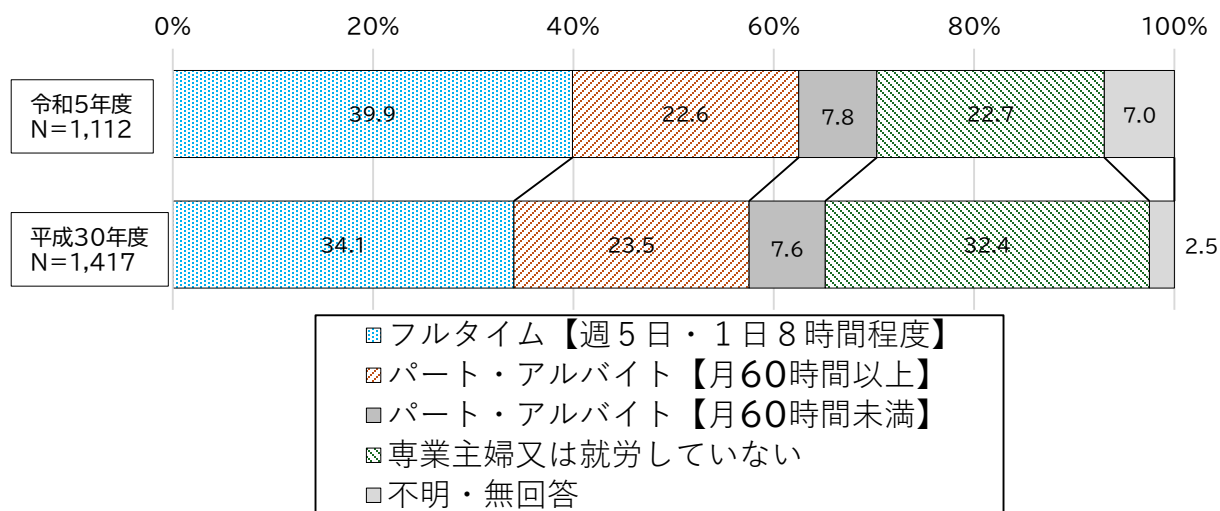
経済的な課題が子どもの人数を制限する大きな要因になっています。



(問)母親の就労(自営業、家族従事者含む)について【単数回答】

「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」が39.9%と最も高くなっています。次いで「専業主婦又は就労していない」が22.7%、「パート・アルバイト【月60時間以上】」が22.6%と続いています。

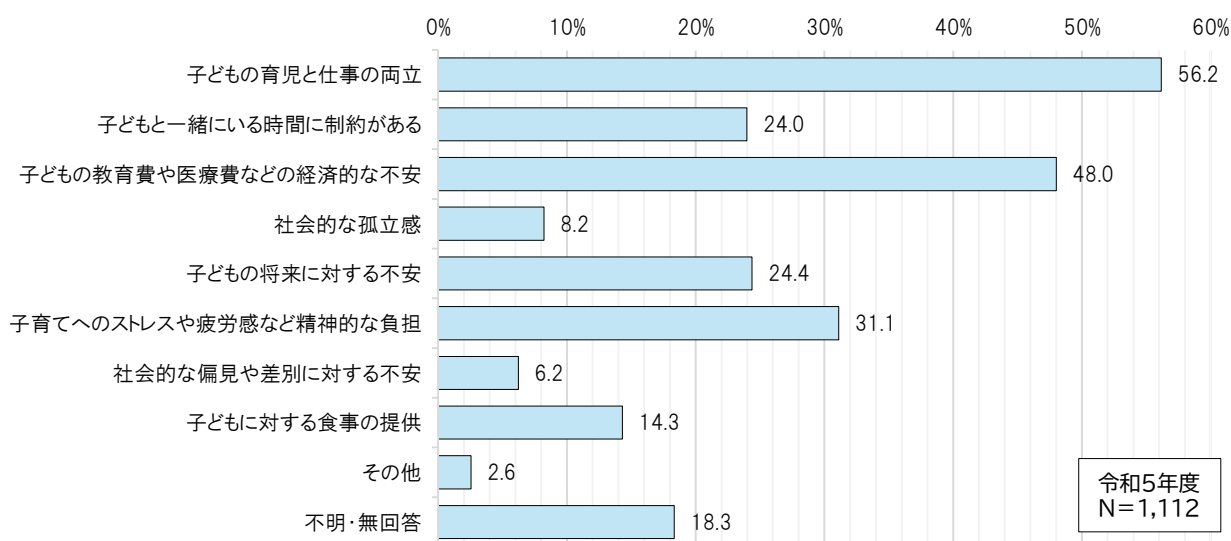
前回(平成30年度調査)と比較して「フルタイム」の割合が増加している一方「専業主婦又は就労していない」の割合が減少しています。



(問)子育てにあたって、感じている不安や課題【複数回答】

「子どもの育児と仕事の両立」が56.2%で最も高くなっています。続いて「子どもの教育費や医療費などの経済的な不安」が48.0%、「子育てへのストレスや疲労感など精神的な負担」が31.1%となっています。

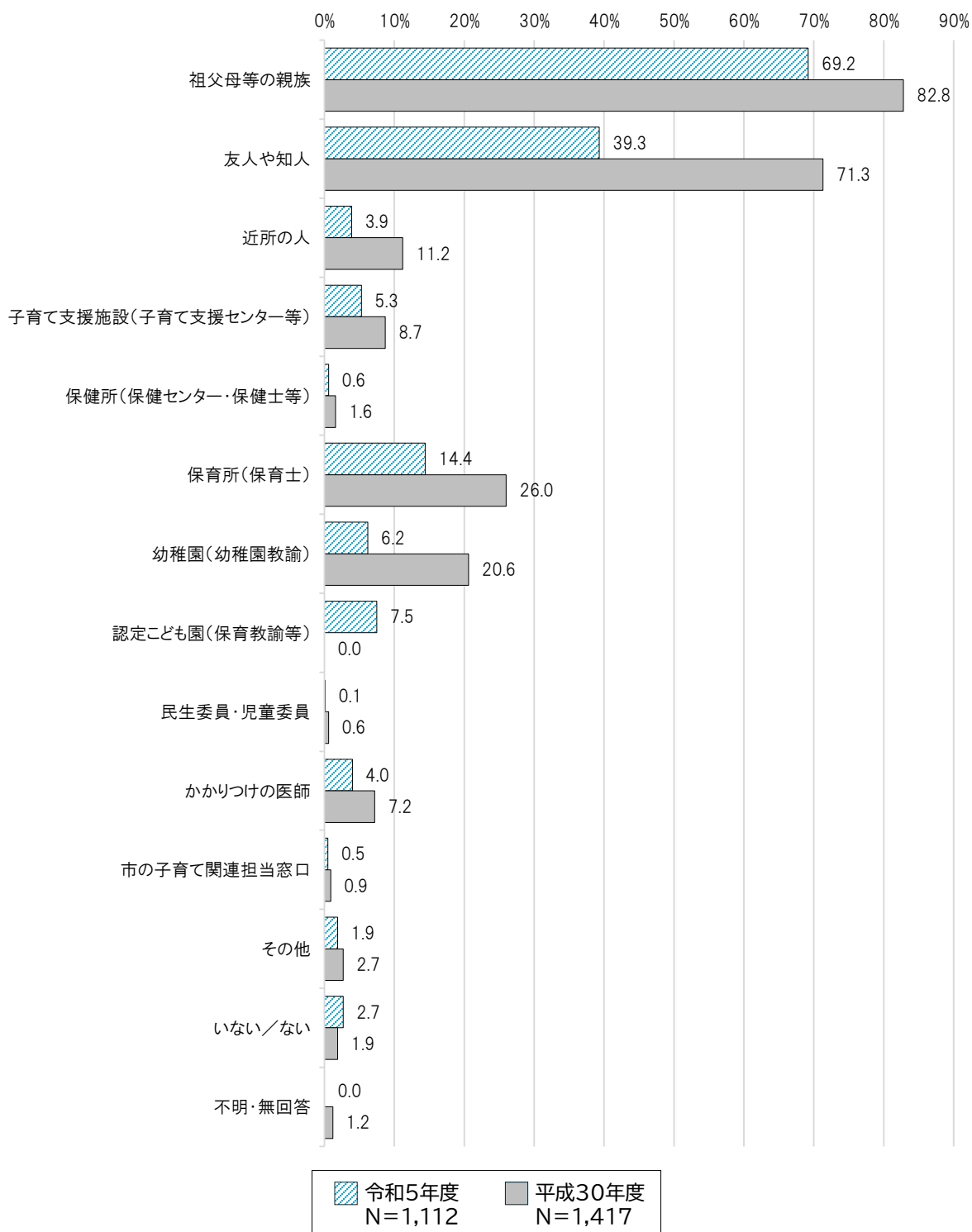
子育てに感じている不安や課題についても、経済的な問題や仕事との両立となっています。



現実的な子どもの人数が少ない理由と、子育てにあたって感じている不安や課題は、ともに「育児と仕事の両立」「経済的な負担」が主な理由となっています。

(問)お子様の子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は誰(どこ)ですか【複数回答】

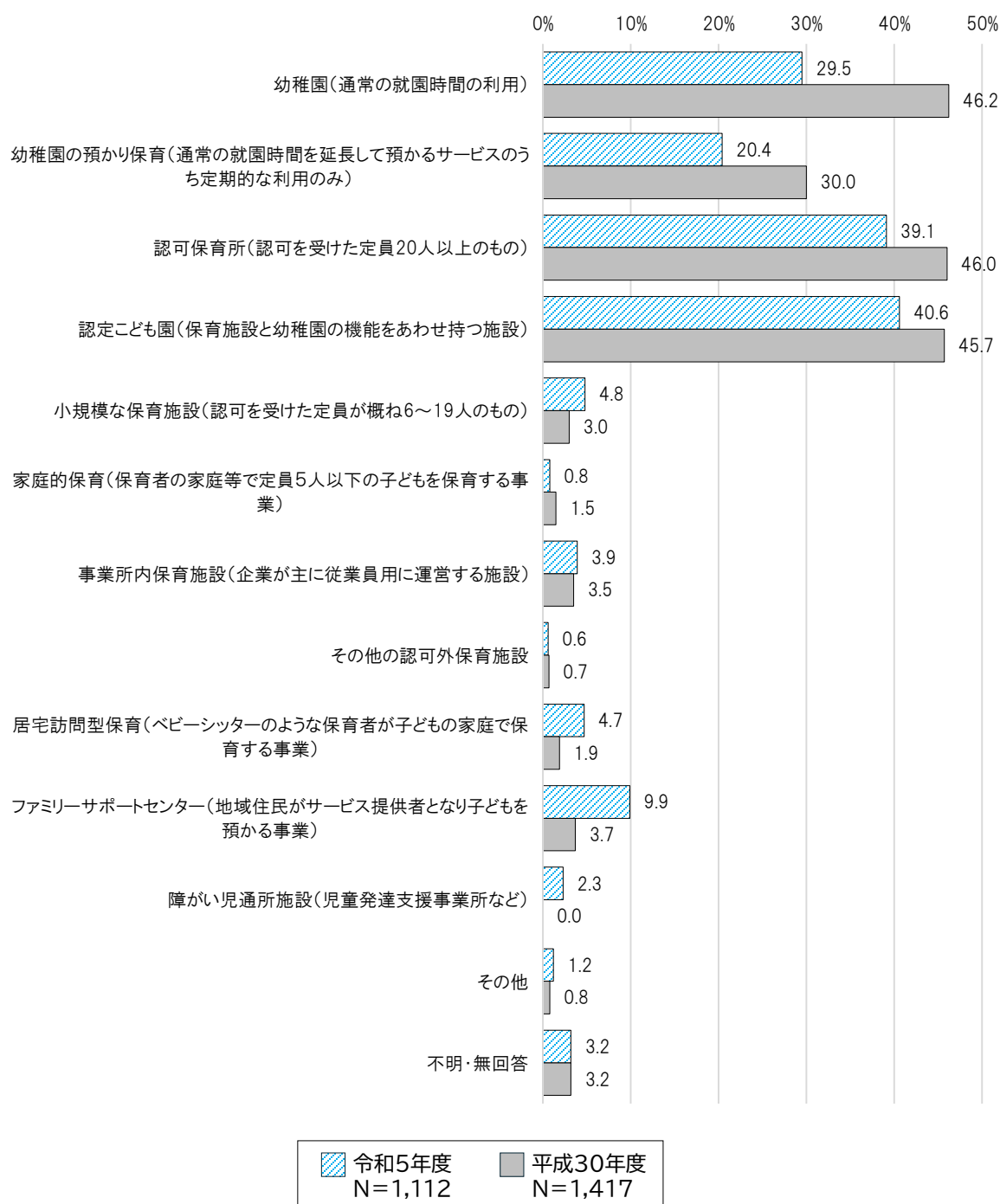
「祖父母等の親族」が69.2%で突出しています。前回と比較して、気軽に相談できる先の割合は全体的に減っています。特に「友人や知人」「幼稚園」の減少が顕著です。



(問)定期的に利用したい施設について【複数回答】

保護者の希望は、幼稚園・幼稚園の預かり保育、認可保育所、認定こども園は減少し、ファミリーサポートセンターは増加しています。

教育・保育の無償化や、保護者の働き方の変化に伴って、各施設に対するニーズが変化しており、その変化を把握したサービスの提供が求められています。

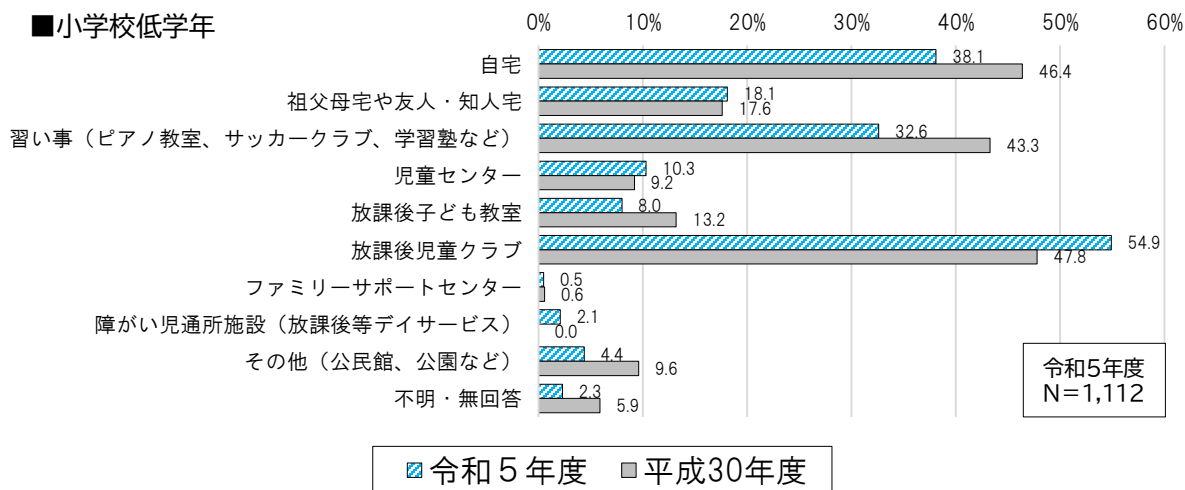


【問】お子様が小学校に入ったら、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいですか【複数回答】

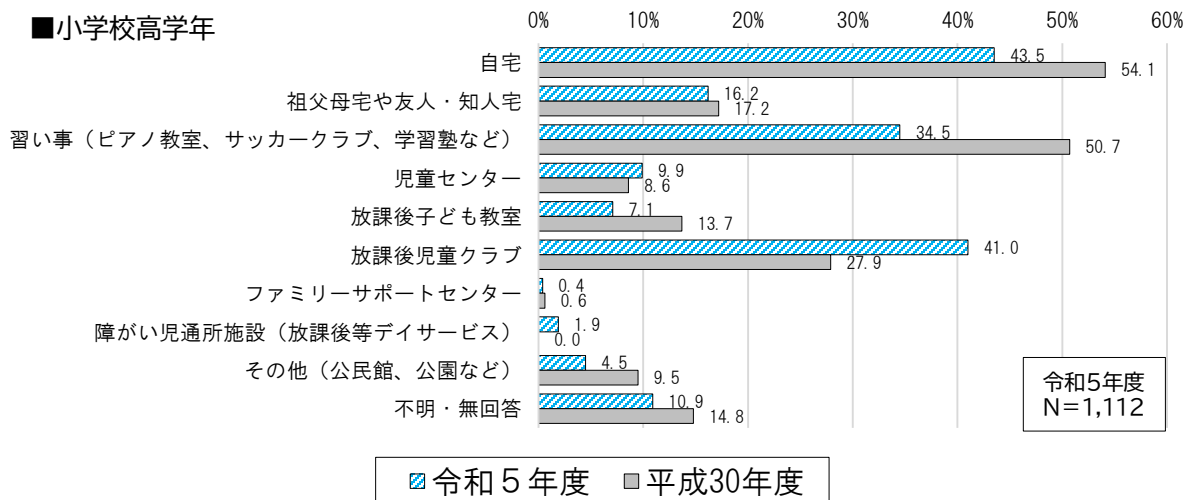
自宅を除けば「放課後児童クラブ」「習い事」で過ごさせたいとの意見が多くなっています。

5年前と比較すると「放課後児童クラブ」の割合が高くなっています。また、共働き世帯では「放課後児童クラブ」の利用希望が高く、専業主夫(主婦)がいる世帯では「自宅」「習い事」の希望が高くなっています。

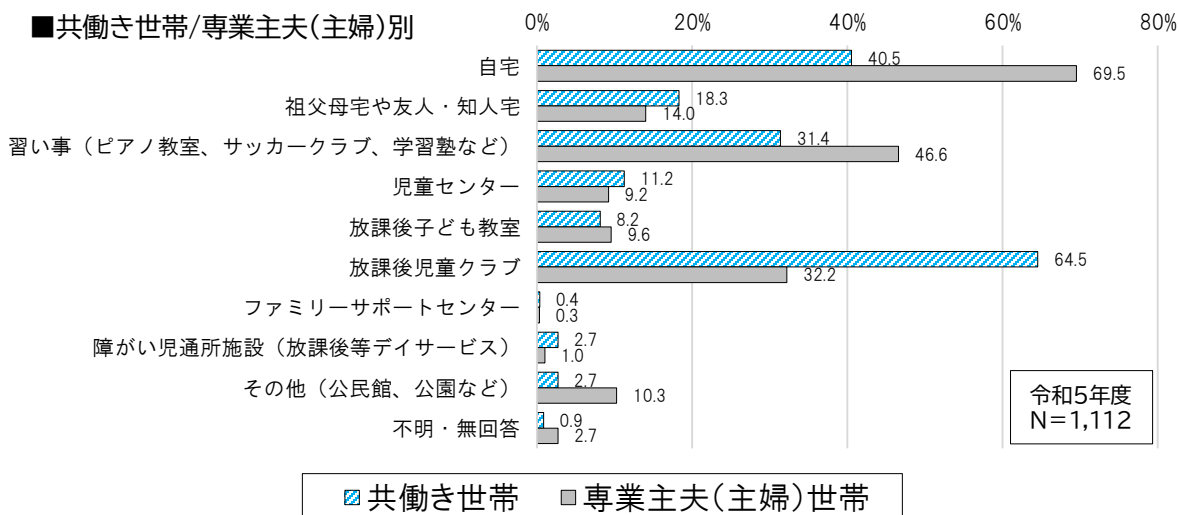
■小学校低学年



■小学校高学年



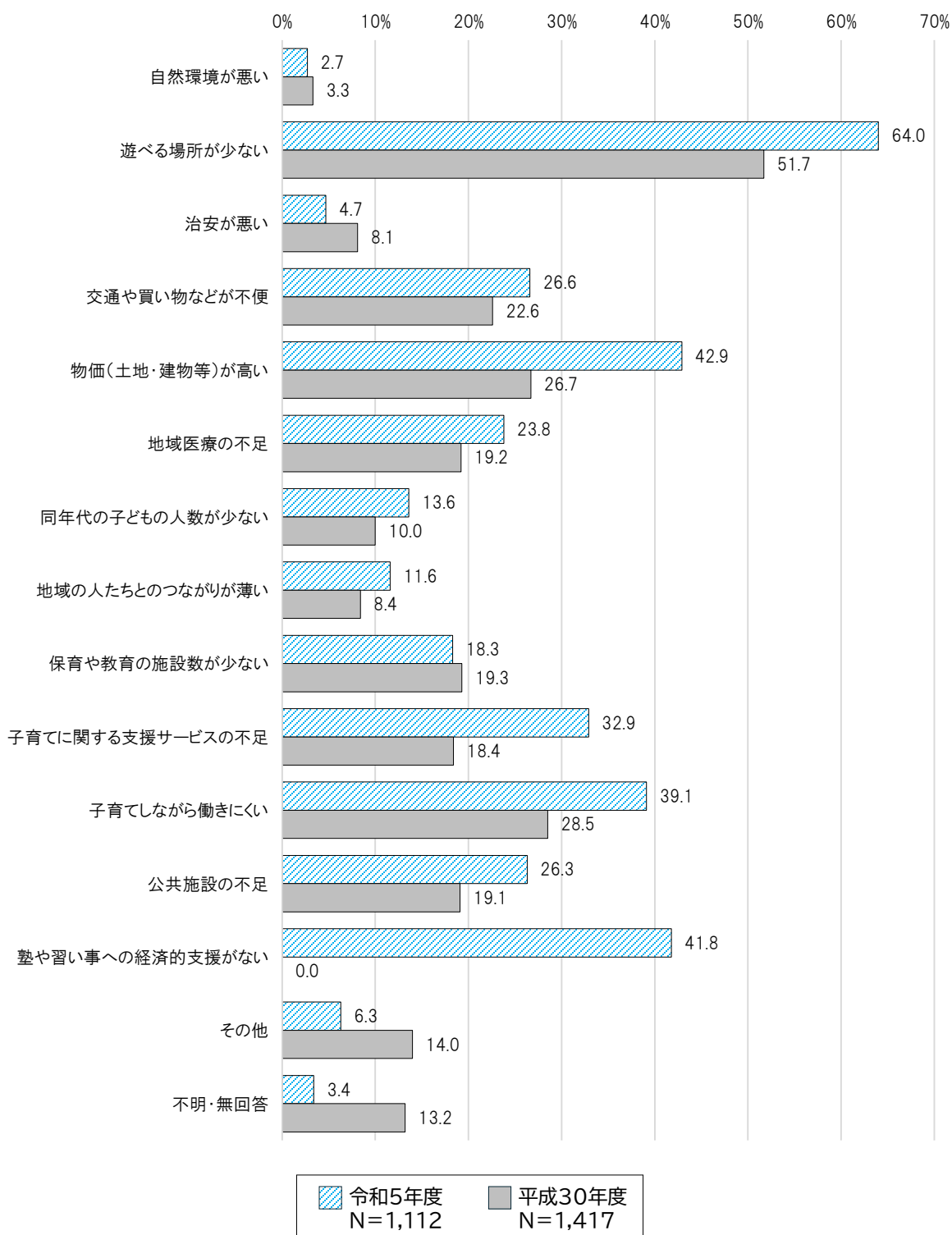
■共働き世帯/専業主夫(主婦)別



(問)佐世保市における子育ての環境や支援について「不満と思っている点」【複数回答】

5年前と比較すると、依然として「遊べる場所が少ない」が最も高くなっています。

その他「物価が高い」、「子育てしながら働きにくい」も5年前から増加しており、経済的な不満と、仕事と子育ての両立についての不満が大きくなっています。



分野別「重要度」「満足度」調査【単数回答】

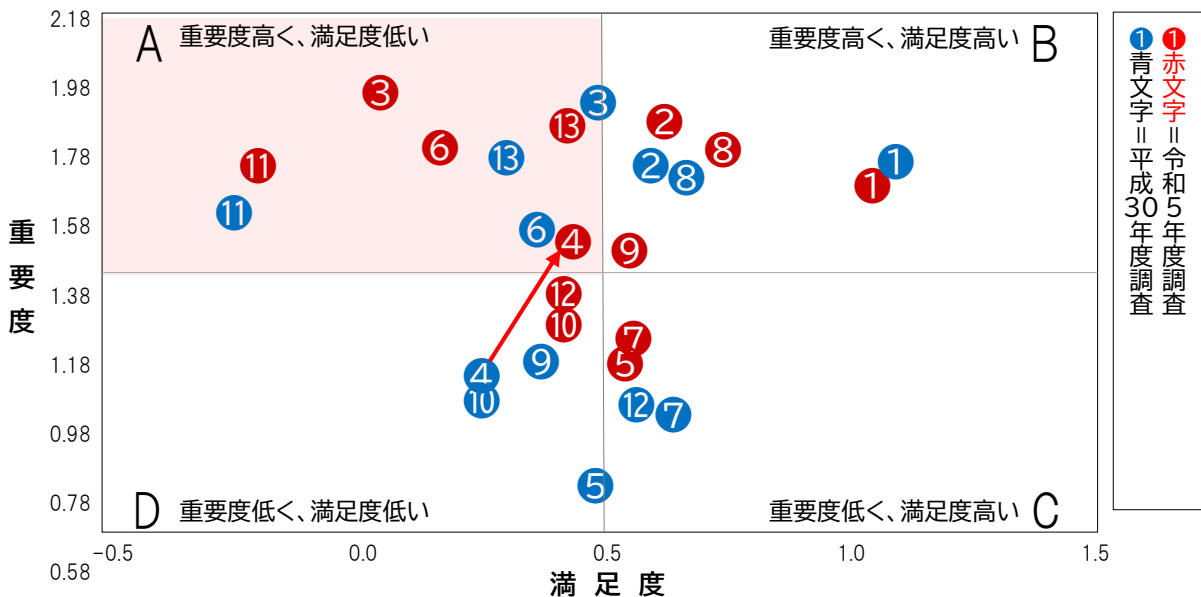
重要度が高く、満足度が低い分野(A)は施策優先度の高い分野であるといえます。

前回・今回共に(A)分野となっているのは、⑪子育てと仕事が両立できる職場環境づくりや、③子どもの医療費や教育費などの経済的支援、⑬保育所、放課後児童クラブ等の子どもの居場所に関する分野となっており、今回調査で④行政手続きの電子申請サービスの分野が(A)分野に加わっています。

それぞれの分野ごとの重要度(満足度)を尋ねる質問において、「重要(満足):2点」「やや重要(やや満足):1点」「あまり重要でない(やや不満):-1点」「重要でない(不満):-2点」と点数づけをすることで、それぞれの質問の平均値を算出しました。

項目(重要度の平均値順)	今回(R5)	前回(H30)	増減
③子どもの医療費や教育費の負担軽減などの経済的な支援	1.95	1.92	+0.03
②障がいや発達に心配のある子どもに対する支援	1.86	1.73	+0.13
⑬保育所、放課後児童クラブ等の働きながら子どもを預けられる施設	1.85	1.75	+0.1
⑥子どもの健全育成のための居場所や遊び場づくり(児童センター、メリッタKid's、'きららパーク'等)	1.78	1.53	+0.25
⑧延長保育など多様なニーズにこたえられる幼稚園・保育所等	1.78	1.69	+0.09
⑪子育てと仕事が両立できる職場環境づくり(ワークライフバランス)	1.72	1.59	+0.13
①安心して妊娠・出産できるための乳幼児健診などの母子保健サービス	1.67	1.70	-0.03
④児童手当や保育施設の利用申し込みなど行政手続の電子申請サービス	1.49	1.07	+0.42
⑨子育てに困ったときの相談窓口(ままんちさせぼ 等)	1.46	1.13	+0.33
⑫親子教室や子育て講座などの子育てについて学べる場の提供(父親向け育児講座、離乳食講座 等)	1.34	0.99	+0.35
⑩子育てに関する情報提供(子育て応援サイト「すくすくSASEBO」、子育て応援アプリ「させぼっ子ナビ」等)	1.24	1.03	+0.21
⑦親子同士の交流を図るための支援(地域子育て支援センター 等)	1.19	0.97	+0.22
⑤子育てサークルなど地域での自主的な子育て活動への支援	1.12	0.74	+0.38

項目(満足度の平均値順)	今回(R5)	前回(H30)	増減
①安心して妊娠・出産できるための乳幼児健診などの母子保健サービス	1.05	1.07	-0.02
⑧延長保育など多様なニーズにこたえられる幼稚園・保育所等	0.74	0.67	+0.07
②障がいや発達に心配のある子どもに対する支援	0.63	0.61	+0.02
⑦親子同士の交流を図るための支援(地域子育て支援センター 等)	0.59	0.64	-0.05
⑨子育てに困ったときの相談窓口(ままんちさせぼ 等)	0.55	0.38	+0.17
⑤子育てサークルなど地域での自主的な子育て活動への支援	0.53	0.49	+0.04
④児童手当や保育施設の利用申し込みなど行政手続の電子申請サービス	0.46	0.26	+0.2
⑬保育所、放課後児童クラブ等の働きながら子どもを預けられる施設	0.45	0.30	+0.15
⑫親子教室や子育て講座などの子育てについて学べる場の提供(父親向け育児講座、離乳食講座 等)	0.44	0.58	-0.14
⑩子育てに関する情報提供(子育て応援サイト「すくすくSASEBO」、子育て応援アプリ「させぼっ子ナビ」等)	0.42	0.26	+0.16
⑥子どもの健全育成のための居場所や遊び場づくり(児童センター、メリッタKid's、'きららパーク'等)	0.17	0.37	-0.2
③子どもの医療費や教育費の負担軽減などの経済的な支援	0.05	0.46	-0.41
⑪子育てと仕事が両立できる職場環境づくり(ワークライフバランス)	-0.20	-0.22	+0.02



4. 子ども・若者、子育て当事者等への意見聴取

こども基本法第11条において、施策の対象となる子どもや子育て当事者の意見を反映させるため必要な措置を講ずることが求められていることから、本計画の策定にあたり、下記の各種アンケート調査等を実施しました。

こども基本法(こども等の意見の反映)の趣旨を踏まえた調査

(1) ①小・中学生及び②保護者を対象としたアンケート調査

(2) 子ども・若者・子育て世代対象の定性調査

(3) 子どもと日常的な接点がある子育て支援団体等へのインタビュー

(1) 小・中学生及び保護者を対象としたアンケート調査の概要

調査目的	【小・中学生対象アンケート】 こども基本法第11条の趣旨を踏まえ、佐世保市内の子どもたちから直接意見を聴くことで、意見表明の機会を確保するとともに、子どもたちの状況やニーズを的確に把握し、より実効性あるこども関連施策の企画・立案等に繋げることを目的としています。 【小・中学生の保護者対象アンケート】 佐世保市内の小・中学校及び義務教育学校の児童生徒の保護者に対し、子育ての状況やニーズを的確に把握し、より実効性あるこども関連施策の企画・立案等に繋げることを目的としています。
調査対象者	佐世保市在住の小学校2～6年生、中学校1～3年生の児童生徒及び、小・中学生の保護者 ※小・中学生の保護者への調査は世帯単位で行いました
調査期間	令和6年5月～令和6年6月
調査方法	小学校2～6年生、中学校1～3年生：児童生徒のタブレット端末への配信(各学校にて通達) 小・中学生の保護者：各学校から生徒を通じて通達し、Web形式による調査
その他	アンケートへの回答は任意としています
調査概要	各アンケート調査の結果については、市ホームページに掲載しています。 URL:https://www.city.sasebo.lg.jp/kodomomirai/kodosei/kodomomannakakeikaku.html 

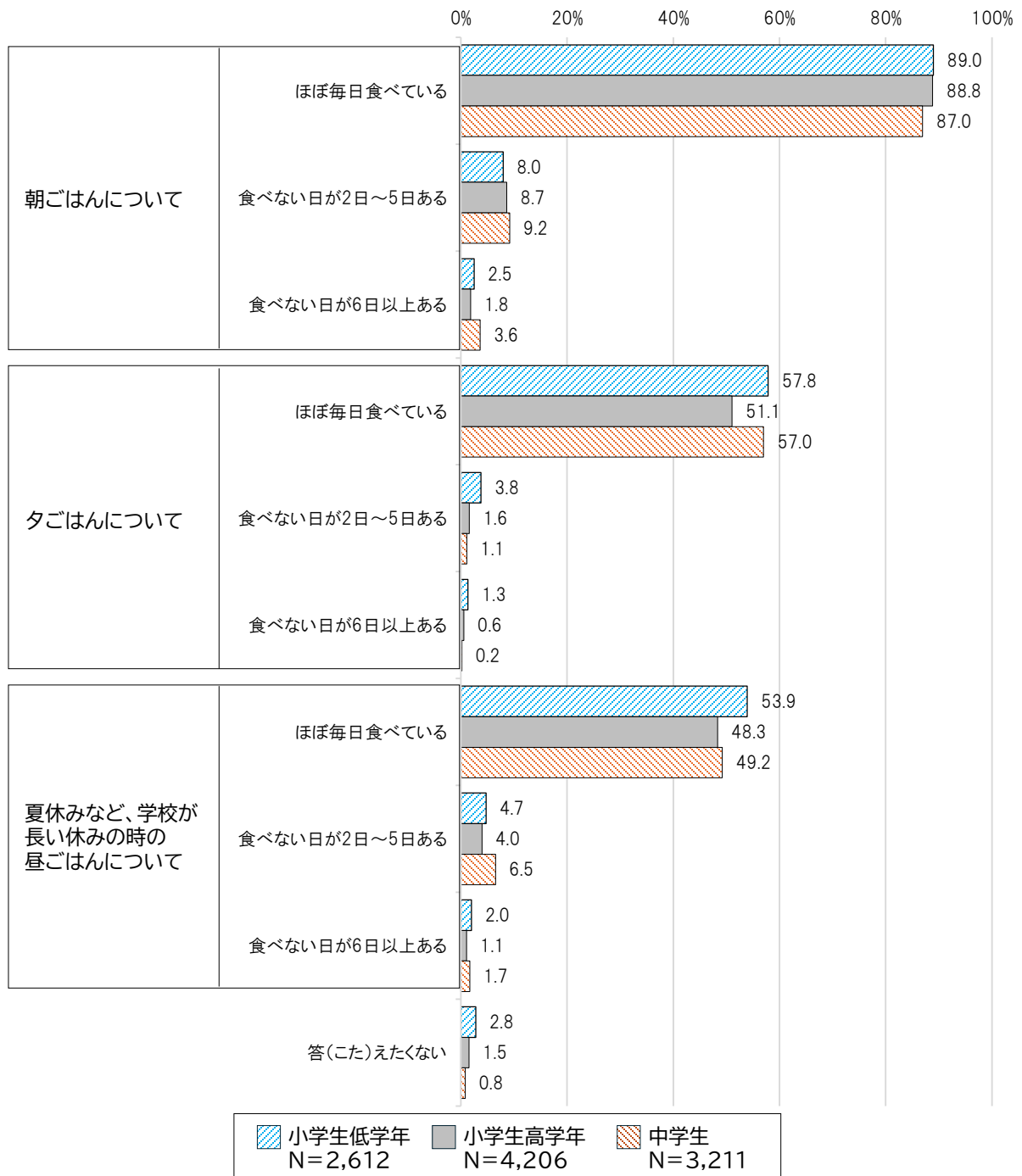
アンケートの設問の違いなどから、対象を5つに分けて実施しています

	対象	サンプル(回答)数/対象者(世帯)数	有効回答率
①小学校低学年	小学校2・3年生	2,612人/3,752人 【2年生】1,239人/1,877人 【3年生】1,373人/1,875人	69.6%
②小学校高学年	小学校4・5・6年生	4,206人/6,042人 【4年生】1,297人/1,927人 【5年生】1,505人/2,072人 【6年生】1,404人/2,043人	69.6%
③中学生	中学校1・2・3年生	3,211人/5,887人 【1年生】1,152人/1,921人 【2年生】1,016人/1,978人 【3年生】1,043人/1,988人	54.5%
④小学生の保護者	小学校1～6年生の保護者	3,153世帯/8,875世帯	35.5%
⑤中学生の保護者	中学校1～3年生の保護者	1,310世帯/5,514世帯	23.8%

(1) - ① 小・中学生本人対象のアンケート調査

(問)週にどれくらいごはんを食べていますか【複数回答】

朝ごはんを食べない日が2日以上あると答えた割合は1割以上となっており、年齢が上がるにつれ高くなる傾向があります。夕ごはんを食べない日が2日以上あると答えた割合は、逆に年齢が上がるにつれ低くなる傾向となっています。長期休暇中の昼ごはんについても、一定数の子どもが食べない日があると回答しています。



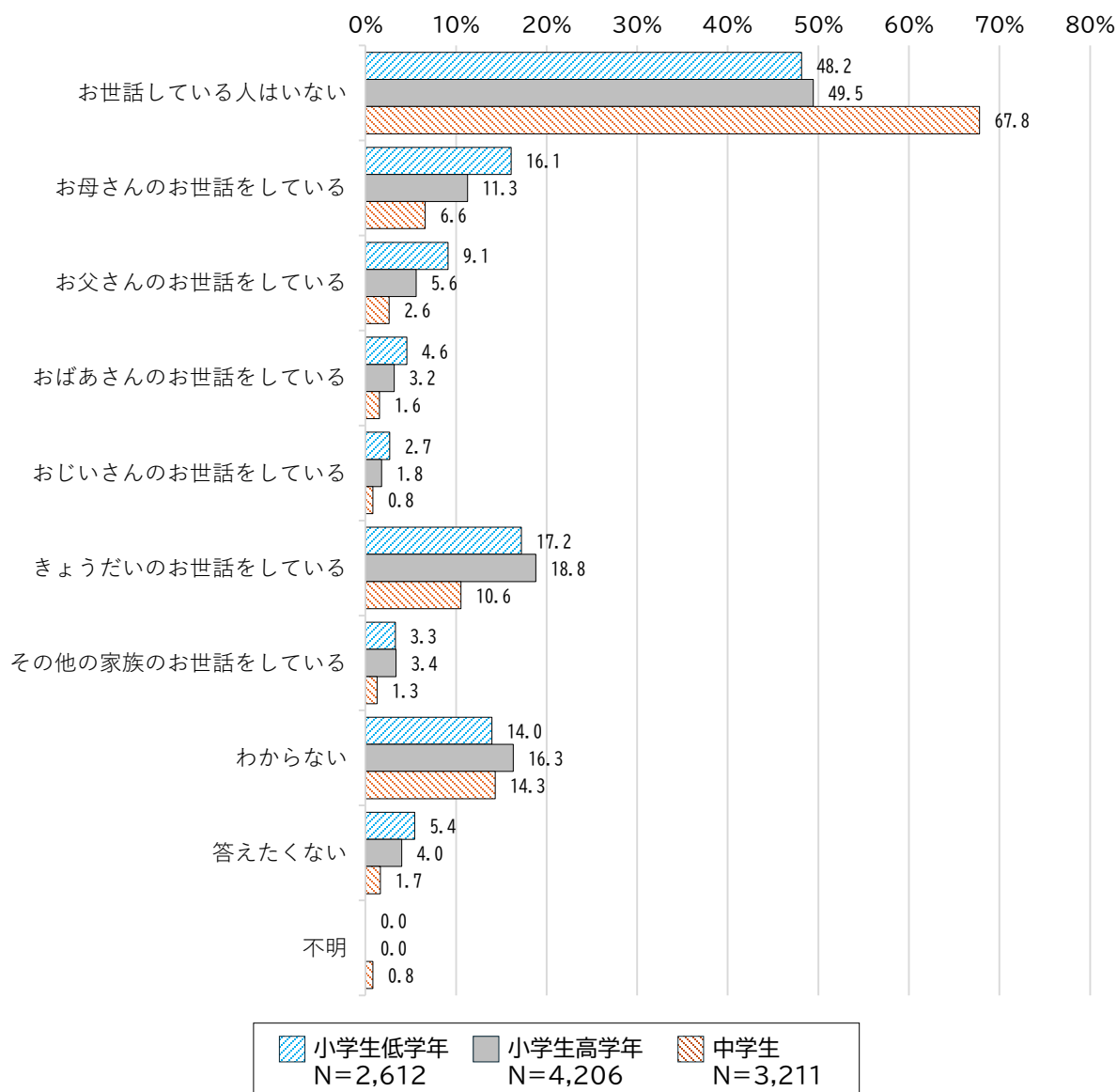
(問)あなたがお世話している人はいますか【複数回答】

「お世話」の具体例

- 家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている
- 家族に代わり、幼いきょうだいのお世話をしている
- 家族に代わり、障害や病気のある家族のお世話や見守りをしている
- など

お世話している家族がいると答えた小・中学生の中でも「お母さん」と「きょうだい」と答えた割合が高くなっています。

※特に小学校低学年については「お世話」と「お手伝い」の違いが理解されていないケースが考えられるなど、とらえ方に偏りが存在すると思われますので、お世話をしていると答えた子どもの全てが「ヤングケアラー」であるとは限りません。

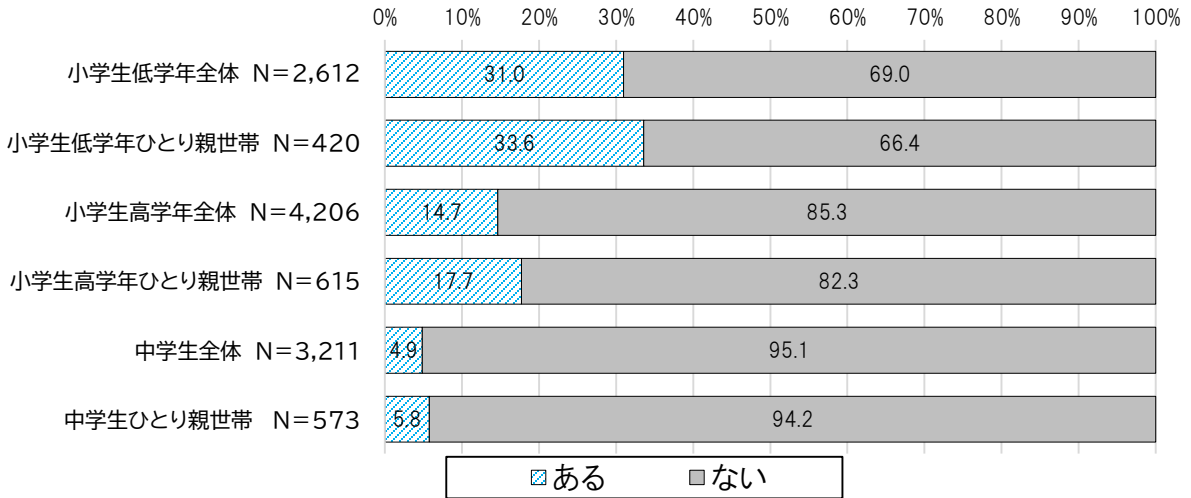


(問)一緒に住んでいる人から嫌なことをされたことはありますか【単数回答】

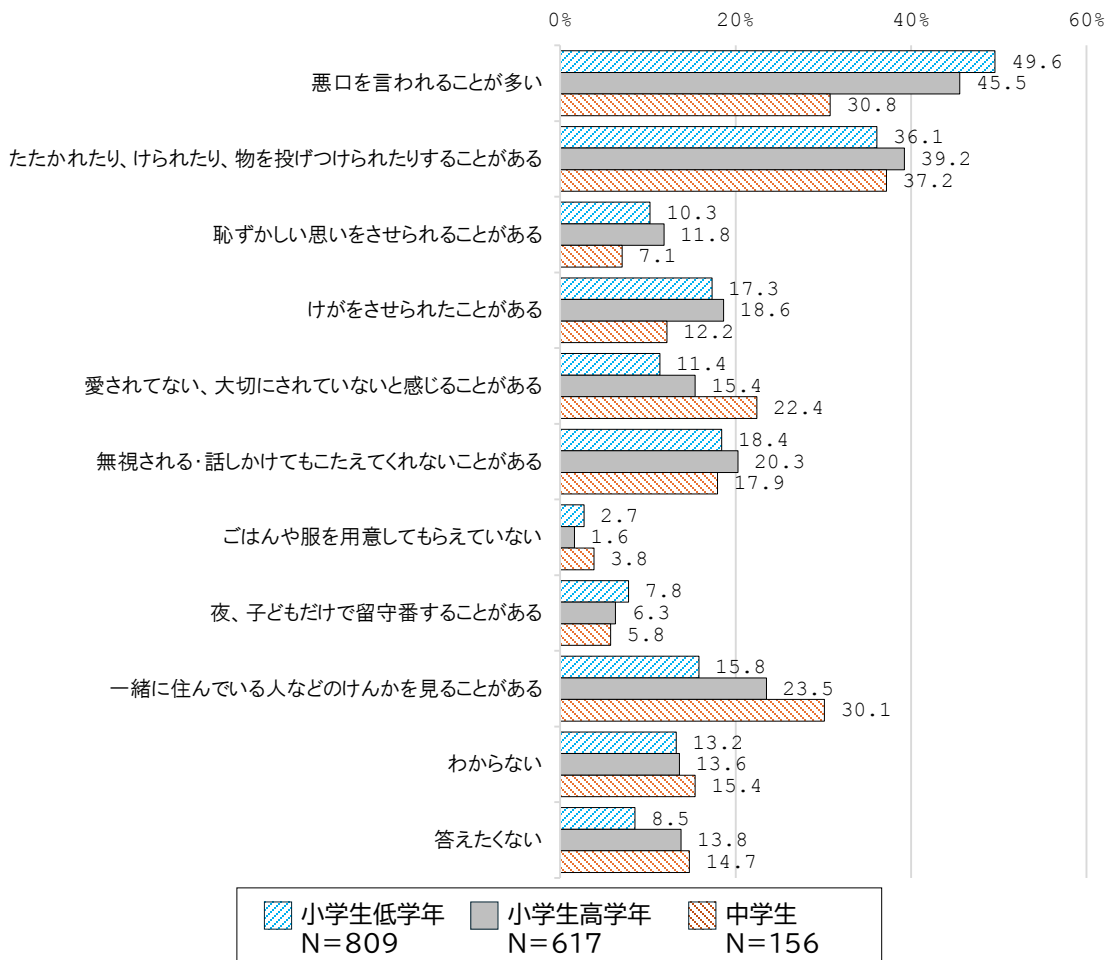
全体よりもひとり親世帯に「嫌なことをされたことがある」と答えた割合がやや高くなっています。

また、「嫌なことをされた」と答えたなかに「夜、子どもだけで留守番することがある」と答えた子どもが一定数います。

※特に小学校低学年については、嫌なことの中にきょうだい喧嘩等も含まれた回答と類推されるため、嫌なことをされたことがあると答えた子どもの全てに虐待等があるとは限りません。



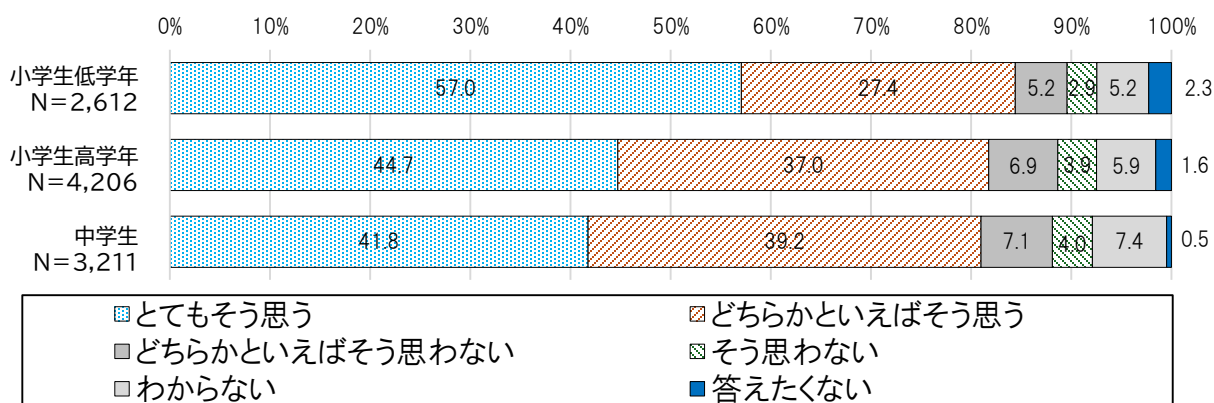
(問)「嫌なことをされたことがある」と答えた方。どんな嫌なことをされましたか【複数回答】



(問)あなたは、何かに挑戦したいと思いますか 【単数回答】

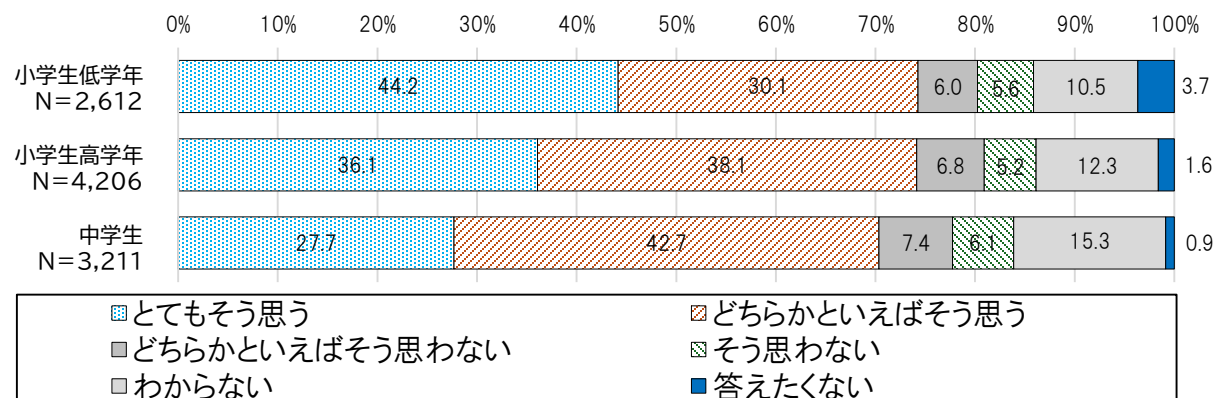
何かに挑戦したいと思うと答えた小中学生は、年齢が上がるにつれ減少する傾向にあります。

「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えた小学校低学年生は8.1%、小学校高学年は10.8%、中学生は11.1%と増加する傾向にあります。これは「自分に良いところはあるか」の間でも同様の傾向がみられ、精神的な良好度合が年代によって変化していると考えられます。



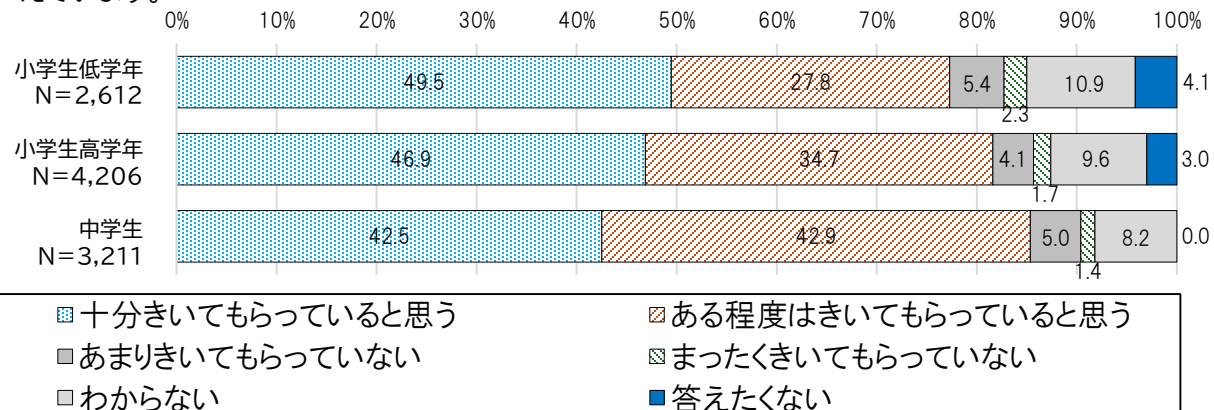
(問)あなたは、自分に良いところがあると思いますか 【単数回答】

「何かに挑戦したいか」の間と同様の傾向がみられ、自己肯定感の度合が年代によって変化していると考えられます。



(問)あなたの気持ちや意見はまわりの大人からきいてもらっていると思いますか 【単数回答】

自分の意見を十分にきいてもらっているという子どもは50%未満にとどまり、各年代ともに5.8%以上の子どもが、自分の意見を「あまりきいてもらっていない」「まったくきいてもらっていない」と答えています。

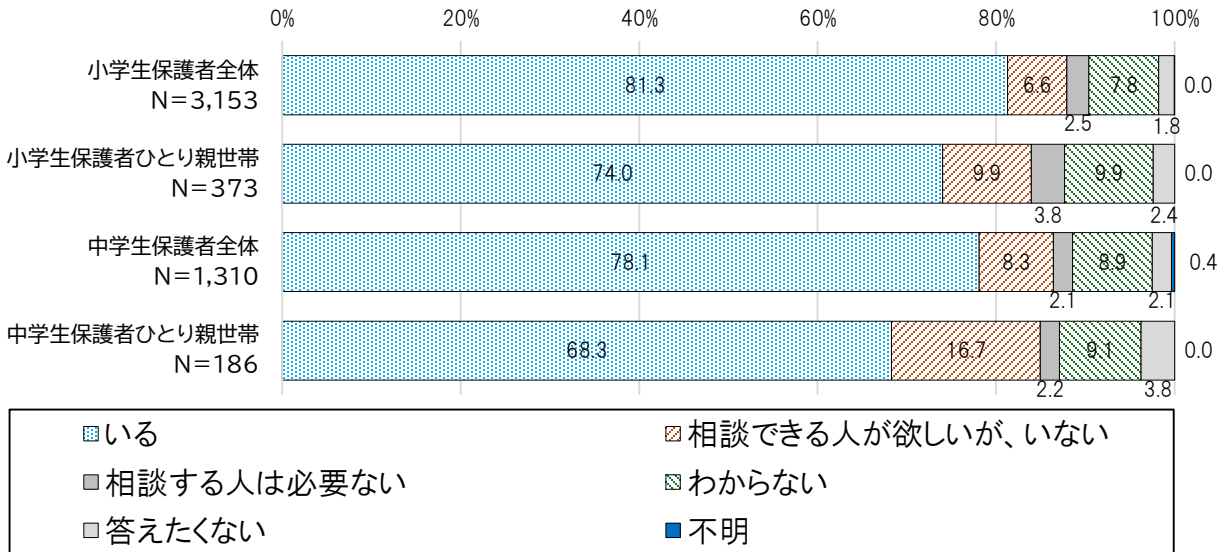


(1) -② 小・中学生の保護者対象のアンケート

(問)あなたには、悩みや子育ての相談などができる人がいますか【単数回答】

特に、ひとり親世帯で「相談できる人が欲しいが、いない」と答えた割合が高くなっています。

小学生及び0～5歳児の保護者のアンケートでは、5年前から相談できる人が減っている傾向があり、孤立化のリスクはさらに高まっていると考えられます。



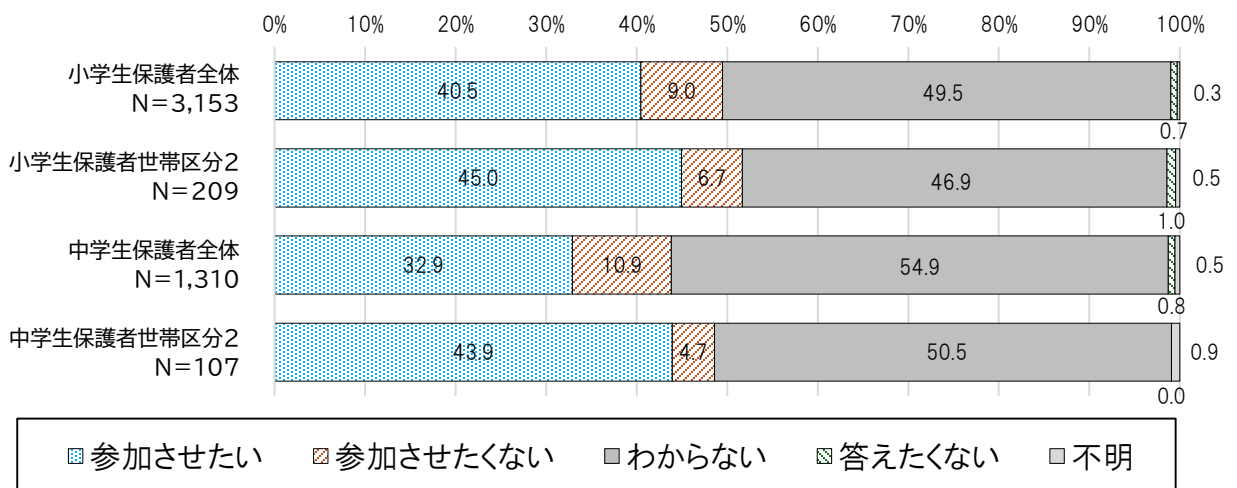
(問)子ども食堂があったら、お子様を参加させたいですか【単数回答】

子ども食堂への参加については、世帯区分2(※)のニーズが高くなっているものの、全体として30%～40%の世帯で参加させたいという回答になりました。

※世帯区分について

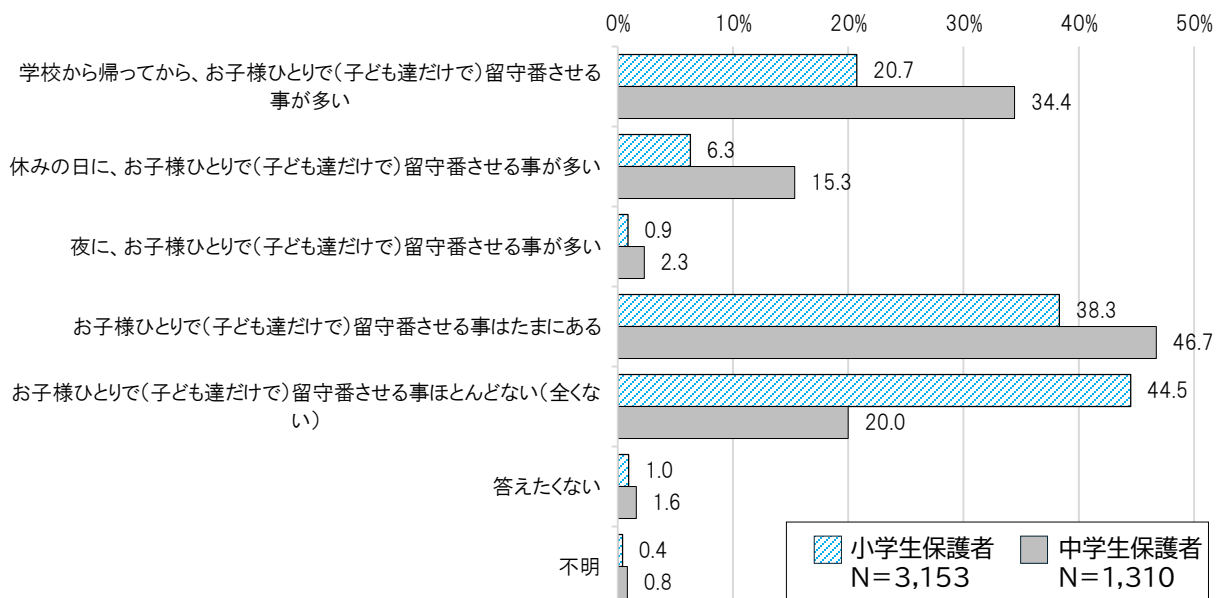
本調査では、等価可処分所得(世帯収入を同居家族の人数の平方根をとったもので除す)の、中央値の1/2以上の世帯を「世帯区分1」、1/2未満の世帯を「世帯区分2」として観測しています。

- 小学生がいる家庭の世帯区分の割合
世帯区分1:2,392世帯(91.96%) 世帯区分2:209世帯(8.03%)
- 中校生がいる家庭の世帯区分の割合
世帯区分1:973世帯(90.09%)世帯区分2:107世帯(9.91%)



(問)お子様に留守番させることがありますか【複数回答】

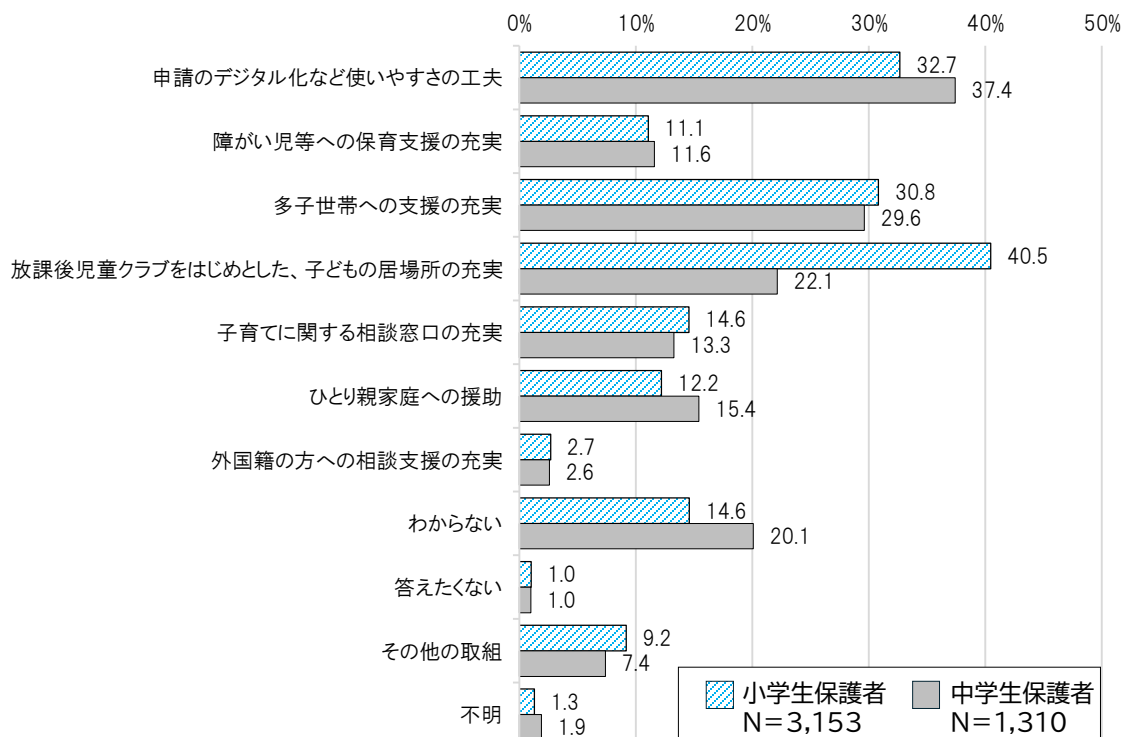
「夜に、お子様ひとりで(子ども達だけで)留守番させることが多い」と答えた保護者が、少数ではありますが存在している状況です。



(問) 佐世保市の取り組みで、特に力を入れてほしいと思うこと【複数回答】

小学生保護者からの要望では「子どもの居場所の充実」が40.5%と最も高く、次いで「申請のデジタル化など使いやすさの工夫」が32.7%という結果になりました。

また、中学生保護者からの要望は「申請のデジタル化など使いやすさの工夫」が37.4%と最も高く、次いで「多子世帯への支援の充実」が29.6%となっています。



(2) 子ども・若者・子育て世代対象の定性調査

こども基本法に基づき、子ども・若者へ直接インタビューを実施しました。主な意見等は、下記のとおりです。

① 20代～30代の若者へのインタビュー

対象者	佐世保市内の一般企業に勤める市内在住の20代～30代の若者(8名)
実施日	令和6年6月4日
主なご意見	● 子育て情報をどこへ取りに行ったらいいか解りづらい。育児していると市役所へ行く時間もないので、SNS発信してもらえるとありがたい ● 佐世保市で家庭を持つには、病院や普段の買い物などで車の所有が必須となる ● 幼稚園の途中入園枠を作って欲しい(4月からなら入りやすいが仕事に早く戻りたい人など、ほかの時期には空きがない) ● 佐世保市に遊び場や広場が少ない(水遊び・屋根があるところ・グラウンド・文化施設等)

② 障がいのある子どもへのインタビュー

対象者	障がいのある子ども(高校生3名)
実施日	令和6年8月7日・16日・23日
主なご意見	● 自宅や学校から距離をあけられる、自分の気持ちを吐き出せる(受け止めてくれる)人がいる場所があったらよかったと思う ● 社会に出た時に、周りからの目が心配 ● 好きなことを仕事にしたいが、専門学校の費用や、教材費など経済的な不安がある ● 佐世保市外の特別支援学校に、佐世保地域の就労支援施設につないだ実績等がないため心配である ● 車いすでの移動については、以前より整備が進んだものの、段差・階段などで行動範囲が制限される所があり、まだまだ十分ではないと感じる ● 高校卒業後に必要となる、就労支援施設の対応状況など最新情報をタイムリーに受け取りたい ● 道路の段差・階段で行動に制限がかかることがある ● 多目的トイレのある施設はあるが、肢体不自由の方が対応できるベッドを備えている施設は佐世保市内にはない ● 佐世保市内に高校卒業後に進みたい分野の専門学校や大学が近隣にはない ● 放課後等デイサービスが、気心が知れていて安心できる居場所になっている

(3) 子どもと日常的な接点がある子育て支援団体等へのインタビュー

障がい児の保護者や、子どもと日常的な接点のある子育て支援団体へのインタビューを実施しました。主な意見等は、下記のとおりです。

① 障がい児の保護者へのインタビュー

対象者	障がい児の保護者・障がい者支援団体の関係者(9名)
実施日	令和6年8月13日・19日
主なご意見	● 子どもの年齢を重ねる(幼稚園⇒小学校⇒中学校⇒高校⇒高校卒業以降)ごとに支援体制が脆弱となる ● 高校生世代以降の就職・自立に向けた相談支援体制が脆弱である(学校以外の居場所・相談支援者が必要) ● 保護者自身 及び 学校現場における発達障害に対する理解・対応スキルが不足している ● 制度の移行状況や就職に関する情報共有が困難な面がある(保護者間の連携・行政からの情報提供) ● 中学・高校生世代以降の学校・医療機関・支援体制が脆弱(市内に支援学校・医療機関・施設が十分に備わっていない) ● 高校卒業後の就職・自立に向けた(本人・保護者に対する)相談支援体制が脆弱 ● 社会における障がい者支援・受入れ体制が不十分(施設における子どもの受入・施設職員の理解・技能不足、高校卒業以降の企業等における障害者雇用に対する支援・理解) ● 小さい子・障がい児を中心に、気兼ねなく遊ぶことができる場所・施設が不十分

② 子ども食堂関係者へのインタビュー

対象者	子ども食堂関係者(3名)
実施日	令和6年8月19日
主なご意見	● 子ども・保護者にとって必要な居場所は一つに限定されることはなく、それぞれのニーズに合わせた対応が必要 ● 保育園やコミュニティセンターが子ども食堂等の活動を通じて、地域の居場所づくりの役割を担うことが可能 ● 市の関係部局(貧困対策:保健福祉部・環境部等 居場所づくり:教育委員会・市民生活部)とのさらなる連携が必要

③ ファミリーサポートセンター関係者へのインタビュー

対象者	ファミリーサポートセンター関係者(2名)
実施日	令和6年9月4日
主なご意見	● サポートスタッフの高齢化によるリスク、複数のサポートスタッフの確保が必要 ● サポート提供者の価値観と依頼者の価値観の違い ● 対応が困難な利用者とのコミュニケーション ● 支援を受けた人が次に支援を提供する立場になることが大切 ● アンケートなどを通じたフィードバックの活用 ● オンライン申請が進んでいる中での紙ベースの手続きの煩雑さ ● 申請書のダウンロードや郵送の手間がかかる ● ユーザーが支援センターに連絡しなければ利用できないという仕組み ● 形式的な手続きよりも、利用者のニーズに応じた柔軟な対応が求められる ● 支援の利用条件や手続きの制約が、利用者のニーズと合致していない点

5. 佐世保市の課題

前述の未就学児の保護者を対象としたアンケート調査、小・中学生及び保護者を対象としたアンケート調査、子ども・若者、子育て当事者等へのインタビューの結果、その他統計データなどを基に分析し、各施策における課題をまとめました。

施策1 母子保健の推進

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などを背景に、子どもや子育て家庭を支えてきた地域社会における子育て機能が低下しており、妊娠、出産、子育ての不安感を抱える親が増加しています。このため、引き続き妊娠活動期から子育て期にわたる切れ目ない支援が必要です。
- 児童虐待やヤングケアラーについて、相談や通告等が増加する傾向にあり、関係機関と連携しながら支援体制の充実を図る必要があります。

施策2 地域での子育て支援

- 身近な地域に相談できる相手がいないため、助け合う機会も少なくなっていることから、子育て家庭が孤立し、その負担感が増大しています。このため、子育ての安心感や充実感を得られるような親子同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供など、支援の質の向上を図る必要があります。
- 子どもの放課後における生活をめぐっては、核家族化の進展や女性の社会進出等の変化に伴い、その過ごし方が多様化しています。このため、子どもの居場所について、地域の実情を踏まえながら、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる総合的な放課後対策に取り組む必要があります。

施策3 幼児教育・保育の充実

- ライフスタイルや就業形態等が多様化する中、幼児教育・保育へのニーズもきめ細かなものに変化しています。このため、保護者のニーズに対応した保育サービスの充実が求められています。
- 乳幼児期は人格形成の基礎を培う大事な時期であることから、幼児教育・保育において、質の高い教育・保育の提供には従事する者の確保、資質の向上が必要です。

施策4 経済的支援の推進

- 子どもや子育て家庭においては、経済的な不安定さや子育てにかかる費用負担などから、多くの市民が子育てに係る経済的な不安を感じています。このため、全ての子どもたちが安心して医療などが受けられるよう、更なる支援の充実が必要です。

施策を支える包括的な取組

- 男性の育児休業取得率は上昇しているものの、依然として低い状況であり、「共働き・共育で」における仕事と子育ての両立に不安を感じている市民が半数程度存在しています。このため、企業や雇用者に対し、育児休業の取得促進をはじめ、働き方の見直しや多様な働き方等の重要性について、引き続き啓発や働きかけが必要です。
- 子育てと仕事が両立できる職場環境づくりにおいては、多くの市民が重要であると感じながらも、約半数の市民が不満であると感じています。このため、働きたいと願う女性が出産後も継続して就業できるよう、男女が共に、家庭と仕事のワークライフバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするなど、意識啓発や環境整備をさらに進める必要があります。
- 若い世代の方や子育て世帯が必要とする情報について、SNSを活用するなど、手軽にたどり着き、わかりやすく知ることができる発信方法が重要です。
- こども基本法に基づき、子ども施策の推進にあたって、子どもや若者の意見を聴き、施策に反映していく取り組みが必要です。

第3章

計画の基本方針

1. 佐世保市の子育てにおける将来像

(1) 佐世保市の将来のイメージ

海風 薫り、世界へはばたく “キラっ都” SASEBO

日本本土最西端の地である佐世保。平成から令和へ大きな時代の節目を迎え、佐世保が持つ可能性を形にすべく、本市も今まさに新時代へ進もうとしています。市民が育てきた“寛容性”と“多様性”を地域の誇りとしながら、異文化理解や英語教育によるグローバルな人材育成、海外クルーズ客船の寄港など、世界に目を向けた事業を積極的に展開していく。そして、世界にきらめく感動を広げたい。

海風薫る日本の最西端・佐世保が、国際都市“SASEBO”として、世界へ羽ばたきます。

(2) 各分野において目指す都市像

人口減少局面において、本市が目指すべき都市像は、わかりやすく提示するため、一定の方向性を共有する政策ごとのまとまりで、具体性のあるものとして表します。

本計画は「ひと」分野となります。



出典：第7次佐世保市総合計画(後期基本計画)

(3) 望まれる姿

子どもを安心して産み、楽しく育て、
子どもが健やかに成長できるまち

(4) 政策の指標

社会指標	現状値 (令和5年度)	目指す方向
合計特殊出生率(※1)	1.68(※2)	
子ども女性比(※3)	0.20287 (令和5年)	
出生数	1,541(※4) (令和5年)	

※1 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値

※2 平成30年～令和4年調査分

※3 0歳から4歳人口(男女計)を15歳から49歳女性人口で除した値(令和6年10月1日現在)

※4 厚生労働省(政府統計e-Stat)・人口動態調査

本計画は、佐世保市が「育み、学び、認め合う『人財』育成都市」を目指す中で、「子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち」の実現にあたり、その施策や具体的な取組を定め共有を図ることを目的としたものです。

【その他】

その他の社会指標として、子ども未来政策における新たな指標を検討します。

社会指標	現状値(※5) (令和2年)	目指す方向
佐世保市女性(15歳～49歳)の 有配偶人口【人】(※6)	20,689	
佐世保市女性(15歳～49歳)の 有配偶率【%】(※7)	48.68	

※5 総務省統計局・令和2年国勢調査(人口等基本集計)から算出した値

※6 「有配偶人口」とは、現在結婚している女性の人口(年齢5歳階級別人口)

※7 「有配偶率」とは、女性人口に対する有配偶女性人口の割合

2. 施策の推進

＜施策1＞母子保健の推進

安心して妊娠、出産、子育てができるよう切れ目のない支援を行うとともに、児童虐待の未然防止等の観点から、育児不安の軽減に資する様々な取組を推進します。

＜施策2＞地域での子育て支援

地域における子育て支援の充実を図るとともに、子どもと子育てに関して、地域全体で支え合う環境づくりを推進します。

＜施策3＞幼児教育・保育の充実

幼児教育・保育における量の確保と質の向上に取り組むとともに、市民ニーズに応じた多様な事業・サービスの展開を図ります。

＜施策4＞経済的支援の推進

安心して子育てができるよう、市民の利便性等を考慮した各制度の適切な運用を通じて、子育て家庭への経済的支援の取組を推進します。

＜施策を支える包括的な取組＞

施策1から4に加え、こども基本法を基に、すべての子どもや若者の権利を尊重し、社会参画を促進しながら、ライフステージに応じた継続的な支援を行います。また、子どもや若者と子育て当事者が健やかに成長するために、行政や地域、企業等が協力し、社会全体で支える取り組みを推進します。

3. 子ども未来部の組織体制

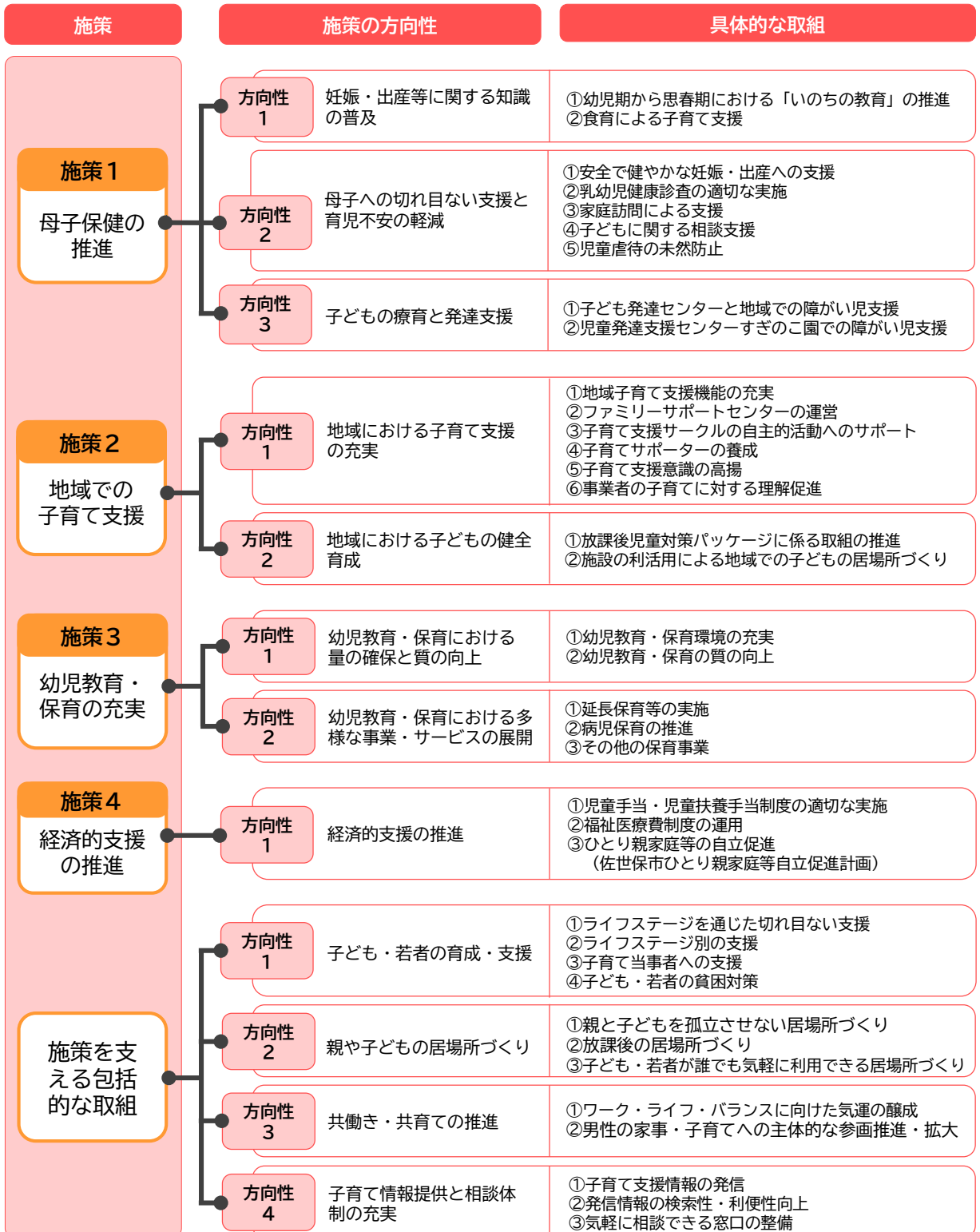
子ども未来部における組織体制＜令和6年4月1日時点＞

課名	主な役割
子ども政策課	●子ども・子育てに係る計画の総合的な推進 ●部内予算及び業務の総括 ●児童福祉施設等に対する指導監査等 ●児童センターの運営支援 ●放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の推進 ●ファミリーサポートセンターの運営支援
保育幼稚園課	●保育所及び認定こども園等の諸手続きに関する業務 ●私立保育所等、認定こども園等の施設運営支援 ●公立保育所・幼稚園等の予算及び施設管理、運営 ●地域子育て支援センターの運営支援 ●病児保育事業の推進
子ども支援課	●手当給付(福祉医療費・児童手当・児童扶養手当) ●ひとり親家庭への支援(母子家庭等自立支援事業等)
すこやか子どもセンター	●母子保健の推進(母子健康診査・育児相談支援・医療サービス等) ●児童とその家族及び妊産婦の福祉等に関する相談支援
子ども発達センター	●「親子交流部門」による育児相談等による子育て支援 ●「療育部門」による医師診療・リハビリ・学校訪問 等 ●発達に遅れや気がある就学前の児童を対象とした児童発達支援センターすぎのこ園による支援

4. 計画体系

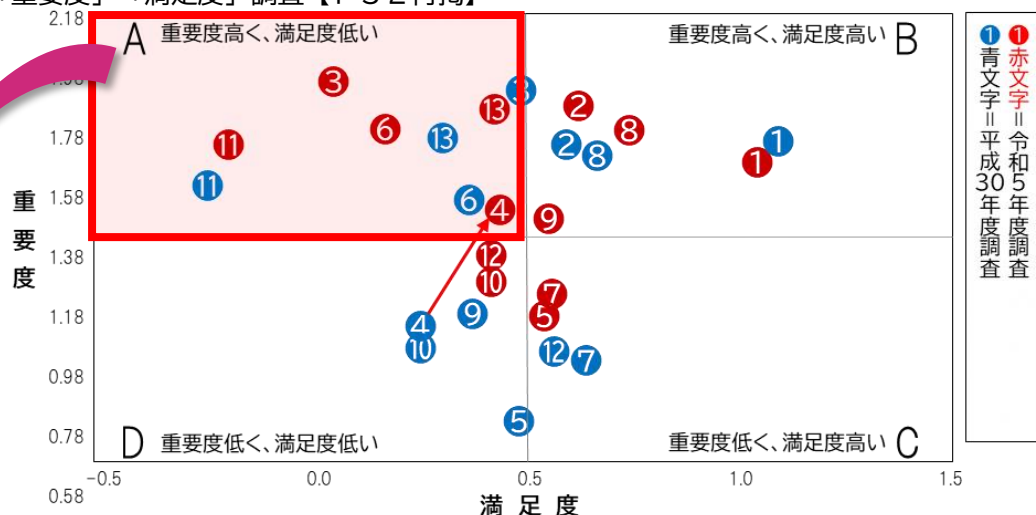
佐世保市 子ども未来政策における 施策の体系

望まれる姿 子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち



5. 分野別「重要度」「満足度」調査に関する重点的取組

分野別「重要度」「満足度」調査【P 3 2再掲】



Aの項目

具体的な取組（反映箇所）

③子どもの医療費や教育費の負担軽減などの経済的な支援

- 子育て家庭への経済的支援を推進するため、児童手当や児童扶養手当、福祉医療費、就学援助などについて、適切な運用に努めます。

- 施策4－方向性1－②【P 6 8に掲載】
- 施策を支える包括的な取組－方向性1－②－2－(1)【P 7 3に掲載】

④児童手当や保育施設の利用申し込みなど行政手続の電子申請サービス

- デジタル技術を活用した手続きの簡素化等を図り、子育て世帯等の利便性の向上に努めます。

- 施策2－方向性2－①【P 6 2に掲載】
- 施策4－方向性1－①【P 6 8に掲載】
- 施策を支える包括的な取組－方向性4－②－2【P 8 2に掲載】

⑪子育てと仕事が両立できる職場環境づくり（ワークライフバランス）

- 子育ての男女共同参画やワークライフバランスへの意識啓発及び育児休業等の各種制度による支援を推進します。
- 地域の実情に応じた幼児教育・保育施設や放課後児童クラブなどの量を確保するとともに、多様な就労形態に応じた市民ニーズに対応できる体制を充実させます。

- 施策2－方向性2－①【P 6 2に掲載】
- 施策3－方向性1及び方向性2【P 6 4～6 6に掲載】
- 施策を支える包括的な取組－方向性1－③－(3)【P 7 8に掲載】
- 施策を支える包括的な取組－方向性3－①及び②【P 8 1に掲載】

⑥子どもの健全育成のための居場所や遊び場づくり
(児童センター、メリッタ Kid's、
「きららパーク」等)

- 放課後児童クラブの運営等による子どもの健全育成に資する地域での子どもの居場所づくりを図ります。
- 地域の実情に応じた幼児教育・保育施設の量を確保するとともに、多様な就労形態に応じた保育ニーズに対応できる体制を充実させます。

⑬保育所、放課後児童クラブ等の働きながら子どもを預けられる施設

- 核家族化の進行と、地域でのコミュニケーションが希薄になっているため、子どもだけでなく、子育て中の保護者が孤立しないように、多様な居場所づくりを進めます。

- 施策2－方向性2－①及び②【P 6 2に掲載】
- 施策3－方向性1及び方向性2【P 6 4～6 6に掲載】
- 施策を支える包括的な取組－方向性1－②－2－(2)【P 7 4に掲載】
- 施策を支える包括的な取組－方向性2－①～③【P 8 0に掲載】

6. 本計画の構成と見方

施策の目的

政策（望まれる姿）を実現するために達成すべき事項

KPI

政策の目的といえる客観的な状態の変化をあらわす指標

成果指標

施策の活動結果としての変化をあらわす指標

市民に求められる基本的な姿勢・役割

施策の目的を達成するために、市民に求められる基本的な姿勢や役割

施策の方向性

施策の目的を達成するために行う取組の方向性

民間の役割

施策の目的達成に効果的な事業者の取組等

第4章 具体的な取組

施策1 母子保健の推進

施策の目的

保護者が安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが健やかに成長できるようにすることを目的としています。

施策の目標

KPI（重要業績評価指標）	現状値 （令和5年度）	目標値 （令和11年度）
乳幼児健康診査受診率	96.5%	96.0%

成果指標	現状値 （令和5年度）	方向性
特定不妊治療費助成組数	52組	▲
「安心して妊娠・出産できるための乳幼児健診などの母子保健サービス」の満足度	83.1%	▲
「障がいや発達に心配のある子どもに対する支援」の満足度	66.2%	▲

市民に求められる基本的な姿勢・役割

妊娠・出産等に関する情報の取得や育児不安等を軽減するために、必要に応じた支援サービスを積極的に活用し、子どもの健やかな成長を支えることが望まれます。

施策の方向性

- 方向性1 妊娠・出産等に関する知識の普及
- 方向性2 母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減
- 方向性3 子どもの療育と発達支援

民間の役割

産科や小児科などの医療機関や助産師会、民生委員・児童委員、地域の子育て支援の関係団体等は相互に連携することで、妊娠を希望する方や妊娠後、子どもが産まれたあとの支援まで切れ目のない包括的なサポート体制で支援を行います。

第4章

具体的な取組

施策1 母子保健の推進

施策の目的

保護者が安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが健やかに成長できるようにすることを目的としています。

施策の目標

K P I（重要業績評価指標）	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
乳幼児健康診査受診率	96.5%	96.0%

成果指標	現状値 (令和5年度)	方向性
特定不妊治療費助成組数	52組	
「安心して妊娠・出産できるための乳幼児健診などの母子保健サービス」の満足度	83.1%	
「障がいや発達に心配のある子どもに対する支援」の満足度	66.2%	

市民に求められる基本的な姿勢・役割

妊娠・出産等に関する情報の取得や育児不安等を軽減するために、必要に応じた支援サービスを積極的に活用し、子どもの健やかな成長を支えることが望まれます。

施策の方向性

- 方向性1 妊娠・出産等に関する知識の普及
- 方向性2 母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減
- 方向性3 子どもの療育と発達支援

民間の役割

産科や小児科などの医療機関や助産師会、民生委員・児童委員、地域の子育て支援の関係団体等は相互に連携することで、妊娠を希望する方や妊娠後、子どもが生まれたあとの支援まで切れ目のない包括的なサポート体制で支援を行います。

方向性1 妊娠・出産等に関する知識の普及

幼児期から思春期における健康教育や啓発活動等を通じ、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及を図ります。

① 幼児期から思春期における「いのちの教育」の推進

	取組内容	担当課
1	幼児期から「いのちのお話会」の実施等を通じ、いのちの大切さや性について知る機会を提供し、理解の促進に努めます。	すこやか子どもセンター
2	保護者に対しては、「いのちのお話会」、「保護者の勉強会」を開催するなど、いのちの大切さや性に関して子どもへ伝える方法を学ぶ場の提供を図ります。	すこやか子どもセンター
3	推進体制に関しては、「市内性教育連絡会」にて、教育や保健福祉分野との連携を図るとともに、実践スタッフの育成を進めることにより、子どもの年齢に応じた適切な支援につなげます。	すこやか子どもセンター

② 食育による子育て支援

	取組内容	担当課
1	離乳食講座の講義・実習などを通して食育の推進に努め、健全な食習慣や子どもの健やかな発達を推進します。	幼児教育センター

方向性2 母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減

地域で孤立することなく、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、すこやか子どもセンターを中心に、妊娠期から切れ目のない母子への支援に努めるとともに、子育て家庭の多様なニーズに対応した相談・支援の充実を図ります。また、関係機関と連携・協力しながら、虐待が疑われる事案の早期発見に努めるとともに、各事案が抱える様々な問題へ包括的な支援を実施することで、育児不安等の軽減を図り、児童虐待の未然防止に努めます。

① 安全で健やかな妊娠・出産への支援

取組内容	担当課
1 妊娠中から産前産後、乳幼児期の子育ての不安や悩みなど、様々な相談に切れ目なく対応します。	すこやか子どもセンター
2 妊婦が安心して出産に望めるように、妊婦健康診査の助成や必要な情報発信を行うとともに、仲間づくりを促進するために交流の場を提供します。	すこやか子どもセンター
3 安心して出産できる環境づくりのため、産科医療機関との連携強化及び情報共有を行います。 また、産後ケア事業を必要とする全ての産婦へ利用者負担の減免支援を導入し、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ります。	すこやか子どもセンター
4 妊娠・出産・育児の喜びを父親も共有できる環境づくりのため、母親の妊娠中から関わりをもてるように、父子健康手帳交付や各種講座等を開催するとともに、父親が参加できる育児講演会等の紹介を行い、母親の出産後の不安や、それに伴い生じる可能性がある悩み等に対して、父親をはじめとする家族等の理解を深めます。	すこやか子どもセンター
5 不妊治療への経済的負担を軽減するため、特定不妊治療に係る費用に対し助成を行います。	すこやか子どもセンター
6 離島という地理的条件や家族が長期不在となる生活環境など、妊婦の諸事情を考慮する中で、安心して出産できる環境を確保するため、定期健診や出産に伴う移動に要する費用等の一部を助成します。	すこやか子どもセンター
7 妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入経費や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援（計10万円相当）を一体的に取り組みます。	すこやか子どもセンター
8 産前・産後において体調不良等で家事・育児が困難であり、昼間に家事や育児を行う方が他にいない妊産婦に対し、家事育児の支援を行います。	すこやか子どもセンター

【第5章 子ども・子育て支援事業計画における取組の目標】

① 利用者支援事業（地域子ども・子育て支援事業）

令和5年度実績 (設置か所数)	令和11年度量の見込み (設置か所数)	確保方策 (実施体制)
基本・特定型:0か所 母子保健型:1か所	こども家庭センター型: 1か所	こども家庭センター型:1か所

【第5章 子ども・子育て支援事業計画における取組の目標】

② 妊婦等包括相談支援事業（地域子ども・子育て支援事業）

令和5年度実績	令和11年度量の見込み (合計回数)	確保方策 (合計回数)
—	3,902回	3,902回

【第5章 子ども・子育て支援事業計画における取組の目標】

③ 妊婦健康診査（地域子ども・子育て支援事業）

令和5年度実績 (受診人数／延べ受診回数)	令和11年度量の見込み (受診人数／延べ受診回数)	確保方策 (実施体制)
1,463人／16,285回	1,262人／13,882回	実施場所:医療機関 ・ 実施時期:随時実施

【第5章 子ども・子育て支援事業計画における取組の目標】

④ 産後ケア事業（地域子ども・子育て支援事業）

令和5年度実績	令和11年度量の見込み (延べ人数)	確保方策 (延べ人数)
—	1,680人	1,680人

② 乳幼児健康診査の適切な実施

	取組内容	担当課
1	疾病や障がいなど、発達に心配がある乳幼児の早期発見と育児に不安がある母親への支援の役割を担っている乳幼児健康診査について、継続して行います。	すこやか子どもセンター
2	健康診査の受診率の向上を図るとともに、未受診児の把握に努め、その中で支援が必要な家庭については、育児相談支援を行います。	すこやか子どもセンター
3	乳幼児の健やかな発達と家庭での子育てを支援するため、健康診査において発達の心配がある乳幼児について、二次健康診査及び子ども発達センターの受診等必要なフォローを行います。	すこやか子どもセンター
4	乳幼児の不慮の事故を未然に防ぐため、乳幼児健康診査など様々な機会を利用して、継続的な啓発・周知活動を行います。	すこやか子どもセンター

③ 家庭訪問による支援

	取組内容	担当課
1	子育ての孤立化防止や、育児不安の軽減につなげるため、家庭訪問員が生後4か月までの乳児のいる家庭を全て訪問し、子育てに関する情報を伝えるなどの支援を行います。なお、家庭訪問員については、専門家による研修や訪問員相互の研修により、資質の向上を図ります。	すこやか子どもセンター
2	助産師・保健師が連携し、家庭環境等の状況を見ながら、個別に訪問指導を実施します。また、必要に応じ、産科・小児科医療機関、開業助産師など関係機関と連携を図りながら、助産師によるサポートを通じて、自立に向け家庭内で適切な養育環境が継続できるよう支援を行います。	すこやか子どもセンター
3	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行います。なお、居宅訪問などの事業を通じて、ヤングケアラーの実態把握に努めます。	すこやか子どもセンター
4	低出生体重児や高齢初産の方等で子育てに不安がある方、初産婦を対象に、出産後間もない時期の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のため、委託助産師が訪問し相談・支援を行います。	すこやか子どもセンター

【第5章 子ども・子育て支援事業計画における取組の目標】

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（地域子ども・子育て支援事業）

令和5年度実績 (対象者数)	令和11年度量の見込み (対象者数)	確保方策 (実施体制)
1,484人	1,250人	市(すこやか子どもセンター)において実施

【第5章 子ども・子育て支援事業計画における取組の目標】

⑥-イ 養育支援訪問事業（地域子ども・子育て支援事業）

令和5年度実績 (延べ訪問世帯数)	令和11年度量の見込み (延べ訪問世帯数)	確保方策 (実施体制)
134人	530人	- 市(すこやか子どもセンター)において実施 - 委託助産師が訪問 - 育児不安や低出生体重児等を抱える家庭に対する専門的育児・相談支援

【第5章 子ども・子育て支援事業計画における取組の目標】

⑦ 子育て世帯訪問支援事業(地域子ども・子育て支援事業)

令和5年度実績	令和11年度量の見込み (延べ人数)	確保方策 (延べ人数)
—	120人	120人

④ 子どもに関する相談支援

取組内容		担当課
1	子育て家庭の抱える様々な問題に対応するため、相談員の資質の向上を図るとともに体制の充実を図ります。	すこやか子どもセンター
2	保育所・幼稚園、学校などの関係施設や医療機関等との連携を強化します。	すこやか子どもセンター
3	仕事や病気で一時的に家庭での養育が困難になった子どもについて、児童養護施設等での預かりを行う子育て短期支援事業を継続して実施します。	すこやか子どもセンター

【第5章 子ども・子育て支援事業計画における取組の目標】

⑧ 子育て短期支援事業（地域子ども・子育て支援事業）

令和5年度実績 (延べ利用人数)	令和11年度量の見込み (延べ利用人数)	確保方策 (延べ利用人数)
100人	210人	210人

⑤ 児童虐待の未然防止

取組内容		担当課
1	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健と児童福祉それぞれの機能を一体的に相談支援を行うことで、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく漏れなく支援を行います。また、児童相談所等の関係機関との円滑な連携・協働の体制を推進します。	すこやか子どもセンター
2	児童虐待の未然防止の観点から、虐待に至る恐れのある要因（保護者側のリスク要因・子ども側のリスク要因・養育環境のリスク要因等）について、保育所・幼稚園・学校等の関係施設・機関等とともに確認や情報共有を行い、早期対応・問題解決に向けて継続して対応します。	すこやか子どもセンター
3	周産期からの母子保健事業を通じて、虐待の早期発見に努め、適切な支援を行います。	すこやか子どもセンター
4	「佐世保市子ども安心ネットワーク協議会」の定期的な委員会や検討会、必要時の個別ケース会議を開催し、虐待問題や子育て家庭の抱える様々な問題に対する予防や対応などを協議し、関係施設・機関等とともに包括的にサポートを行います。	すこやか子どもセンター
5	児童虐待に対応する担当職員や関係者の資質向上を図るため、引き続き研修を実施します。	すこやか子どもセンター
6	民生委員児童委員や主任児童委員、児童家庭支援センターなど、関係者と連携し、虐待予防や虐待を受けた児童及びその親に対して支援を行います。	すこやか子どもセンター

方向性3 子どもの療育と発達支援

障がいや発達に心配のある子どもに対する療育支援にあたり、子ども発達センターを中心に、保健・福祉・医療・保育・教育分野等における関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、子どもの通う保育所・幼稚園や学校等の訪問による施設支援等を行います。

① 子ども発達センターと地域での障がい児支援

	取組内容	担当課
1	子どもの発達についての勉強会や連絡会等でのケース検討を引き続き行い、医療機関との連携強化に努めます。	子ども発達センター
2	子どもの発達の状態や特性に応じた関わりができるよう、スタッフの充実を図りながら、訪問療育や施設支援を引き続き行うとともに、必要に応じ個別のケース会議や協議を行う場を設け、各関係機関との情報共有体制の強化に努めます。	子ども発達センター
3	「西九州させば広域都市圏」の連携事業を推進する中で、子ども発達センターと関係自治体が抱える療育に係る課題解決のため、各種学習会等の開催を通じ、療育関係者の広域的なスキル向上につなげます。	子ども発達センター

② 児童発達支援センターすぎのこ園での障がい児支援

	取組内容	担当課
1	令和4年6月の児童福祉法改正により、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充として、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことが明確化されました。このことから、地域における障がい児支援の更なる強化を図り、また、他の事業所と密接に連携するなど、地域における障がい児支援の中核的役割をさらに明確化したセンターへの機能強化を図ります。	子ども発達センター
2	子ども発達センターとの連携を強化しながら、障がい児支援に係る関係職員の質の向上に努めます。	子ども発達センター
3	保育所・幼稚園・児童発達支援事業所等からの施設見学等の受け入れを引き続き行い、関係施設及び職員との連携を図ります。	子ども発達センター

施策2 地域での子育て支援

施策の目的

子どもの健全育成に資する居場所づくりを推進し、子育て家庭が、地域で支えられながら楽しく子育てできるようにすることを目的としています。

施策の目標

KPI（重要業績評価指標）	現状値 （令和5年度）	目標値 （令和11年度）
地域子ども・子育て支援事業の 平均利用回数	37.1回	50回

成果指標	現状値 （令和5年度）	方向性
放課後児童クラブ待機児童数	4人	
「子どもの健全育成のための居場所 や遊び場づくり」の満足度	54.0%	

市民に求められる基本的な姿勢・役割

地域における子どもの健全育成のために、身近な子どもたちに積極的に関心をもって触れ合い、放課後の子どもの居場所づくりなど地域と一緒に子どもたちの健やかな成長を支えることが望まれます。

施策の方向性

方向性1 地域における子育て支援の充実

方向性2 地域における子どもの健全育成

民間の役割

町内会等の地域関係団体及び子どもの育成に関わりのある青少年団体、ボランティア団体、NPO法人などは、身近にいる子どもに関心を持ち、体験学習の機会を提供するなど、地域における子どもの健全育成や居場所づくりを各団体と連携して積極的に推進します。

方向性1 地域における子育て支援の充実

未就園児とその保護者が相互に交流等を行う「地域子育て支援センター」を拠点に、認定こども園における「子育て支援事業」との連携等を図るほか、子育て等の援助を受ける方とその援助を行う方との相互援助活動をコーディネートするファミリーサポートセンター等の事業により、地域における子どもと子育ての支援を進めます。また、子育てに関する育児相談や講演会などの啓発の場を通じて、子育てに対する不安や負担感の緩和を図り、子育て家庭を地域全体でサポートしていきます。

① 地域子育て支援機能の充実

取組内容	担当課
1 地域子育て支援センターを拠点に、認定こども園における子育て支援事業と連携及び役割分担を図りながら、地域の子どもや保護者に対する子育て支援を総合的に提供します。	保育幼稚園課

【第5章 子ども・子育て支援事業計画における取組の目標】

⑩ 地域子育て支援拠点事業（地域子ども・子育て支援事業）

令和5年度実績 (月あたり延べ利用人数)	令和11年度量の見込み (月あたり延べ利用人数)	確保方策 (実施体制)
5,995人	4,825人	公立の施設での対応及び民間施設への委託を通じ実施

② ファミリーサポートセンターの運営

取組内容	担当課
1 保育所の送迎や預かりなど、他の保育サービスでは満たされない一時的な保育ニーズへの対応を図るため、ファミリーサポートセンターの運営を通じ、支援を希望する「依頼会員」と、支援を行う「提供会員」のコーディネートを行います。	子ども政策課
2 利用しやすい環境をつくるため、依頼会員と提供会員の交流会を継続して開催するとともに、情報発信を強化することにより制度の周知に努めます。	子ども政策課
3 会員養成講座やスキルアップ研修会等の開催を通じ、提供会員の質の確保を図ります。	子ども政策課
4 「西九州させば広域都市圏」の連携事業として、関係自治体間における会員養成講座やスキルアップ研修会等の相互受講のほか、ファミリーサポートセンター事業を実施していない自治体に対しては、本市を中心に支援講習会を開催し、立ち上げ支援を行います。	子ども政策課

【第5章 子ども・子育て支援事業計画における取組の目標】

⑪ ファミリーサポートセンター事業（地域子ども・子育て支援事業）

令和5年度実績 (延べ利用人数)	令和11年度量の見込み (延べ利用人数)	確保方策 (提供会員人数)
2,718人	2,882人	152人

③ 子育て支援サークルの自主的活動へのサポート

取組内容	担当課
1 市民が主体となった子育て支援を推進するため、子育て支援サークルに対して、各種講座の開催や情報発信等を通じ、サークル相互または他団体との交流促進による自主的な活動の広がり活性化を図ります。	幼児教育センター

④ 子育てサポーターの養成

取組内容	担当課
1 子育てサポーターの確保を図るため、子育てサポーター養成講座を開催します。また、講座修了者に対するフォローアップ研修を行うなど、継続したサポーター育成を行います。	すこやか子どもセンター
2 子育てサポーターへの理解を促進するとともに、養成講座への参加者の拡大を図るため、情報発信の強化に努めます。	すこやか子どもセンター

⑤ 子育て支援意識の高揚

取組内容	担当課
1 地域に向けた子育て講演会・遊びの広場の充実・ふれあいイベントの開催を通じ、地域による子育て支援の意識高揚を図ります。	幼児教育センター
2 「西九州させば広域都市圏」の連携事業として、関係自治体間において子育て講演会等を合同で開催します。	幼児教育センター

⑥ 事業者の子育てに対する理解促進

取組内容	担当課
1 保護者、市民など、それぞれの役割に関する講演会や講座等の開催を通じ、父親の育児参加の意識高揚を図ります。	幼児教育センター
2 全国運動であるイクボスの普及について、行政が率先して取り組みながら、事業者へのセミナー等の実施により、その裾野を広げることに努めます。	人権男女共同参画課

方向性2 地域における子どもの健全育成

放課後児童クラブの運営等による子どもの健全育成に資する地域での居場所づくりを図るとともに、各種団体や関係機関等の連携強化等の面で様々な取組を進めます。また、子ども・子育てを通じ人が集い、繋がり合う場を提供します。

① 放課後児童対策パッケージに係る取組の推進

取組内容		担当課
1	市民ニーズや地域の実情等を踏まえ、放課後児童クラブに係る計画的な量の確保とともに、職員の資質やICT化の推進を含めた施設的环境整備等の面で、サービス水準の維持・向上を図ります。	子ども政策課
2	就学前の児童の保護者や転入者に対して、放課後児童クラブの開設場所等適切な情報提供を行います。また、安心・安全で豊かな放課後を過ごすために、児童の下校時刻等の情報共有や校庭・体育館などの学校施設の利活用ができるよう各小学校と放課後児童クラブが連携を図ります。	子ども政策課 学校教育課 学校保健課 教育施設課
3	安全・安心な放課後の居場所を確保するための強化策として、放課後子ども教室をはじめとした地域学校協働活動等を活用した一体的な事業展開について検討します。また、放課後子ども教室と連携し、両事業の参加児童が交流できるよう、放課後子どもプランコーディネーター等を介して、連携の推進について検討します。	子ども政策課 社会教育課
4	安全性や利便性の観点から、放課後児童クラブが必要となった場合、選択肢のひとつとして、小学校内でのクラブの開設について検討します。なお、その際には、教育委員会や各学校との定期的な協議の場を設けるなど、連携に努めます。	子ども政策課 学校教育課 教育施設課

【第5章 子ども・子育て支援事業計画における取組の目標】

⑫ 放課後児童健全育成事業（地域子ども・子育て支援事業）

令和5年度実績 (利用定員・利用実人数)		令和11年度量の見込み (利用定員・利用実人数)
利用定員	2,986人	2,917人
1年生	827人	729人
2年生	687人	704人
3年生	479人	503人
4年生	349人	302人
5年生	155人	176人
6年生	112人	100人
利用実人数計	2,609人	2,514人

② 施設の利活用による地域での子どもの居場所づくり

取組内容		担当課
1	地域での子どもの居場所づくりのために、地域コミュニティの再構築等の環境変化を踏まえながら、地域の実情やニーズ等に応じた施設の利活用を進めます。	子ども政策課

施策3 幼児教育・保育の充実

施策の目的

子どもが充実した幼児教育・保育サービスを受けられ、また、保護者が子育てと仕事を両立できるようにすることを目的としています。

施策の目標

KPI（重要業績評価指標）	現状値 （令和5年度）	目標値 （令和11年度）
保育所等待機児童数 （10月1日時点）	0人	0人

成果指標	現状値 （令和5年度）	方向性
「延長保育など多様なニーズにこたえられる 幼稚園・保育所等」の満足度	70.9%	
幼児教育・保育研修に対する 受講者の満足度	99.0%	

市民に求められる基本的な姿勢・役割

子育てと仕事を両立させるために、幼児教育・保育に関する各種支援を適切に活用し、子どもの健やかな成長を支えることが望まれます。

施策の方向性

- 方向性1 幼児教育・保育における量の確保と質の向上
- 方向性2 幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開

民間の役割

幼児教育・保育を行う施設等は、需要に対する供給量の確保や幅広いニーズに対応するなど、利用する市民の立場を考慮したきめ細やかな支援を行います。

特に、幼児教育・保育における質の向上のための取組については積極的に推進します。

方向性1 幼児教育・保育における量の確保と質の向上

安心して子どもが施設を利用できるよう、既存施設の老朽化に伴う改修への支援及び保育士等の処遇改善などによる保育人材確保策により、地域の実情に応じた幼児教育・保育の量を確保するとともに質の向上を図ります。また、幼児教育センターをはじめとして、幼児教育・保育全般に関する調査・研究を行うとともに、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する各種研修・講座の開催や保育所等における保育内容の確認等を通じ、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

① 幼児教育・保育環境の充実

	取組内容	担当課
1	幼児教育・保育施設においては、質の高い教育・保育の提供が可能となるよう、教育・保育環境の整備を進めます。	保育幼稚園課
2	幼児教育・保育需要に対する適正な供給に努めるとともに、老朽化した施設の計画的な改修を進めます。	保育幼稚園課
3	安定した保育の提供及び利用者の利便性向上に鑑み、保育を必要とする全ての子どもについて、保育所等における保育標準時間（1日11時間）の利用を可能とします。	保育幼稚園課
4	幼児教育・保育に係る保護者の経済的負担を考慮する中で、国の人づくり革命のひとつでもある幼児教育・保育の無償化や保育料階層の細分化等による軽減を図ります。	保育幼稚園課
5	離島における保育の確保にあたっては、小規模保育事業、家庭的保育事業など、児童規模に合わせた運営を行うとともに、状況に応じ、財政的支援も視野に入れた効率的な手法による対応を図ります。	保育幼稚園課

② 幼児教育・保育の質の向上

	取組内容	担当課
1	保育人材の確保にあたっては、保育士等の処遇改善を図るとともに、雇用対策や若年層の移住・定住促進等の多方面での保育人材の確保に係る各種取組を展開しつつ国や長崎県など市域を超えた関係機関等とも連携を図りながら、さらなる成果の向上につなげます。	保育幼稚園課
2	保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等に対する実地の検査・確認及び立入調査を計画的に行うことにより、適正な施設運営を図ります。	子ども政策課
3	幼児教育・保育全般に関する調査・研究を担う施設として関係団体と連携し、乳幼児教育・保育施設と小学校及び義務教育学校へ研究結果の情報発信を行うとともに市市民や関係者向けにホームページ等でも情報を公開します。	幼児教育センター
4	幼児教育・保育に関する研修拠点として、研修内容や実施方法等の検討を行うとともに、「西九州させぼ広域都市圏」の連携事業として、関係自治体間において幼稚園教諭・保育士・保育教諭等向けの研修会等を合同で開催します。	幼児教育センター
5	保幼小連携推進会議や関係団体との連携を深めながら、幼児期から児童期への滑らかな接続に向けて全市的に保幼小連携を推進します。	幼児教育センター
6	特別支援学校等の関係機関との連携や研修会等を通して、特別支援教育等を担う幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の資質向上を図ります。	幼児教育センター

方向性2 幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開

共働き家庭の増加や多様な就労形態に応じた保育ニーズに対応できる体制を充実させるとともに、障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもなど、支援を必要とする子どもの健やかな育ちを支えるための施策の充実を図ります。

① 延長保育等の実施

	取組内容	担当課
1	子どもたちの健やかな成長のため市民ニーズを考慮しながら、現在の延長保育事業の継続的な実施を含め、適宜、実情や市民ニーズ等に応じた最適な支援について検討を行います。	保育幼稚園課
2	一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、保育所、幼稚園、認定こども園等において、地域の実情に応じた活用を考慮しながら、一時的な預かりによる必要な保育を行います。	保育幼稚園課

【第5章 子ども・子育て支援事業計画における取組の目標】

⑭ 延長保育事業（時間外保育）（地域子ども・子育て支援事業）

令和5年度実績 (利用実人数)	令和11年度量の見込み (利用実人数)	確保方策 (利用実人数)
2,912人	2,399人	2,399人

【第5章 子ども・子育て支援事業計画における取組の目標】

⑬ 一時預かり事業（幼稚園在園児）（地域子ども・子育て支援事業）

令和5年度実績 (延べ利用人数)	令和11年度量の見込み (延べ利用人数)	確保方策 (延べ利用人数)
126,322人	100,953人	100,953人

【第5章 子ども・子育て支援事業計画における取組の目標】

⑬ 一時預かり事業（幼稚園在園児以外）（地域子ども・子育て支援事業）

令和5年度実績 (延べ利用人数)	令和11年度量の見込み (延べ利用人数)	確保方策 (延べ利用人数)
2,300人	1,439人	1,439人

② 病児保育の推進

	取組内容	担当課
1	乳幼児の急な体調変化にも対応できるよう、小児科併設の「病児対応型」の病児保育を基本に継続して実施します。	保育幼稚園課
2	「西九州させぼ広域都市圏」の連携事業として、関係自治体間で圏域に所在する病児・病後児保育施設の相互利用を可能とし、居住地や勤務地に近い施設を利用できるなど、利用者のニーズに合わせたサービスの提供を行います。	保育幼稚園課

【第5章 子ども・子育て支援事業計画における取組の目標】

⑮ 病児保育事業（地域子ども・子育て支援事業）

令和5年度実績 (延べ利用人数／延べ利用定員数)	令和11年度量の見込み (延べ利用人数／延べ利用定員数)	確保方策 (延べ利用定員数)
1,831人／9,408人	1,670人／9,408人	9,408人

③ その他の保育事業

	取組内容	担当課
1	すこやか子どもセンターや子ども発達センター等との連携をとりながら、医療的ケア児も含め、障がい児保育等における量及び質の両面での充実を図ります。	保育幼稚園課

施策4 経済的支援の推進

施策の目的

児童手当や児童扶養手当、福祉医療費など子どもに関する手当や助成について適切に制度を運用し、子どもが健やかに成長できるようにすることを目的としています。

施策の目標

KPI（重要業績評価指標）	現状値 （令和5年度）	目標値 （令和11年度）
乳幼児福祉医療費受給資格の 認定率	98.4%	100%

成果指標	現状値 （令和5年度）	方向性
「子どもの医療費や教育費の負担軽減などの 経済的支援」の満足度	50.8%	
ひとり親家庭のこどもの就園率 （保育所・幼稚園等）	86.7% （令和4年度）	
ひとり親家庭の親の就業率（母子世帯） ひとり親家庭の親の就業率（父子世帯）	92.0% 90.0% （令和4年度）	

市民に求められる基本的な姿勢・役割

子育てに伴う経済的負担を軽減するために、児童手当や福祉医療費などの各種支援を積極的に活用し、子どもの健やかな成長を支えることが望まれます。

施策の方向性

方向性1 経済的支援の推進

民間の役割

子育てに係る経済的不安の軽減に資するため、医療機関等は、福祉医療の推進に協力することが求められます。また、民生委員・児童委員や地域の子育て支援団体等は経済的支援施策の周知や実施に協力することが望まれます。

方向性1 経済的支援の推進

子育て家庭への経済的支援の取組を推進するため、児童手当や児童扶養手当、福祉医療費について適切に運用するとともに、必要な支援についても逐次対応します。また、「こども政策DX」を推進しデジタル技術を活用した手続の簡素化等を通じて子育て世帯等の利便性向上に努めるとともに、最適な支援の在り方についても、引き続き調査・研究を行います。

① 児童手当・児童扶養手当制度の適切な実施

取組内容	担当課
1 法定受託事務の児童手当・児童扶養手当について、適宜適切に実施します。	子ども支援課

② 福祉医療費制度の運用

取組内容	担当課
1 子育て世帯への経済的支援として、乳幼児、小・中学生、高校生等世代、ひとり親家庭等への医療費の助成を行います。	子ども支援課
2 出生や転入等のライフイベントの際に漏れなく制度の案内を行うなど、周知・広報の徹底を図るとともに、市民ニーズ等に応じた制度の見直しについて、効果や財源等を整理しながら、国や県に対しても必要な働きかけを行います。	子ども支援課

③ ひとり親家庭等の自立促進（佐世保市ひとり親家庭等自立促進計画）

《生活支援》

取組内容	担当課
【保育所への優先的入所】 1 ひとり親家庭が安心して就労・求職活動等ができるよう、保育所入所審査において優先的に配慮します。	保育幼稚園課
【病児保育】（再掲） 2 乳幼児の急な体調変化にも対応できるよう、小児科併設の「病児対応型」の病児保育を基本に継続して実施します。	保育幼稚園課

《経済的支援》

取組内容	担当課
【児童扶養手当の支給】 1 ひとり親家庭等に対し、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため所得状況に応じ児童扶養手当を支給します。	子ども支援課
【ひとり親家庭等福祉医療費助成】 2 児童を養育している母子家庭の母または父子家庭の父とその子及び父母のいない子に対し、所得状況に応じて医療費の一部を助成します。	子ども支援課
【母子父子寡婦福祉資金貸付金】 3 母子家庭・父子家庭、寡婦に対し、修学や技能習得等に必要な資金を貸し付け、経済的な自立を支援します。	子ども支援課
【保育料等の軽減】 4 母子家庭・父子家庭等の世帯で、一定の要件を満たす場合には、保育所や放課後児童クラブ等の保育料を軽減します。	保育幼稚園課 子ども政策課

《就業支援》

取組内容	担当課
1 「自立支援教育訓練給付金」制度による介護福祉士等の資格取得の促進を図るとともに、「高等職業訓練促進給付金」制度の運用を通じ、経済的自立につながる看護師や保育士等、専門性の高い資格取得のための受講期間に必要な生活支援を行います。	子ども支援課
2 個々の実情や適性に応じ就労支援計画を立て、ハローワーク等と連携しながら、きめ細やかで継続的な就労支援を実施します。	子ども支援課

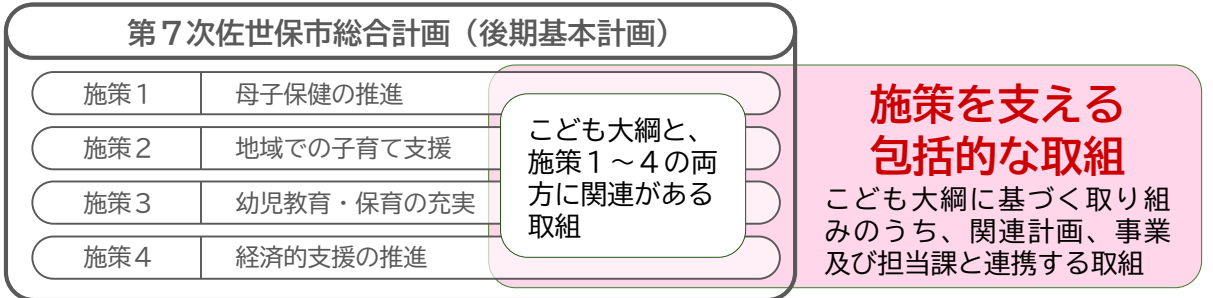
《相談体制の充実》

取組内容	担当課
1 家庭相談員を配置し、DV、離婚、経済困窮、家庭問題等の相談に応じます。	すこやか子どもセンター
2 母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭・父子家庭に対する子どもの進学や親の就労につながる資格取得等についての経済的な相談・助言を行います。	子ども支援課
3 母子・父子生活支援員を配置し、子どもの養育や生活全般に関する相談・支援を行います。	すこやか子どもセンター



施策を支える包括的な取組

「施策を支える包括的な取組」は、前述の「施策1～施策4」に加えて行う取組として位置付けています。



成果指標	現状値 (令和5年度)	方向性
子どもの自己肯定感	73.0%	
「子どもの権利」の認知度	40.4%	
「子育てに関する情報提供」に対する満足度	59.9%	
「子育てと仕事が両立できる職場環境づくり（ワーク・ライフ・バランス）」の満足度	40.9%	

方向性1 子ども・若者の育成・支援

- ① ライフステージを通じた切れ目ない支援
- ② ライフステージ別の支援
- ③ 子育て当事者への支援
- ④ 子ども・若者の貧困対策

方向性2 親や子の居場所づくり

- ① 親や子どもを孤立させない居場所づくり
- ② 放課後の居場所づくり
- ③ 子ども・若者が誰でも気軽に利用できる居場所づくり

方向性3 共働き・共育での推進

- ① ワーク・ライフ・バランスに向けた気運の醸成
- ② 男性の家事・子育てへの主体的な参画推進・拡大

方向性4 子育て情報提供と相談体制の充実

- ① 子育て支援情報の発信
- ② 発信情報の検索性・利便性向上
- ③ 気軽に相談できる窓口の整備

方向性1 子ども・若者の育成・支援

すべての子どもや若者の権利を尊重し、社会参画を促進しながら、子どもの誕生前から青年期・子育て期まで、ライフステージに応じた継続的な支援を行います。

① ライフステージを通じた切れ目ない支援

関連する各種計画等：

- 佐世保市人権教育・啓発基本計画（改訂版） ○佐世保市教育振興基本計画（第4期）
- 佐世保市男女共同参画計画 ○佐世保市自殺対策計画（生きるを支えるさせぼプラン）
- 第2次佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画

①－（１）子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等の主な取組

取組内容	担当課
【子ども・若者の社会参画・意見反映】 1 子ども・若者の意見を施策に反映するため、意見聴取と施策反映などの仕組みづくりを検討します。	子ども政策課 学校教育課
【人権教育・啓発活動の実施】 ●こどもが権利の主体であることについて周知するなど、普及啓発を行います。 2 ●各町内での学習会や企業への出前講座、社会教育施設等における学習機会の提供、人権教育研究会における研修の実施など、様々な機会を通して人権意識の高揚を図ります。	子ども政策課 社会教育課 学校教育課 人権男女共同参画課
【男女共同参画社会の推進】 3 性別や属性に関係なく、誰もが自分らしく生きられるよう男女共同参画社会の形成について、広報・SNSでの情報発信やイベント等での機会を捉え啓発活動を行います。	人権男女共同参画課

①－（２）多様な学びや体験、活躍できる機会づくりの主な取組

取組内容	担当課
【生涯学習推進事業】 1 ●学習情報や学習機会の提供及び充実を図ります。 ●「第四次佐世保市子ども読書プラン」に基づき、子どもの読書活動を推進します。	社会教育課
【英語シャワー事業】 2 国際色豊かな本市の特長を生かし、官民協働の手法を用いて、市民が身近に英語や外国文化に触れ、日頃の学習成果を実践できる環境づくりを行います。	社会教育課
【体験学習・環境教育充実事業】 3 小学校4年生及び義務教育学校前期課程4年生では、九十九島パールシーリゾートでの自然体験や環境学習を実施します。中学校1年生及び義務教育学校後期課程1年生では、史談会や文化財課の専門講師による指導のもと、ふるさと佐世保市の歴史遺産について調査・見学を実施します。	学校教育課 文化財課

①－（３）子どもや若者への切れ目ない保健・医療の提供の主な取組【関連施策：１】

取組内容	担当課
【乳幼児期から青年期】 1 適切な口腔機能の獲得を図るため、口呼吸等の習癖が不正咬合や口腔・顎・顔面の成長発育等に影響が大きいことから、口腔機能の獲得・維持・向上のために、悪習癖等の除去や食育等に係る栄養及び歯科保健指導と知識の普及啓発に取り組みます。	すこやか子どもセンター 健康づくり課

①－（４）子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取り組みの主な取組

取組内容	担当課
【若者向けゲートキーパー養成（依存症講話を含む）】 1 大学や専門学校など若者を対象とした依存症講話、ゲートキーパー養成講座を行います。	障がい福祉課
【豊かな心をはぐくむ実践事業】 2 「いのちをみつめる強調月間」を設定し、学校・家庭・地域が一体となり心の教育の更なる充実のための広報活動及び講演会を開催します。	学校教育課



② ライフステージ別の支援

関連する各種計画等：

- 佐世保市教育振興基本計画（第4期） ○佐世保市男女共同参画計画
 ○佐世保市自殺対策計画（生きるを支えるさせばプラン） ○第4次佐世保市食育推進計画
 ○第2次佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画 ○長崎県子育て条例行動計画

②-1 子どもの誕生前から幼児期

②-1-（1）妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保の主な取組
【関連施策：1】

取組内容	担当課
【小児、周産期医療の充実】 長崎県医療計画に基づき、県及び関係団体と連携して、小児、周産期医療※の維持に努めます。 1 ※周産期医療：周産期とは、妊娠満22週から出生後満7日未満までをいい、この時期は母子ともに異常が発生しやすく、突発的な緊急事態に備えて、産科・小児科双方からの一貫した医療体制が必要であることから、特に周産期医療と表現されている。	医療政策課
【乳幼児期】 2 歯・口腔に関する健康格差を縮小するため、歯科疾患等に関する知識の普及啓発、むし歯予防のための食生活や生活習慣及び発達にに応じた口腔清掃等に係る歯科保健指導を行います。また、フッ化物の応用等をはじめとしたむし歯予防に重点的に取り組みます。	すこやか子どもセンター 健康づくり課
【妊産婦等】 3 妊産婦やその家族等に対して、妊産婦の歯・口腔の健康の重要性に関する知識の普及啓発を図ります。妊産婦等の生活習慣や生理的な変化によりリスクが高くなるむし歯や歯周病等の歯科疾患に係る歯科口腔保健に取り組みます。また、乳幼児の健全な歯・口腔の育成を図るための知識の普及啓発等を推進します。	すこやか子どもセンター

②-2 学童期・思春期

②-2-（1）子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等の主な取組

取組内容	担当課
【生活困窮世帯等への学習支援】 1 生活保護世帯及び生活困窮世帯の小学生・中学生を対象とした学習支援を行い、学力向上、高校進学率の向上を図ることにより貧困の連鎖の防止につなげます。	生活福祉課
【生徒指導充実事業】 2 子どもの心の安定や環境の改善、自尊感情を醸成するとともに、問題行動や不登校等生徒指導上の諸課題の未然防止を図り、適切に対応することで、子どもが安心安全な学校生活を送ることができるよう努めます。	学校教育課
【就学援助】 3 経済的な理由で、小・中学校及び義務教育学校に在学しているお子様を就学させることが困難な保護者の方に、学用品費や給食費など必要な経費を援助します。	教育委員会 教育総務部総務課
【特別支援教育就学奨励費】 4 小・中学校の特別支援学級に在学しているお子様をお持ちの保護者の方の経済的負担軽減を目的とし、その負担能力の程度（世帯の所得等）に応じて、学用品費や給食費などの必要な経費を援助します。	教育委員会 教育総務部総務課
【遠距離通学児童生徒通学費補助金】 5 市内の市立小中学校及び義務教育学校に通う児童生徒で、自宅から学校までの片道通学距離が小学校で4km以上、中学校で6km以上、船舶利用者（距離は問わない。）の児童生徒を持つ保護者の方を対象に、保護者の負担軽減を目的として通学費に係る経費の一部を補助します。	教育委員会 教育総務部総務課

②-2-(2) 居場所づくりの主な取組【関連施策：2】

取組内容	担当課
【地域学校協働推進事業】 各小・中学校及び義務教育学校への地域学校協働本部の設置や、放課後子ども教室、地域未来塾等の地域学校協働活動を推進します。 1 ●放課後の居場所づくりについては子ども未来部との連携をもとに推進を図り、地域未来塾については運営方法の見直しを行い拡充を図ります。 ●地域学校協働本部についても、コミュニティ・スクールと一体的推進を図りながら拡充し、事業全体の整理・統合を行い、高等教育機関との連携も視野に地域学校協働活動として総合的に支援していきます。	社会教育課

②-2-(3) 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実の主な取組

取組内容	担当課
【心の教室相談員の配置】 1 心の教室相談員を中学校に配置し、生徒が気軽に相談できる相手として、悩みを持つ生徒の相談活動を行います。	学校教育課
【教育相談員の派遣】 2 各学校からの要請に応じて、教育相談員（臨床心理士や公認心理士等）を小・中・義務教育学校に派遣し、児童生徒・保護者・教職員のカウンセリングやアドバイスをを行い児童生徒の心の安定に努めます。	学校教育課
【スクールソーシャルワーカー活用事業】 3 いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備します。	青少年教育センター

②-2-(4) 成長年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育の主な取組

取組内容	担当課
【学校等の活動全体の中での男女平等・人権尊重の精神の育成】 1 小・中学校及び義務教育学校の教育課程に人権教育の指導計画を位置づけ、子どもの発達段階に応じた人権尊重、男女平等の教育を行います。	学校教育課
【青少年非行防止推進事業】 2 ●補導担当職員による市中心部の巡回補導と委嘱補導委員による各地区の巡回補導をするほか、ネットパトロールによるSNSの巡視による見守りを行います。 ●白ポストを市内16カ所に設置し、投入された有害図書を回収・廃棄するほか、コンビニエンスストア・書店・携帯電話販売店等の店舗の立入調査を行います。	青少年教育センター
【薬物乱用防止教育】 3 児童生徒を対象に、薬物乱用防止教室を実施し、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導を行います。	学校保健課
【少年期】 4 健全な歯・口腔の育成を図るため、乳幼児期の取組に加え、少年期に特徴的な歯周病予防対策にも取り組みます。 また、少年期に生じやすい運動時等の口腔外傷への対応方法等に関する知識の普及啓発を図るなど、歯科口腔保健の推進に取り組みます。	健康づくり課 学校保健課

②-2-(5) いじめ防止の主な取組

取組内容	担当課
【いじめ・不登校対策】 1 不登校防止、いじめ防止、ネットトラブル防止に資するリーフレット等を作成し啓発を行います。	学校教育課
【いじめ・不登校等対策】 2 すべての公立小・中・高・特別支援学校において保護者や地域住民が学校を訪れ、授業参観や子どもたちとの交流、教師との語り合い等に取り組む「長崎っ子の心を見つめる教育週間」を実施し、命を大切にしたい心や思いやりの心をもつ「心豊かな長崎っ子」の育成をさらに推進します。	長崎県 児童生徒支援課

②-2-(6) ライフデザイン構築のための主な取組

取組内容	担当課
1 市内の小・中学生や、高校生、大学生等に対して、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及活動などを通じ、ライフデザイン〔生活設計〕の構築に係る意識啓発に努めます。	学校保健課 すこやか子どもセンター

②-2-(7) 不登校の子どもへの支援の主な取組

取組内容	担当課
【教育相談活動事業】 ●子どもの生活・学校・学業・不登校等の問題に対して、来所、電話、メール、訪問、スクールソーシャルワーカー派遣等の手段で相談活動を行います。 1 ●あすなろ教室（学校適応指導教室）を運営し、学校への復帰や将来的な社会的自立を支援します。自宅に閉じこもりがちな児童生徒に対してはメンタルフレンドの派遣や、居住地に近いコミュニティセンターなどのより身近な通級しやすい場所にサテライト教室を開設することで、通級や関係機関への相談を促します。	青少年教育センター
【不登校・ひきこもり支援】 2 不登校・ひきこもりの方やそのご家族からの相談支援や居場所の提供を行い、適宜、関係機関等へつなぐ支援を行います。	障がい福祉課 NPO法人フリースペースふきのとう
【メンタルフレンド派遣事業】 3 登校渋りやひきこもりなど、外に出たくても出られない子どもたちに、学校への復帰（再登校）または相談機関への足がかりとなることを目的に年齢の近い大学生等を派遣します。	青少年教育センター
【「あすなろ教室」（学校適応指導教室）】 4 小・中学校不登校児童生徒やその保護者に対して、教育相談や学習支援及び体験活動などを行い、学校復帰（再登校）及び社会的自立に向けた支援を行います。	青少年教育センター
【「サテライトあすなろ教室」】 5 「あすなろ教室」を、コミュニティセンター等を活用して開設し、学校に足が向かない児童生徒の居場所や学びの場を提供します。	青少年教育センター
【教育相談活動事業】 6 いじめや不登校、学校のことで悩んでいる児童生徒や保護者に対しての教育相談や、青少年教育センター教職員を対象とした教育相談を行います。（来所・訪問・電話・メール）	青少年教育センター
【いじめ・不登校等対策】 7 要保護児童対策地域協議会において、非行、ひきこもり、不登校についても、関係機関と情報交換を密にするなど、連携して取り組みます。	長崎県 こども家庭課

②-2-(8) 高校中退の予防、高校中退後の支援の主な取組

取組内容	担当課
【高校中退予防の取り組み】 1 生徒が抱える課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置を推進するなど、高等学校における指導・相談体制の充実や支援を図ります。	長崎県 児童生徒支援課 学事振興課
【高校中退後の支援】 2 各高校へ配布している高校中退者のための小冊子「明日に向かって」を各高校が活用して、若者サポートステーションやハローワーク、定時制通信制高校、高等技術専門学校などの関係機関の情報を提供し、就労支援や復学・就学のための支援を行います。	長崎県 高校教育課

②-3 青年期

②-3-(1) 高等教育の修学支援、高等教育の充実の主な取組

取組内容	担当課
【奨学金】 1 大学、短期大学、専門学校、高校等に就学するための資金を貸し付けします。	教育委員会 教育総務部総務課
【高校生への食育推進事業】 2 家庭から自立する時期にある高校生を対象に職に関する啓発を行います。これまでの高校文化祭への出展に加え、出前講座の活用について、各学校に周知を促します。 【大学生・専門学校生への食育推進事業】 家庭から自立し、食生活が乱れやすく、栄養バランスが偏りやすい時期であるため各学校のSNS等と連携し、望ましい食生活の継続に向けた情報発信を行います。	健康づくり課
【青年期】 3 健全な歯・口腔の維持を図るため、歯周病と全身との健康の関係性に関する知識の普及啓発、むし歯・歯周病等の歯科疾患予防のための定期歯科健診の重要性や口腔清掃、食生活等に係る栄養及び歯科保健指導による生活習慣の改善の支援に取り組みます。また、歯周病予防の観点から、禁煙支援と緊密に連携した歯周病対策等に取り組みます。	健康づくり課
【高等教育の修学支援】 4 真に支援の必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる者が経済的な理由によって県立大学及び私立専門学校への進学を断念することがないように、授業料等の減免措置の実施により経済的負担の軽減を図ります。	長崎県 学事振興課

②-3-(2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための主な取組

取組内容	担当課
【就労支援】 1 15歳から49歳までの方を対象に、地域の関係機関と連携し、若年無業者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援します。	佐世保若者サポートステーション
【若者の就業支援】 2 長崎労働局、ハローワーク、市町、経済団体、県内企業及び高校や大学等と連携を取りながら、合同企業面談会、職場体験・見学会等の就業支援策を実施するとともに、フレッシュワークなどの就業支援施設において、個別カウンセリングや各種セミナー等の就業支援策を実施することにより若者の県内就職の促進を図ります。	長崎県 未来人材課 雇用労働政策課
【困難を抱える子ども・若者の支援】 3 「地域若者サポートステーション」事業を通じて、ニート等の若者の職業的自立支援を推進します。	長崎県 雇用労働政策課

②-3-(3) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援の主な取組

取組内容	担当課
【結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶う社会の実現】 1 少子化の主な要因とされる未婚化や晩婚化に歯止めをかけるため、長崎県婚活サポートセンターを設置し、相談業務やお見合いデータマッチングシステムの運営のほか、地域の仲人さんである「縁結び隊」によるお引き合わせや、婚活イベントによって出会いの場を創出する「ながさきめぐりあい事業」などの婚活支援事業を一体的に推進し、結婚を希望する独身者に個人間の出会いのきっかけを提供します。	長崎県 こども未来課
【結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶う社会の実現】 2 県民が、希望どおりに結婚、妊娠・出産し、安心して子育てができる社会の実現に向け、企業・団体による応援宣言、若い世代などへの妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発、ライフデザインを考える機会の提供、県民へのボランティア活動への参加呼びかけ、マスメディアとタイアップした情報発信など、行政、企業・団体及び県民が一体となった取組を展開し、機運の醸成を図ります。	長崎県 こども未来課 こども家庭課

②-3-(4) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実の主な取組

取組内容	担当課
【困難を抱える子ども・若者の支援】 1 「長崎県こども・若者総合相談センター（ゆめおす）」において、社会生活を円滑に営む上で様々な問題や悩みに関する総合的な相談を受け付けるとともに、関係機関等と連携を図り支援を行います。	長崎県 こども未来課

③ 子育て当事者への支援

関連する各種計画等：○佐世保市教育振興基本計画（第4期） ○佐世保市男女共同参画計画
○長崎県子育て条例行動計画

③-（1）子育てや教育に関する経済的負担の軽減の主な取組【関連施策：4】

取組内容	担当課
【奨学金充実事業】 1 経済的理由により就学困難な者の就学を援助するため、奨学資金を貸し付けることで、教育の機会均等と有為な人材の育成を図ります。	教育委員会 教育総務部総務課
【就学援助】 2 経済的な理由で、小・中学校及び義務教育学校に在学しているお子様を就学させることが困難な保護者の方に、学用品費や給食費など必要な経費を援助します。	教育委員会 教育総務部総務課
【特別支援教育就学奨励費】 3 小・中学校の特別支援学級に在学しているお子様をお持ちの保護者の方の経済的負担軽減を目的とし、その負担能力の程度（世帯の所得等）に応じて、学用品費や給食費などの必要な経費を援助します。	教育委員会 教育総務部総務課
【子育て応援住宅支援事業補助金】 4 居住誘導区域内の中古住宅を取得し、同区域内に新たに住まう子育て世帯に対して住宅取得費用の一部を補助します。（未確定）	都市政策課
【離島就学生助成金】 5 黒島町・高島町及び宇久町にお住まいの方のお子さんが、市内の学校に在学するために、三町以外で下宿・入寮する費用又は定期航路を利用して通学する費用の一部を助成します。	地域政策課
【遠距離通学児童生徒通学費補助金】 6 市内の市立小中学校及び義務教育学校に通う児童生徒で、自宅から学校までの片道通学距離が小学校で4 km以上、中学校で6 km以上、船舶利用者（距離は問わない。）の児童生徒を持つ保護者の方を対象に、保護者の負担軽減を目的として通学費に係る経費の一部を補助します。	教育委員会 教育総務部総務課
【就学一時金】 7 4年制大学、短期大学、専門学校等に進学する方の保護者等に就学するための一時金を貸し付けます。	教育委員会 教育総務部総務課

③ー（２）地域子育て支援、家庭教育支援の主な取組【関連施策：２】

取組内容	担当課
【子どもの安全対策事業】 1 子どもを事故から守る協議会や子ども１１０番の家との連携を密にし、学校・家庭・地域社会が協力・連携して組織的な安全教育活動の展開を図っています。	学校保健課

③ー（３）共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大の主な取組

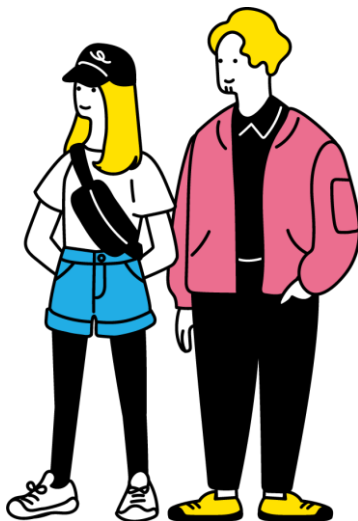
取組内容	担当課
【育児介護休業制度の普及】 1 国・県など関係機関との連携により、育児・介護休業制度など各種制度の普及啓発に取り組み、働きやすい環境づくりの啓発に努めます。	商工労働課
【ワーク・ライフ・バランスの率先推進及び普及啓発】 2 誰もがワーク・ライフ・バランスが取れるような職場となるよう市内事業所に対しイクボスの普及啓発を行います。	人権男女共同参画課
【事業所への意識啓発】 3 男女共同参画や女性活躍に関する講座を行い、事業所の管理職や社員の意識啓発を促進します。	人権男女共同参画課
【多様な働き方や就労環境の整備に関する支援制度の普及】 4 市内企業に対して、国・県が実施するセミナーや補助制度の周知を行うことで、在宅就労などの働き方改革や社員のワーク・ライフ・バランスへの取り組みを啓発し就業環境の整備を推進します。	商工労働課
【家事・育児・介護への男性の参画促進】 5 家事・育児・介護への男性の参画推進を図るために、子育てが楽しめるようなイベントの実施や家事・育児・介護への参加を促す講座を開催します。	幼児教育センター 人権男女共同参画課
【教育関係者に対する男女共同参画の意識啓発の充実】 6 ●小・中学校教職員を対象に、人権尊重及び男女共同参画に関する研修会を実施します。 ●関係機関と連携して人権教育に関する講演会を実施します。	教育センター 学校教育課

③ー（４）ひとり親家庭への支援の主な取組【関連施策：２・４】

取組内容	担当課
【子どもの居場所への支援】 1 生活困窮世帯やひとり親家庭の居場所づくりについては、国の事業等を活用して、実施主体となる市町において推進するよう働きかけを行うとともに、相談があった市町に対し、こども食堂等民間団体のノウハウを提供することで事業構築に向けた支援を行います。	長崎県 こども家庭課

④ 子ども・若者の貧困対策【関連施策：4】

取組内容（再掲）	担当課
1 【奨学金】 大学、短期大学、専門学校、高校等に就学するための資金を貸し付けします。	教育委員会 教育総務部総務課
2 【離島就学生助成金】 黒島町・高島町及び宇久町にお住まいの方のお子さんが、市内の学校に在学するために、三町以外で下宿・入寮する費用又は定期航路を利用して通学する費用の一部を助成します。	地域政策課
3 【就学援助】 経済的な理由で、小・中学校及び義務教育学校に在学しているお子様を就学させることが困難な保護者の方に、学用品費や給食費など必要な経費を援助します。	教育委員会 教育総務部総務課
4 【就学一時金】 4年制大学、短期大学、専門学校等に進学する方の保護者等に就学するための一時金を貸し付けます。	教育委員会 教育総務部総務課
5 【高校中退予防の取り組み】 生徒が抱える課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置を推進するなど、高等学校における指導・相談体制の充実や支援を図ります。	長崎県 児童生徒支援課 学事振興課
6 【高校中退後の支援】 各高校へ配布している高校中退者のための小冊子「明日に向かって」を各高校が活用して、若者サポートステーションやハローワーク、定時制通信制高校、高等技術専門学校などの関係機関の情報を提供し、就労支援や復学・就学のための支援を行います。	長崎県 高校教育課
7 【高等教育の修学支援】 真に支援が必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる者が経済的な理由によって県立大学及び私立専門学校への進学を断念することがないように、授業料等の減免措置の実施により経済的負担の軽減を図ります。	長崎県 学事振興課



方向性2 親や子どもの居場所づくり

核家族化の進行と、地域でのコミュニケーションが希薄になっているため、子どもだけでなく子育て中の保護者が孤立している例がみられるのをはじめ、各家庭の事情に応じた多様な居場所が必要とされています。

① 親と子どもを孤立させない居場所づくり【関連施策：2】

取組内容	担当課
【親や子どもが利用する居場所づくり】 1 地域子育て支援センターや子ども食堂などをはじめとした、親や子どもを孤立させない居場所を提供します。	子ども政策課 保育幼稚園課

② 放課後の居場所づくり【関連施策：2】

取組内容（再掲）	担当課
【放課後児童クラブの量と質の確保】 1 市民ニーズや地域の実情等を踏まえ、放課後児童クラブに係る計画的な量の確保とともに、職員の資質やICT化の推進を含めた施設の環境整備等の面で、サービス水準の維持・向上を図ります。	子ども政策課
【放課後児童クラブの開設場所等適切な情報提供と学校との連携】 2 就学前の児童の保護者や転入者に対して、放課後児童クラブの開設場所等適切な情報提供を行います。また、安心・安全で豊かな放課後を過ごすために、児童の下校時刻等の情報共有や校庭・体育館などの学校施設の利活用ができるよう各小学校と放課後児童クラブが連携を図ります。	子ども政策課 学校教育課 学校保健課 教育施設課
【放課後子ども教室等を活用した一体的な事業展開の推進】 3 安全・安心な放課後の居場所を確保するための強化策として、放課後子ども教室をはじめとした地域学校協働活動等を活用した一体的な事業展開について検討します。また、放課後子ども教室と連携し、両事業の参加児童が交流できるよう、放課後子どもプランコーディネーター等を介して、連携の推進について検討します。	子ども政策課 社会教育課
【放課後児童クラブの開設場所の検討】 4 安全性や利便性の観点から、放課後児童クラブが必要となった場合、選択肢の1つとして、小学校内でのクラブの開設について検討します。なお、その際には、教育委員会や各学校との定期的な協議の場を設けるなど、連携に努めます。	子ども政策課 学校教育課 教育施設課

③ 子ども・若者が誰でも気軽に利用できる居場所づくり【関連施策：2】

取組内容（再掲）	担当課
【居場所となる施設の利活用推進】 1 地域での子どもの居場所づくりのために、地域コミュニティの再構築等の環境変化を踏まえながら、地域の実情やニーズ等に応じた施設の利活用を進めます。	子ども政策課

方向性3 共働き・共育ての推進

社会全体として働き方や労働環境の変化が進む中、子育ての男女共同参画や、ワークライフバランスへの意識啓発及び、育児休業等の各種制度による支援を推進します。

関連する各種計画等：○佐世保市男女共同参画計画

① ワーク・ライフ・バランスに向けた気運の醸成

取組内容（再掲）		担当課
【育児介護休業制度の普及】		
1	国・県など関係機関との連携により、育児・介護休業制度など各種制度の普及啓発に取り組み、働きやすい環境づくりの啓発に努めます。	商工労働課
【ワーク・ライフ・バランスの率先推進及び普及啓発】		
2	誰もがワーク・ライフ・バランスが取れるような職場となるよう市内事業所に対しイクボスの普及啓発を行います。	人権男女共同参画課
【事業所への意識啓発】		
3	男女共同参画や女性活躍に関する講座を行い、事業所の管理職や社員の意識啓発を促進します。	人権男女共同参画課
【教育関係者に対する男女共同参画の意識啓発の充実】		
4	●小・中学校教職員を対象に、人権尊重及び男女共同参画に関する研修会を実施します。 ●関係機関と連携して人権教育に関する講演会を実施します。	教育センター 学校教育課

② 男性の家事・子育てへの主体的な参画推進・拡大

取組内容（再掲）		担当課
【多様な働き方や就労環境の整備に関する支援制度の普及】		
1	市内企業に対して、国・県が実施するセミナーや補助制度の周知を行うことで、在宅就労などの働き方改革や社員のワーク・ライフ・バランスへの取り組みを啓発し就業環境の整備を推進します。	商工労働課
【家事・育児・介護への男性の参画促進】		
2	家事・育児・介護への男性の参画推進を図るために、子育てが楽しめるようなイベントの実施や家事・育児・介護への参加を促す講座を開催します。	幼児教育センター 人権男女共同参画課

方向性4 子育て情報提供と相談体制の充実

子どもとその保護者、または妊婦等が必要な情報を必要な時に得やすくする工夫及び、必要な支援等について相談窓口への誘導含めたきめ細やかな利用支援を行います。

① 子育て支援情報の発信

取組内容	担当課
1 【きめ細やかな情報発信の促進】 インターネット(ホームページ、SNS)等の多様な媒体や、各種イベントや施設等における様々な機会・場を活用するなど、わかりやすく、きめ細やかな情報発信を行います。	子ども政策課

② 発信情報の検索性・利便性向上

取組内容	担当課
1 【市からの発信情報の改善】 ホームページ・SNSなどDXを活用した情報発信方法の見直しを図ります	関係各課
2 デジタル技術を活用した手続きの簡素化等を図り、子育て世帯等の利便性の向上に努めます。	関係各課

③ 気軽に相談できる窓口の整備

取組内容	担当課
1 【子ども・子育て情報の集約・提供・利用支援】 子どもとその保護者、または妊婦等が必要に応じ、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、利用者の個別ニーズを把握し、それに基づき情報の集約・提供、利用支援等を行います。	関係各課



第5章

子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づき、「教育・保育の量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を定めます。

本計画においては、教育・保育提供区域を広く設定することで、需給調整の柔軟性が高くなり、安定して教育・保育を提供できることから、市内を1区域とする教育・保育提供区域を設定します。ただし、今後は保育の量の確保については、地域ごとに需要量の差が生じることが想定されることから、市内エリアごとに設定します。

2. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

(子ども・子育て支援法第61条第2項第1号関係)

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。市に居住する子どもについて、「幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設等の現在の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

- 3－5歳 幼児期の教育を受ける子ども（第19条第1号に該当：教育標準時間認定）
- 3－5歳 保育の必要性のある子ども（第19条第2号に該当：満3歳以上・保育認定）
- 0－2歳 保育の必要性のある子ども（第19条第3号に該当：満3歳未満・保育認定）

(1) 量の見込みの算出方法

児童数については、「住民基本台帳」の人口（各年9月30日現在）をもとに、令和元年度から令和5年度までの5年間平均の人口（変化率）を適用し推計しました。なお、教育・保育の量の見込みにあたっては、過去の利用実績や児童数の推計値を加味した上で算出しました。



こども家庭庁：第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver.2）

(2) 前期計画の振り返り

【教育・保育 量の見込み】

前期計画期間中、当初及び中間見直し時の人口推計よりも、対象年齢児の人口が減少したことに伴い、3号認定（0歳）を筆頭に利用者が減少しました。

《計画当初》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	2,993人	2,875人	2,817人	2,785人	2,788人
2号認定	3,516人	3,377人	3,309人	3,270人	3,275人
3号認定(0歳)	946人	972人	996人	1,007人	1,020人
3号認定(1・2歳)	2,577人	2,694人	2,736人	2,759人	2,770人
合計	10,032人	9,918人	9,858人	9,821人	9,853人

《実績(令和5年度まで)》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1号認定	2,587人	2,435人	2,223人	2,004人
2号認定	3,932人	3,847人	3,728人	3,649人
3号認定(0歳)	819人	802人	731人	692人
3号認定(1・2歳)	2,548人	2,607人	2,513人	2,500人
合計	9,886人	9,691人	9,195人	8,845人

【確保方策の方向性】

教育・保育の量の見込み（利用者ニーズ）を上回る確保方策（施設受入体制）を提供することができました。

引き続き量の見込みと確保方策のバランスが取れた適正な規模の確保方策を提供します。

《計画当初》

	令和2年度 10,032人			令和3年度 9,918人			令和4年度 9,858人			令和5年度 9,821人			令和6年度 9,853人		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
確保方策(計)	2,993	3,516	3,523	2,875	3,377	3,666	2,817	3,309	3,732	2,785	3,270	3,766	2,788	3,275	3,790
特定教育 保育施設	2,259	3,472	3,394	2,141	3,333	3,537	2,083	3,265	3,603	2,051	3,226	3,637	2,054	3,231	3,661
特定地域型 保育事業	0	18	29	0	18	29	0	18	29	0	18	29	0	18	29
確認を受けない幼稚園	734	0	0	734	0	0	734	0	0	734	0	0	734	0	0
認可外 保育施設	0	26	100	0	26	100	0	26	100	0	26	100	0	26	100

《実績(令和5年度まで)》

	令和2年度 10,531人			令和3年度 10,569人			令和4年度 10,995人			令和5年度 10,684人		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
確保方策(計)	3,370	3,764	3,397	3,179	3,935	3,455	3,085	4,125	3,785	2,840	4,090	3,754
特定教育 保育施設	3,030	3,724	3,218	2,870	3,854	3,267	2,784	4,058	3,615	2,549	4,059	3,557
特定地域型 保育事業	0	14	28	0	13	35	0	12	25	0	6	29
確認を受けない幼稚園	340	0	0	309	0	0	301	0	0	291	0	0
認可外 保育施設	0	26	151	0	68	153	0	55	145	0	25	168

(3) 量の見込みと確保方策

【教育・保育の量の見込み】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1号認定	1,626人	1,437人	1,285人	1,163人	1,051人
2号認定	3,646人	3,522人	3,455人	3,446人	3,444人
3号認定(0歳)	686人	674人	659人	647人	636人
3号認定(1・2歳)	2,489人	2,484人	2,485人	2,482人	2,476人
合計	8,447人	8,117人	7,884人	7,738人	7,607人

【確保方策の方向性】

教育・保育の量に係る需給については、令和5年度までの実績及び推移（減少傾向）を勘案すると、令和7年度以降も同じ傾向が続くものと見込んでおりますが、共働き世帯割合の増加等により、1号認定より2号認定と3号認定（1・2歳児）の減少傾向は緩やかになると予測しております。

なお、地域的な量の見込みと確保方策のバランス等といった事象にあたっては、教育・保育環境の整備におけるソフト及びハード両面での対応を視野に入れながら、地域ごとに適切かつ柔軟な運用を図っていくことが求められます。

		量の 見込み	確保方策				合計 (再掲)
			特定教育 特定保育	特定地域型 保育事業	確認を受け ない幼稚園	認可外 保育施設	
令和7年度 8,447人	1号認定	1,626人	1,396人	0人	230人	0人	1,626人
	2号認定	3,646人	3,609人	11人	0人	26人	3,646人
	3号認定	3,175人	2,976人	19人	0人	180人	3,175人
令和8年度 8,117人	1号認定	1,437人	1,207人	0人	230人	0人	1,437人
	2号認定	3,522人	3,485人	11人	0人	26人	3,522人
	3号認定	3,158人	2,959人	19人	0人	180人	3,158人
令和9年度 7,884人	1号認定	1,285人	1,055人	0人	230人	0人	1,285人
	2号認定	3,455人	3,418人	11人	0人	26人	3,455人
	3号認定	3,144人	2,945人	19人	0人	180人	3,144人
令和10年度 7,738人	1号認定	1,163人	933人	0人	230人	0人	1,163人
	2号認定	3,446人	3,409人	11人	0人	26人	3,446人
	3号認定	3,129人	2,930人	19人	0人	180人	3,129人
令和11年度 7,607人	1号認定	1,051人	821人	0人	230人	0人	1,051人
	2号認定	3,444人	3,407人	11人	0人	26人	3,444人
	3号認定	3,112人	2,913人	19人	0人	180人	3,112人

エリア別の量の見込み

市内地域の現状や特性、大規模な宅地開発等による量的な変動要素のほか、アンケートの統計処理上の条件等も勘案した中で、「佐世保市都市計画マスタープラン」（令和3年3月策定）の地域連携・調和エリアとして設定されている以下の6つのエリア別に量の見込みを行っております。

6つのエリア

- 1 佐世保中央〔本庁・宇久行政センター管内〕
- 2 相浦〔相浦・黒島支所管内〕
- 3 東部〔早岐・針尾・江上・宮・三川内支所管内〕
- 4 日宇〔日宇支所管内〕
- 5 中北部〔中里皆瀬・大野・柚木支所管内〕
- 6 北部〔吉井・世知原・小佐々・江迎・鹿町支所管内〕



エリア	認定選別	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
本庁 宇久	1号認定	451人	377人	311人	265人	237人
	2号認定	1,011人	924人	838人	785人	778人
	3号認定(0歳)	168人	164人	160人	155人	150人
	3号認定(1・2歳)	594人	588人	585人	581人	575人
	合計	2,224人	2,053人	1,894人	1,786人	1,740人
相浦 黒島	1号認定	215人	191人	174人	168人	152人
	2号認定	483人	467人	467人	498人	499人
	3号認定(0歳)	103人	101人	98人	96人	95人
	3号認定(1・2歳)	371人	370人	370人	368人	365人
	合計	1,172人	1,129人	1,109人	1,130人	1,111人
早岐 針尾 江上 宮 三川内	1号認定	347人	311人	278人	242人	219人
	2号認定	778人	762人	746人	717人	716人
	3号認定(0歳)	144人	142人	139人	136人	133人
	3号認定(1・2歳)	518人	517人	518人	518人	517人
	合計	1,787人	1,732人	1,681人	1,613人	1,585人
日宇	1号認定	263人	239人	234人	217人	199人
	2号認定	589人	586人	629人	643人	653人
	3号認定(0歳)	125人	124人	123人	123人	124人
	3号認定(1・2歳)	449人	456人	463人	468人	475人
	合計	1,426人	1,405人	1,449人	1,451人	1,451人
中里皆瀬 大野 柚木	1号認定	237人	219人	199人	190人	171人
	2号認定	531人	537人	535人	564人	560人
	3号認定(0歳)	103人	101人	98人	97人	95人
	3号認定(1・2歳)	391人	388人	386人	385人	384人
	合計	1,262人	1,245人	1,218人	1,236人	1,210人
吉井 世知原 小佐々 江迎 鹿町	1号認定	113人	100人	89人	81人	73人
	2号認定	254人	246人	240人	239人	238人
	3号認定(0歳)	43人	42人	41人	40人	39人
	3号認定(1・2歳)	166人	165人	163人	162人	160人
	合計	576人	553人	533人	522人	510人

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

(子ども・子育て支援法第61条第2項第2号関係)

(1) 前期計画の振り返り

前期計画期間中、当初及び中間見直し時の人口推計よりも、対象年齢児の人口が減少したこと、及び、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、事業実績は、一部を除き減少傾向となりました。

新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類と位置づけられた令和5年度以降、利用状況が回復傾向を示す事業も一部ありますが、人口の減少傾向は続いていることから、今後も引き続き、情勢の推移を見定めつつ、必要な体制を維持・整備する必要があります。

		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 当初計画算定値
① 利用者支援事業	基本型 特定型	1か所	0か所	0か所	0か所	1か所
	母子 保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
② 妊婦健康診査 (受診人数・延べ受診回数)		1,815人 21,648回	1,703人 19,378回	1,609人 18,259回	1,463人 16,285回	1,840人 22,080回
③ 乳児家庭全戸訪問 (対象者のうち訪問人数)		1,657人 (電話1,123人)	1,503人 (電話1,021人)	1,388人	1,484人	1,910人
④-イ 養育支援訪問事業 (延べ訪問世帯数)		112件	117件	97件	134件	170件
④-ロ 子どもを守る地域ネット ワーク機能強化事業		実施	実施	実施	実施	実施
⑤ 子育て短期支援事業 (延べ利用人数)		93人	57人	109人	100人	130人
⑥ 地域子育て支援拠点事業 (月あたり延べ利用人数)		4,932人	4,483人	5,226人	5,995人	7,950人
⑦ ファミリーサポートセンター事業 (延べ利用人数)		2,212人	2,332人	3,009人	2,718人	1,810人
⑧ 放課後児童健全 育成事業	量の見込 (利用実人数)	2,757人	2,634人	2,536人	2,609人	3,082人
	確保方策 (利用定員数)	2,975人	2,965人	2,965人	2,986人	3,255人
⑨ 一時預かり事業 (延べ利用人数)	幼稚園 在園児	104,896人	118,714人	119,071人	126,322人	153,340人
	幼稚園 在園児以外	2,327人	1,959人	1,886人	2,300人	3,670人
⑩ 延長保育事業 (利用実人数)		3,069人	2,947人	2,880人	2,912人	3,670人
⑪ 病児保育事業 (利用実人数)		1,603人	1,579人	1,121人	1,831人	3,200人
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う 事業		一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施
⑬ 多様な事業者の参入促進・能力 活用事業		未実施	未実施	未実施	未実施	実施検討

(2) 地域子ども・子育て支援事業における新規事業

法改正等に伴い、今回の子ども・子育て支援事業計画から、既存の事業体系に加えて、6事業を追加します。

I 令和4年児童福祉法改正（令和6（2024）年4月1日施行）関連

1) 子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐもの。

2) 児童育成支援拠点事業

【事業内容】

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場所を開設し、児童とその家族が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るもの。

3) 親子関係形成支援事業

【事業内容】

児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図るもの。

II 子ども・子育て支援法等改正（令和7年（2025年）4月1日施行予定）関連

4) 妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦のための支援給付及び包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて実施するもの。

5) 乳児等通園支援事業

【事業内容】

保育所等において、保育所等に入所していない乳児又は満3歳未満の幼児に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児または幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談並びに子育てについての情報提供、助言その他の援助を行うもの。

6) 産後ケア事業

【事業内容】

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行うもの。

(3) 地域子ども・子育て支援事業における運用見直し

産後間もない時期の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援の強化を目的とし、令和6年度から、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施体制を見直しています。



(4) 地域子ども・子育て支援事業と本計画の各施策との関連

既存13事業及び新規6事業と、本計画の各施策との関連性は下表のとおりとします。

施策1	施策2
① 利用者支援事業	⑩ 地域子育て支援拠点事業
② 妊婦等包括相談支援事業 新	⑪ ファミリーサポートセンター事業
③ 妊婦健康診査	⑫ 放課後児童健全育成事業
④ 産後ケア事業 新	
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業	施策3
⑥-イ 養育支援訪問事業	⑬ 一時預かり事業
⑥-ロ 子どもを守る 地域ネットワーク機能強化事業	⑭ 延長保育事業
⑦ 子育て世帯訪問支援事業 新	⑮ 病児保育事業
⑧ 子育て短期支援事業	⑯ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑨ 親子関係形成支援事業 新	⑰ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
	⑱ 乳児等通園支援事業 新
	施策を支える包括的な取組
	⑲ 児童育成支援拠点事業 新

(5) 量の見込みの算出方法

教育・保育の量の見込みの算出と同様、「児童数の推計」、「国が示した算出方法」等に基づき、各事業の量の見込みを算出しました。

(6) 量の見込みと確保方策

① 利用者支援事業

【事業内容】

教育・保育施設や地域の子育て支援について情報収集を行うとともに、利用希望者への相談に応じ、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。

基本型	地域子育て支援拠点等の身近な場所から、地域における子育て支援のネットワークを利用しながら、子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、関係施設・機関と連絡調整を実施する事業。
特定型	主に市区町村の窓口で、子どもとその保護者が幼稚園・保育所・認定こども園等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、関係施設・機関と連絡調整を実施する事業。
こども家庭センター型	妊娠中から産前産後、乳幼児期の子育ての不安や悩みなど、様々な相談に切れ間なく対応する事業

【今後の方向性】

○基本型・特定型

「基本型・特定型」としての利用者支援は、本計画では採用しませんが、利用者へのサービス低下とならないよう、各窓口において十分に連携するなど、支援体制を維持してまいります。

○こども家庭センター型

令和6年度「すこやか子どもセンター」の設置に伴い、「母子保健型」から「こども家庭センター型」へ移行し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び、増進に関する包括的な支援並びに、すべての子どもと家庭に対して、虐待への予防的な対応から、個々の家庭に応じた支援まで切れ目なく対応していきます。

【確保方策の方向性】

市（子ども未来部窓口＜すこやかプラザ＞）において、利用者への支援を行います。

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※量の見込み及び確保方策における「こども家庭センター型」が1か所のみであるため、「量の見込みの算出方法」は省略

② 妊婦等包括相談支援事業《新規》

【事業内容】

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦のための支援給付及び包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて実施します。

【今後の方向性】

市（子ども未来部窓口＜すこやかプラザ＞）において、利用者への支援を行います。

【量の見込みの算出方法】

妊娠届出数：0歳人口推計値から引用しました。

妊娠8か月アンケート：0歳人口推計値から引用しました。

乳児家庭全戸訪問数：⑤乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みを引用しました。

【確保方策の方向性】

妊娠届出時及び乳児家庭全戸訪問時の面談、及び妊娠8か月時のアンケートを実施します。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	妊娠届出数 1,457件 妊娠8か月アンケート (書面)1,457人 乳児家庭全戸訪問数 (面談)1,370人 合計回数 4,284回	妊娠届出数 1,423件 妊娠8か月アンケート (書面)1,423人 乳児家庭全戸訪問数 (面談)1,340人 合計回数 4,186回	妊娠届出数 1,388件 妊娠8か月アンケート (書面)1,388人 乳児家庭全戸訪問数 (面談)1,300人 合計回数 4,076回	妊娠届出数 1,357件 妊娠8か月アンケート (書面)1,357人 乳児家庭全戸訪問数 (面談)1,280人 合計回数 3,994回	妊娠届出数 1,326件 妊娠8か月アンケート (書面)1,326人 乳児家庭全戸訪問数 (面談)1,250人 合計回数 3,902回
確保方策	4,284回	4,186回	4,076回	3,994回	3,902回

③ 妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦と胎児の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【今後の方向性】

母子健康手帳の交付数（出生数）の減少に伴い、妊婦健診の受診者数・回数が減少する傾向にあり、令和7年度以降も同じ傾向が続くものと見込んでおります。

【量の見込みの算出方法】

（受診人数）：令和5年度の受診率（＝受診人数／0歳人口[95.19%]）を、令和7年度以降の0歳人口（推計値）に乗算して算出しました。

（延べ受診回数）：受診人数に、令和元年度から令和5年度までの5年間の一人当たりの平均受診回数（11回）を乗算して算出しました。

【確保方策の方向性】

産科医療機関において、14回の妊婦健康診査を継続して実施します。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み （受診人数） （延べ受診回数）	1,387人 15,257回	1,354人 14,894回	1,321人 14,531回	1,292人 14,212回	1,262人 13,882回
確保方策 （実施場所） （検査項目） （実施時期）	・実施場所：医療機関 ・検査項目 「問診及び診察」、「血圧・体重測定」、「尿化学検査」、「超音波検査」、 「ABO血液型」、「Rh血液型」、「梅毒血清反応検査」、「B型肝炎抗原検査」、 「C型肝炎抗体検査」、「グルコース」、「貧血」、「HIV検査」、「不規則抗体」、 「風疹ウイルス抗体価検査」、「クラミジア抗原検査」、「グルコース50 get」、 「ATL抗体検査」、「一般細菌培養GBS」、「子宮頸がん検診（液状細胞療法）」 ・実施時期：随時実施				

④ 産後ケア事業《新規》

【事業内容】

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。

【今後の方向性】

母子健康手帳の交付数（出生数）の減少の傾向がある一方、令和6年4月から、本事業の利用者負担額について、減免支援を導入したことにより、利用件数は増加傾向にあります。

【量の見込みの算出方法】

利用者負担額の減免支援を開始した、令和6年度の利用実績の見込みから、月ごとの延べ利用人数を140人と見込み、算出しました。

【確保方策の方向性】

病院・診療所・助産院において実施します。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (延べ人数)	1,680人	1,680人	1,680人	1,680人	1,680人
確保方策 (延べ人数)	1,680人	1,680人	1,680人	1,680人	1,680人

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、「子育て支援に関する情報提供」、「乳児・保護者の心身の状況及び養育環境の把握」、「養育についての相談」を行う事業です。

【今後の方向性】

出生数の減少に伴い、対象者数が減少する傾向にあり、令和7年度以降も同じ傾向が続くものと見込んでいます。

なお、令和6年度から、乳児家庭全戸訪問事業の訪問体制の見直しを行い、当該内容に伴う数値の変更を行っております。

【量の見込みの算出方法】

乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みについては、令和元年度から令和5年度までの5年間の対象児数※の割合（対象児数／0歳児人口）の平均[94.0%]令和7年度以降の0歳人口（推計値）に乘算し、訪問対象ごとの人数を割り当て、算出しました。

※対象児数：0歳人口から転出・里帰り等を除した数

【確保方策の方向性】

乳児家庭全戸訪問事業実施体制

訪問対象	訪問実施者
妊娠中から要管理妊婦	保健師
未熟児等・第1子目	委託助産師
第2子目以降	家庭訪問員

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (対象者数)	1,370人	1,340人	1,300人	1,280人	1,250人
確保方策(実施体制)	- 市(すこやか子どもセンター)において実施 家庭訪問員(令和6年度:10人)、委託助産師(令和6年度:8人)が訪問 - 家庭訪問員は、市が実施している子育てサポーター養成講座を受講し、一定期間、子育て支援に関する活動の経験を有する者				

⑥ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(イ) 養育支援訪問事業

【事業内容】

児童の養育に支援が必要な家庭に対し、訪問による支援を実施することで、当該家庭において安定した児童の養育が行えるようにする事業です。

(家事支援、育児に係る相談＜母子相談、母の身体的・精神的不調和状態に対する相談、未熟児・多胎児等に対する育児相談、保護者に対する育児支援等＞)

【今後の方向性】

令和6年度については、「すこやか子どもセンター」の設置に伴う業務見直しにより、委託助産師の専門的相談支援に特化することとし、初産婦、低出生体重児等の産婦に対し、助産師が家庭訪問にて、児の体重測定等、発育・発達の確認や育児相談、産後の健康管理等を行い、育児不安等の解消や養育技術の提供を行っております。

【量の見込みの算出方法】

⑤乳児家庭全戸訪問事業における量の見込み算定後、本事業の対象である、委託助産師による対象件数（未熟児・第1子目）から算出しました。

【確保方策の方向性】

市（すこやか子どもセンター）において実施します。

委託助産師（令和6年度：8人）が訪問します。

育児不安や低出生体重児等を抱える家庭に対する専門的育児・相談支援を行います。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (延べ訪問世帯数)	576件	565件	549件	542件	530件
確保方策 (実施体制)	・市(すこやか子どもセンター)において実施 ・委託助産師(令和6年度:8人)が訪問 ・育児不安や低出生体重児等を抱える家庭に対する専門的育児・相談支援				

(ロ) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業内容】

虐待問題や子育て家庭の抱える様々な問題に対する予防や対応などを協議し、関係施設・機関等とともに包括的にサポートを行う事業です。

【今後の方向性】

引き続き、佐世保市子ども安心ネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）等を通して、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努め、子どもを守るための包括的なサポートを行っていきます。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
実施の有無 (実施体制)	実施	実施	実施	実施	実施
	「佐世保市子ども安心ネットワーク協議会」における委員会や検討会の定期的な開催、必要に応じた個別ケース会議の開催を通じ、子どもを守るための包括的なサポートを実施				

※量の見込み及び確保方策を「実施の有無」で判断するため、「量の見込みの算出方法」及び「確保方策の方向性」は省略



⑦ 子育て世帯訪問支援事業《新規》

【事業内容】

児童の養育に支援が必要な家庭に対し、訪問による支援を実施することで、当該家庭において安定した児童の養育が行えるようにする事業です。

（家事支援、育児に係る相談＜母子相談、母の身体的・精神的不調和状態に対する相談、未熟児・多胎児等に対する育児相談、保護者に対する育児支援等＞）

【今後の方向性】

人口減少による影響等にかかわらず、本事業を必要とされる方にとってのセーフティーネットとして、受入体制を十分に確保する必要があると考えられ、実績如何にかかわらず体制を整備する必要があると考えます。

【量の見込みの算出方法】

令和6年度の利用見込み（120人）をもとに算出しました。

【確保方策の方向性】

市（すこやか子どもセンター）において実施します。

訪問支援員が訪問します。

家事支援・育児支援・相談支援を行います。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み （延べ人数）	120人	120人	120人	120人	120人
確保方策 （実施体制）	・市（すこやか子どもセンター）において実施 ・家事や育児に対して不安を抱える家庭に対する家事・育児・相談支援				

⑧ 子育て短期支援事業

【事業内容】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行うショートステイ事業及び夜間養護等を行うトワイライトステイ事業です。

【今後の方向性】

近年、本事業の利用理由として「育児負担に対するレスパイト」が増加しており、人口減少による影響等にかかわらず、本事業を必要とされる方にとってのセーフティーネットとして、受入体制を十分に確保する必要があると考えられ、実績如何にかかわらず体制を整備する必要があると考えます。

【量の見込みの算出方法】

直近の実績及び親子入所を含めた数値（210人）として算出しました。

【確保方策の方向性】

子育て短期支援事業を継続して実施します。

児童養護施設（4施設＜市内2施設＞）や里親等に委託して実施します。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (延べ利用人数)	210人	210人	210人	210人	210人
確保方策 (延べ利用人数)	210人	210人	210人	210人	210人

⑨ 親子関係形成支援事業《新規》

【事業内容】

児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

【今後の方向性】

令和6年度から、同趣旨の事業である、「ペアレントプログラム」に取り組んでいますが、本事業を必要とする量（ニーズ）及び確保方策（担い手・受け皿）は未確定であるため、引き続き、事業の必要性を含めて検討を行い、必要に応じて、中間見直しにおいて方向性の修正を行います。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(実人数)	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
確保方策(実人数)	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

※令和7年度以降の実施体制等未確定であるため、「量の見込みの算出方法」及び「確保方策の方向性」は省略

⑩ 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

地域の子育てを支援するため、親子遊びなど乳幼児とその保護者の交流を促す場を設け、育児講座や育児相談などを開催します。

【今後の方向性】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、令和2～3年度において利用人数が減少し、令和4年度以降は利用人数が増加しておりますが、保育所等の利用割合の増加や人口減少の影響があることから、今後は横ばいまたは緩やかな減少の傾向が続くと考えております。

【確保方策の算出方法】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響があった令和2～3年度実績を除いた、令和元年度、令和4年度、令和5年度の利用者数及び0歳から2歳児の人口に基づく利用者割合に、令和7年度以降の人口の推計値を乗算して算出しました。

【確保方策の方向性】

乳幼児とその保護者の利便性を図りながら、地域子育て支援拠点事業を継続的に実施します。

市民ニーズを考慮し、事業の利用状況をみながら、必要に応じて計画（確保方策）の見直しを行います。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (月あたり延べ利用人数)	5,317人	5,181人	5,059人	4,941人	4,825人
確保方策(実施体制)	・公立の施設での対応及び民間施設への委託を通じ、子育て支援事業として「交流の場の提供・交流促進」、「子育てに関する相談・援助」、「地域の子育て関連情報の提供」、「子ども・子育て支援に関する講習」等を実施				

⑪ ファミリーサポートセンター事業

【事業内容】

乳幼児や児童（小学生）の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行う者（提供会員）との相互援助活動に関するコーディネートを行う事業です。

【今後の方向性】

オンラインでの会員登録、業務システムの活用等、事業者による取組に加えて、子育て世帯における家庭状況の多様化などにより、今後も緩やかな増加傾向が続くものと想定しています。

【量の見込みの算出方法】

令和5年度までの利用実績を踏まえ、令和5年度利用人数から各年度1%増加していくと見込み、算出しています。

【確保方策の方向性】

ファミリーサポートセンター事業を継続して実施し、利用人数の増加に合わせた提供会員の確保に努めます。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み （延べ利用人数）	2,772人	2,799人	2,826人	2,854人	2,882人
確保方策 （延べ利用人数）	2,772人	2,799人	2,826人	2,854人	2,882人
確保方策 （提供会員人数）	148人	149人	150人	151人	152人

⑫ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容】

保護者が就労等によって昼間家庭にいない児童に対し、放課後や学校が休みの時などに、保護者が帰宅するまでの時間に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【今後の方向性】

留守家庭の割合については、増加傾向が見込まれる一方、少子化の影響もあり、利用人数は減少傾向となるものと見込まれます。

【量の見込みの算出方法】

令和2年度から令和6年度の全生徒数に対する、放課後児童クラブ利用者数の割合から、令和7年度以降の利用割合を見込み、各年度の児童数を乗算して算出しました。

【確保方策の方向性】

市民ニーズに対応するため必要な地域（校区）を対象として、新たな放課後児童クラブの開設等により供給・確保します。

安全性や利便性の観点から、放課後児童クラブが必要となった場合、選択肢のひとつとして、小学校内でのクラブの開設について検討します。なお、その際には、教育委員会や各学校との定期的な協議の場を設けるなど、連携に努めます。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (利用実人数)	2,684人	2,648人	2,628人	2,576人	2,514人
1年生	778人	768人	762人	747人	729人
2年生	752人	741人	736人	721人	704人
3年生	537人	530人	526人	515人	503人
4年生	322人	318人	315人	309人	302人
5年生	188人	185人	184人	181人	176人
6年生	107人	106人	105人	103人	100人
確保方策 (利用定員数)	2,997人	2,997人	2,997人	2,957人	2,917人

⑬ 一時預かり事業

【事業内容】

一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所、認定こども園等その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業であり、主な実施形態は下記のとおりです。

一般型	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所や認定こども園等で、児童を一時的に預かり、必要な保育を行う事業
幼稚園型Ⅰ	幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育期間の前後又は長期休業日等に一時的に預かる事業
幼稚園型Ⅱ	幼稚園において、保育を必要とする0～2歳児について、定期的に預かる事業

【今後の方向性】

（幼稚園在園児）

令和元年度に開始した幼児教育・保育の無償化により、延べ利用人数は増加傾向にありましたが、1号認定子ども数が減少傾向のため、今後につきましては、延べ利用人数も緩やかな減少が想定されます。

（幼稚園在園児以外）

利用者数が減少傾向であり、今後も施設利用率の上昇や少子化等の影響で減少傾向が想定されるため、当該状況に沿って試算しています。

【量の見込みの算出方法】

（幼稚園在園児）

令和7年度以降の3歳～5歳児の人口推計に占める1号認定児童数に、令和元年度から令和5年度までの5年間における利用実績に基づく1人当たりの利用数を乗算して算出しました。

（幼稚園在園児以外）

令和2年度から令和5年度までの利用実績から利用人数の伸び率平均を算出し、令和7年度以降の各年度の前年度利用人数見込に乗算し算出しました。

【確保方策の方向性】

保育所・認定こども園等において、市民ニーズを考慮しながら、今後も継続して実施します。

【量の見込みと確保方策】 幼稚園在園児

幼稚園在園児	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (延べ利用人数)	118,399人	111,382人	106,456人	103,500人	100,953人
確保方策 (延べ利用人数)	118,399人	111,382人	106,456人	103,500人	100,953人

【量の見込みと確保方策】 幼稚園在園児以外

幼稚園在園児以外	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (延べ利用人数)	2,165人	1,946人	1,754人	1,586人	1,439人
確保方策 (延べ利用人数)	2,165人	1,946人	1,754人	1,586人	1,439人



⑭ 延長保育事業

【事業内容】

保育認定を受けた子どもについて、保育所、認定こども園等において、通常の11時間の保育時間を超えて保育を実施する事業です。

【今後の方向性】

少子化の影響により、減少傾向が想定されます。

【量の見込みの算出方法】

令和元年度から令和5年度の5年間における、利用者割合及び年度間の変動状況を勘案した利用者割合に、令和7年度以降の0歳～5歳児人口の推計値を乗算して算出しました。

【確保方策の方向性】

保育所、認定こども園等において1時間以上の延長保育事業を実施しており、市民ニーズを考慮しながら、今後も継続して実施します。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (利用実人数)	2,730人	2,612人	2,523人	2,459人	2,399人
確保方策 (利用実人数)	2,730人	2,612人	2,523人	2,459人	2,399人

⑮ 病児保育事業

【事業内容】

保護者が就労している場合等において、体調不良の児童（病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合）を病院に付設された専用スペース等において、保育士等が一時的に保育する事業です。

【今後の方向性】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、令和2～4年度における利用実人数は減となっておりましたが、令和5年度は増加しました。しかしながら、少子化の影響等を勘案し、今後は緩やかな減少の傾向となるものと見込んでおります。

【量の見込みの算出方法】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響があった、令和2～4年度実績を除いた、令和元年度と令和5年度の利用者割合（病児保育利用者数／0歳～12歳児人口）に、令和7年度からの人口推計値を乗算して算定しました。

【確保方策の方向性】

児童の急な体調変化にも対応できるよう、医師会の協力のもと医療機関と連携して、小児科併設の病児保育室で病児保育事業（病児対応型）を実施しており、今後も地域バランスを考慮しながら継続して実施します。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み （延べ利用人数）	1,967人	1,885人	1,811人	1,737人	1,670人
確保方策 （延べ利用定員数）	9,408人	9,408人	9,408人	9,408人	9,408人

⑯ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

子どもが幼児教育・保育を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や給食費（副食材料費）等について、世帯所得の状況等を勘案して、その一部を助成する事業です。

【今後の方向性】

保護者が利用する施設の違いで同収入世帯の副食費負担が生じないよう公平性の観点からも引き続き実施が必要と考えます。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
実施の有無 (実施内容)	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施
	新制度未移行の幼稚園を利用する児童の副食材料費の一部助成について実施 他の費用については、国の状況等を見ながら、必要に応じ検討				

※量の見込み及び確保方策を「実施の有無」で判断するため、「量の見込みの算出方法」及び「確保方策の方向性」は省略

⑰ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【今後の方向性】

本事業のうち、令和6年度から、「認定こども園特別支援教育・保育経費」（健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園に対して、職員の加配に必要な人件費の一部を助成する事業）を開始しており、継続して実施します。また、他事業においては、国の状況等を見ながら、必要に応じ、事業実施について検討していきます。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
実施の有無 (実施内容)	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施

※量の見込み及び確保方策を「実施の有無」で判断するため、「量の見込みの算出方法」及び「確保方策の方向性」は省略

⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 《新規》

【事業内容】

保育所等において、保育所等に入所していない乳児又は満3歳未満の幼児に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児または幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談並びに子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【今後の方向性】

在宅児童の支援において、地域ごとの保育ニーズや実施施設数のバランスを考慮して、こども誰でも通園制度を実施する必要があります。

【量の見込みの算出方法】

こども家庭庁から示された算出式に基づいて、対象年齢の未就園児数に1人当たりの月の利用限度時間を乗じ、それを職員1人当たりの月の受け入れ可能時間で除した人数から、一時預かり事業の利用実績を考慮して、量の見込みを算出しました。

【確保方策の方向性】

保育所等の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施意向を確認しながら、実施施設や実施時期、受入れ人数等を検討していきます。

【量の見込みと確保方策】

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳児	量の見込み (利用実人数)	34人	令和8年度以降は「地域子ども・子育て支援事業」から 「乳児等のための支援給付」に移行し、一時預かり事業 の利用実績を考慮しながら実施する。			
	確保方策 (利用実人数)	34人				
1歳児	量の見込み (利用実人数)	13人				
	確保方策 (利用実人数)	13人				
2歳児	量の見込み (利用実人数)	13人				
	確保方策 (利用実人数)	13人				

⑨ 児童育成支援拠点事業《新規》

【事業内容】

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場所を開設し、児童とその家族が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【今後の方向性】

本事業については、本事業を必要とする量（ニーズ）は一定数あるものと推察されるものの、確保方策（担い手・受け皿）は未確定であるため、引き続き、事業の必要性を含めて検討を行い、必要に応じて、中間見直しにおいて方向性の修正を行います。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(実人数)	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
確保方策(実施体制)	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

※令和7年度以降の実施体制等未確定であるため、「量の見込みの算出方法」及び「確保方策の方向性」は省略

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供 及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援の取組を充実させる施設であり、保護者や子どもの環境に合わせた利用が可能となる施設です。

今後も、市民ニーズの把握を行いながら、地域の実情に応じた認定こども園の普及を継続するとともに、施設が認定こども園に移行する際に必要な支援を実施します。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

幼児教育・保育全般に関する調査・研究を担う幼児教育センターにおいて、保幼小連携に関することや赤ちゃんふれあい（いのちを育む）事業についての調査・研究を行います。また、乳幼児教育・保育施設と小学校及び義務教育学校に対し研究結果の情報発信を行うとともに、市民や関係者向けにホームページ等でも情報を公開しています。

さらに、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等のニーズに応じて、特別支援教育講座や実技講座等の内容を見直し、研修事業の充実と保育の質向上を図るとともに、「西九州させば広域都市圏」関係自治体の保育者等を対象に加えた研修会等を開催します。

(3) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに保育所、幼稚園及び認定こども園と小学校等との連携の推進方策

幼児期から児童期への滑らかな接続を図るため、保幼小連携講座を開催するとともに、令和2年度に『保幼小連携接続カリキュラムガイドライン』を、令和5年度に『佐世保市幼稚園幼児指導要録・保育所児童保育要録・幼保連携型認定こども園園児指導要録・認定こども園こども要録～作成と送付について～(第2版)』を発行し、令和6年度も保幼小連携の推進に努めています。

引き続き、保幼小連携推進会議を中心に、施設長会や担当者会等において、関係施設間の相互理解を深め、より互恵性のある保幼小の連携を目指します。

1. 佐世保市子ども・子育て会議委員名簿

	所属団体等	役職名簿	委員名	所属 分科会	備考
学識経験者	長崎短期大学	保育学科 教授	中尾 健一郎		子ども・子育て 会議 会長
学識経験者	長崎国際大学	社会福祉学科 准教授	梅野 潤子	(施策4)経済的支援の推進	
医療関係	佐世保市医師会(小児科医会)	いけだ小児科 院長	池田 修三		
子育て支援 団体	子育てサークルネットワークさせぼ		数山 有里		分科会長
労働者関係	九州北部税理士会佐世保支部		香月 章彦		副分科会長
子育て当事者	長崎県自閉症協会 佐世保地区	副会長	川下 昭子		
関係機関	長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター	所長	田川 雅章		
子ども・若者	大学生(長崎国際大学)		越智 彩乃		
学識経験者	長崎県立大学	公共政策学科 准教授	深谷 直弘	(施策2)地域での子育て支援	
幼児教育・ 保育関係	佐世保市学童保育連絡協議会	副会長	島津 直子		分科会長
小学校関係	佐世保市小学校長会	佐世保市立宮小学校長	藤田 律子		副分科会長
子育て支援 団体	佐世保市民生委員児童委員協議会連合会 (主任児童委員部会)	副会長	田中 洋子		
労働者関係	連合長崎佐世保地域協議会	議長	檜本 洋		～令和6年4月
		幹事	堀江 寿幸		令和6年4月～
子育て当事者	佐世保市PTA連合会	会長	知名 睦人		
子ども・若者	大学生(長崎県立大学)		貝田 琴美		
幼児教育・ 保育関係	佐世保私立幼稚園協会	会長	古賀 久貴	(施策3)幼児教育・保育の充実	分科会長
幼児教育・ 保育関係	佐世保市保育会	会長	伊藤 勝		副分科会長
子育て支援 団体	佐世保市地区自治協議会	山澄地区自治協議会 青少年部会長	川崎 奈緒美		子ども・子育て 会議 副会長
労働者関係	佐世保商工会議所	企画調整局長	大島 賢一		
子育て当事者	佐世保私立幼稚園PTA連合会	副会長	加藤 祥乃		
子育て当事者	佐世保市保育会 保護者の会 (推薦保護者)	会長	上野 美紀		
市民公募	子育て中もしくは子育てに関心がある市民		藤原 恵美子		
子ども・若者	大学生(長崎短期大学)		山口 紗英子		

・事務局：子ども未来部子ども政策課

2. 佐世保市子ども育成条例

（目的）

第1条 この条例は、次代を担う子どもの育成について、その基本理念、大人の役割、基本的な施策等を明らかにすることにより、子どもが尊重され、幸せに育つとともに、子どもが誇りを持つことのできるまちづくりに寄与することを目的とする。

（子どもの定義）

第2条 この条例において子どもとは、おおむね15歳未満の者をいう。

（基本理念）

第3条 子どもの育成は、次の基本理念により行われるものとする。

- (1) 子どもが一人の人格として尊重されるとともに、子どもの最善の利益が考えられること。
- (2) 子どもが優しさやたくましさを身に付け、人を愛し、郷土や国を愛し、世界の平和を願い、自然を大切にするとともに、社会の役に立つとする意識、世界に通じる広い視野と豊かな国際感覚を養うことができるよう支援されること。

（市民の役割）

第4条 市民は、その言動が子どもに大きな影響を与えることを認識し、子どもから信頼されるよう自らを省みるとともに、子どもの育成に積極的にかかわるよう努めるものとする。

（保護者の役割）

第5条 保護者は、子どもの人格形成や行動に大きな責任を負うことを自覚し、子どもが基本的な生活習慣や社会的なルールを身に付けることができるよう努めるものとする。

（学校等の役割）

第6条 保育所、幼稚園、学校（以下「学校等」という。）は、子どもの多様な能力や可能性を伸ばし、豊かな人間性、基礎的な社会性を育成するなど、教育に重要な使命があることを自覚するとともに、保護者や地域との連携を図るよう努めるものとする。

2 学校等は、子どもの心身の健康と安全を確保するための体制整備に努めるものとする。

（地域等の役割）

第7条 町内会等の地域関係団体及び子どもの育成に関わりのあるボランティア団体、特定非営利活動法人など（以下「地域等」という。）は、身近にいる子どもに関心を持ち、体験学習の機会を提供するなど、子どもを育てる活動を積極的に進め、地域コミュニティの輪を広げるよう努めるものとする。

（企業等の役割）

第8条 企業等は、企業等で働く保護者が、子どもと十分触れ合うことができる環境づくりに配慮するよう努めるとともに、学校等が行う職場体験活動など、子どもの育成に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（市の責任と役割）

第9条 市は、家庭、学校等、地域等、企業等の子どもを育てる営みの調整役として相互の連携を図るとともに、市民の意識を高め、社会全体で子どもを育てるために必要な施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の規定により策定する施策に、市民の意見を反映させるよう努めるとともに、子どもに関する施策の総合化に向けた取組みを行うものとする。

（子どもの健康の保持増進と環境整備）

第10条 市は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、教育関係施設の整備を行うなど、子どもが健やかに育つための安全で良好な環境づくりに努めるものとする。

（相談体制の充実等）

第11条 市は、子どもの育成に関する保護者の学習の機会、意見交換や相談の場の提供に努めるものとする。

2 市は、子ども自身からの相談及び子どもの育成に関する総合的な相談に対応できる体制の充実に努めるものとする。

3 市は、関係機関及び地域等との連携を進め、社会全体で子どもを見守り、支援し、擁護し、救済する体制の充実に努めるものとする。

（虐待の防止）

第12条 市は、虐待を早期に発見し、子どもを保護するため、関係機関及び地域等との連携を図るなど、虐待防止のための体制の充実に努めるものとする。

（子育て支援）

第13条 市は、保護者が子どもを育てるにあたり、必要に応じて経済的、社会的支援を行うとともに、関係機関と協力し、支援体制の充実に努めるものとする。

2 市は、子育てに関して困難を抱えている家庭の把握に努めるとともに、その状況に配慮した支援を行うものとする。

（活動への支援）

第14条 市は、子どもの自主的な企画・運営によるスポーツ、文化等に関する活動への支援、活動場所の提供などに努めるものとする。

2 市は、子どもの豊かな感性を育てるための活動など、子どもの育成に関する市民活動の奨励、支援に努めるものとする。

（子どもの社会参加の促進）

第15条 市は、子どもの社会参加意欲と、意見を表明する能力の向上のため、子どもの学習の機会や、子どもから意見を聞く機会を設けるなど、子どもの思いや考え方を市政等に反映するための取組みを行うものとする。

（１５歳以上１８歳未満の者についての配慮）

第１６条 この条例の施行に当たっては、おおむね１５歳以上１８歳未満の者についても、自立性を尊重しながら、大人としての必要な資質がさらに育まれるよう、必要な配慮がなされるものとする。

（委任）

第１７条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が別に定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

3. 佐世保市子ども・子育て会議条例

第1条（設置） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づき、佐世保市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

第2条（所掌事務） 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について処理する。

- （1）児童福祉法その他の法令の規定により、児童福祉審議会（中核市に置かれる児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関をいう。）が所掌する事項
- （2）子ども・子育て支援法第72条第1項各号に規定する事項
- （3）認定こども園法第25条に規定する事項
- （4）前3号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関する重要事項その他市長が必要と認める事項

第3条（委員） 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援関係者、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

第4条（委員の任期） 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

第5条（会長及び副会長） 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6条（臨時委員） 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、第3条第2項に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されたものとみなす。

第7条（会議） 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員（議事に関係する臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第7条の2（会議の公開） 子ども・子育て会議の会議は、公開とする。ただし、子ども・子育て会議において必要があると認めた場合は、非公開とすることができる。

第8条（意見の聴取等） 子ども・子育て会議は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第9条（報告） 会長は、審議が終わったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

第10条（庶務） 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

第11条（分科会） 特別な事項を調査審議するため、会長は、子ども・子育て会議に分科会を置くことができる。

2 分科会は、子ども・子育て会議委員の中から、会長が指名する委員で組織する。

3 第5条から前条までの規定は、分科会について準用する。この場合において、「子ども・子育て会議」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、「副会長」とあるのは「副分科会長」と、「市長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

第12条（委任） この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

4. 佐世保市の子ども・子育てに関する計画の変遷

策定年月	計画期間	計画名称	特記事項
平成10年3月	平成10年度 ～ 平成13年度	佐世保市エンゼルプラン	平成2年の「1.57ショック」に伴い、国において平成6年に最初の総合的な少子化対策となる「エンゼルプラン」が策定
平成14年3月	平成14年度 ～ 平成18年度	佐世保市エンゼルプラン・第2次計画	国において平成11年12月に「新エンゼルプラン」が策定
平成16年3月	平成16年度 ～ 平成21年度	次世代育成支援 佐世保市行動計画 (佐世保市エンゼルプラン・第2次計画改訂版)	平成15年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定 ※「先行策定市町村(53自治体)」
平成18年3月	平成18年度 ～ 平成21年度	次世代育成支援 佐世保市行動計画 (佐世保市エンゼルプラン・第2次計画改訂版)1市4町合併版	吉井町、世知原町、宇久町、小佐々町との市町村合併に伴い策定
平成22年3月	平成22年度 ～ 平成26年度	次世代育成支援 佐世保市行動計画 (後期行動計画) (させぼっ子未来プラン)	
平成27年3月	平成27年度 ～ 令和元年度	新させぼっ子未来プラン (次世代育成支援佐世保市行動計画、佐世保市子ども・子育て支援計画)	平成24年8月に成立した ・「子ども・子育て支援法」 ・「子ども・子育て関連3法」 に基づき策定
令和2年3月	令和2年度 ～ 令和6年度	第2期 新させぼっ子未来プラン (次世代育成支援佐世保市行動計画、佐世保市子ども・子育て支援計画)	
令和7年3月	令和7年度 ～ 令和11年度	佐世保市子どもまんなか計画	令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき策定 ※こども基本法に基づくこども大綱、及び都道府県が策定する都道府県こども計画を勘案し、「第2期 新させぼっ子未来プラン」を包含した新たな計画として策定

5. 佐世保市子ども・子育て会議審議経過

時期		全体会	分科会
令和5年度	2月26日(月)	第1回全体会 開催 ・市長から子ども・子育て会議へ諮問 ・計画策定の基本的な考え方について ・計画策定までのスケジュールについて ・子ども・子育てに関する実態ニーズ調査について ※分科会の設置について了承	
	3月8日(金)	第2回全体会(書面会議) 開催 ・子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査について ・次期「させぼっ子未来プラン」の策定に係る分科会委員の選任について	
令和6年度	8月8日(木) <施策3> 8月26日(月) <施策1・4> 9月3日(火) <施策2>		第1回分科会 開催 (1)分科会長・副分科会長の選出 (2)次期「させぼっ子未来プラン」の策定について ①次期「させぼっ子未来プラン」策定スケジュールについて ②計画策定の基本的な考え方について ③第2期プランの振り返り ④子ども・子育てに関する実態ニーズ調査及び小・中学生及び保護者アンケート調査の結果報告について (3)次期「させぼっ子未来プラン」策定に向けた佐世保市の子どもと子育てを取り巻く現状と課題
	10月1日(火) <施策3> 10月22日(火) <施策2> 10月24日(木) <施策1・4>		第2回分科会 開催 ・次期「させぼっ子未来プラン」の策定について ①次期「させぼっ子未来プラン」の構成案について ②教育・保育の量の見込み及び地域子ども・子育て支援事業について
	12月17日(火)	第3回全体会 開催 ・次期「させぼっ子未来プラン」の策定について	
	2月26日(水)	第4回全体会 開催 ・「佐世保市子どもまんなか計画」の策定に係る答申案について	

6. 子どもの権利

「児童の権利に関する条約」は、18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について展開し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したもので、平成元年に行われた国連総会において全会一致で採択され、日本は、平成6年4月に批准しました。

現在では、日本を含めた世界196の国・地域が締約している世界的な条約です。

条約は、「児童」を権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。

【子どもの権利とは】

世界中の全ての子どもが、自分らしく健康的に安心してゆたかにすごすために「4つの権利」が定められています。

① 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育生活への支援などを受けることが保障されます

② 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます

③ 子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します

④ 差別の禁止(差別のないこと)

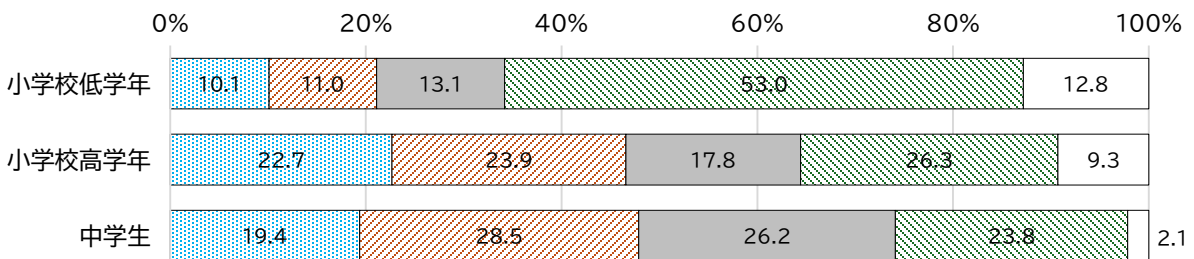
すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます

佐世保市内小・中学生の「子どもの権利」の認知状況 【単数回答】

佐世保市内の小・中学生に、アンケートにて上記の「子どもの権利」の認知状況を聞いたところ、「聞いたことがない」と答えたのは、小学校低学年では53%でしたが、小学校高学年では26.3%、中学生では23.8%となっており、学年が上がるにしたがって割合は減少し、認知は進んでいます。

一方で「聞いたことがあるけれど、内容はあまりわからない」と答えた割合は、学年が上がるにしたがって高くなっています。

これらの結果を踏まえて、関係各課と連携して改善策を検討し、認知度の向上に努めます。



- ☒ 聞いたことがあるし、内容をわかっている
- ☒ 聞いたことがあり、少しはわかっている
- ☒ 聞いたことがあるけれど、内容はあまりわからない
- ☒ 聞いたことがないし、内容も知らない
- ☐ 答えたくない

7. こども基本法

【目的】

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

【基本理念】

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

8. 用語解説

あ行

■イクボス

「部下や同僚等の育児や介護・ワーク・ライフ・バランス等に配慮・理解のある上司」を指す言葉。

か行

■改正児童福祉法

児童虐待相談対応件数の増加や子育て困難世帯の顕在化を受け、子どもへの包括的支援を強化し、児童の権利擁護や児童相談所の設置促進、子育て家庭への支援を充実させていく法律。

■核家族

一組の夫婦のみ、一組の夫婦とその子ども、父子世帯や母子世帯、両親または父母のどちらか一方と未婚の兄弟姉妹のいずれかからなる家族。若者の一人暮らしや高齢者の一人暮らしは単身世帯に分類。

■家庭教育支援

親（保護者）が安心感と自信をもって家庭教育を施し、子どもとともに成長するための学びを支援すること。

■教育・保育施設

「認定こども園法」に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園及び児童福祉法に規定する保育所のこと。

■ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ること）ができる人のこと。

■子育てサポーター養成講座

子育ての基礎知識やコミュニケーション法などを学び、マタニティから赤ちゃん期の親の悩みや思いに共感して支える人材を育てる講座。

■子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点。

■子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

■子ども・子育て支援法

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。

■子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。子ども・子育て支援新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する計画。

■こども未来戦略

若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、若者・子育て世代の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、すべての子どもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目ない支援をしていくこと。

■子ども・若者育成支援推進法

子どもや若者が健やかに成長し、社会の一員として活躍できるよう、国や地方自治体、そして地域全体で支援していくための法律。

た行

■地域学校協働活動

学校・家庭・地域が一体となって子ども達の学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が連携・協働して行う様々な活動。（例：地域住民の参画を得て、小学生を対象にスポーツや文化活動・交流活動などの取り組みを行う放課後子ども教室や、主に中学生を対象に教員OBなどの地域住民の協力により学習支援等を行う地域未来塾等）

■地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ等、子ども・子育て支援法に基づき実施する事業。

■地域型保育事業

0～2歳児を対象とし、小規模保育、家庭的保育（保育者の居宅等で利用定員5人以下で保育を行う）、居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅で保育を行う）及び事業所内保育を行う事業。

■DV（ドメスティック・バイオレンス）

直訳すると「Domestic＝家庭内の」「Violence＝暴力」となりますが、一般的には、「夫婦や同棲相手、恋人同士など親密な関係にある(あった)者からの暴力」という意味。

■等価可処分所得

世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯の人数の平方根で割ったもの。

な行

■認定こども園

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育・保育・子育て支援を一体的に行う施設。

■乳児等通園支援事業

保育所等において、保育所等に入所していない乳児又は満3歳未満の幼児に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児または幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談並びに子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業。

■妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦の方等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための相談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援を行う事業。

は行

■ファミリーサポートセンター

子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)と子育ての手助けをして欲しい人(依頼会員)で組織し、地域において会員同士で子育てを支援するシステム。

■放課後子ども教室

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の協力を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業。

■放課後子どもプランコーディネーター

各教室での実施プランを立てたり、学校・地域との連携、また保護者や地域住民に対する参加協力依頼や連絡を行う調整役。

■フォローアップ研修

「特定の事柄を徹底させるために面倒をみたり追いかけたりする」「一度行った事柄をさらに強化し、その効果を確認するために、もう一度行って進展を調べる」研修のこと。

や行

■幼児教育センター

幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭に対する研修機会の提供や相談業務、市(区)町村や幼児教育施設に対する情報提供等を行う地域の拠点のこと。

■ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている18歳未満の子ども。

ら行

■ライフステージ

乳幼児期、学齢期、少年期、青年期、壮年期、老年期などの生涯の各時期のこと。その他、結婚、子育て、子どもの自立といった要因による分類。

■ライフデザイン

仕事だけではなく、結婚や家庭、子育て等を含めたトータルの人生設計のこと。

■レスパイト

「休息」「息抜き」「小休止」という意味。

わ行

■ワーク・ライフ・バランス

働く人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。



佐世保市子どもまんなか計画

発行年月：令和7年3月

発行：佐世保市子ども未来部子ども政策課

(〒857-0042 佐世保市高砂町5番1号)

電話：0956-24-1111 (代表)

電子メール：kodosei@city.sasebo.lg.jp